



横手市災害廃棄物処理計画

(素案)

令和8年●月

横手市

横手市災害廃棄物処理計画 目次

はじめに	1
1 横手市災害廃棄物処理計画とは	1
2 災害廃棄物処理のイメージ	2
 第1編 総則	3
1 基本的事項	3
1-1 本計画の位置づけ及び計画策定の趣旨	3
1-2 対象とする災害	5
1-3 対象とする災害廃棄物	8
1-4 災害廃棄物対策の基本方針	9
1-5 災害廃棄物処理計画の見直しについて	9
2 組織・指揮命令系統	10
2-1 組織体制	10
2-2 協力支援体制	13
2-3 情報伝達	15
3 処理の流れ	16
3-1 災害廃棄物処理の全体的流れ	16
3-2 規模別の災害廃棄物処理対応	18
第2編 災害廃棄物処理の進め方	20
1 発災後24時間以内	21
手順1 全体的被害状況を把握する。	21
手順2 仮設トイレを設置する。	23
手順3 災害廃棄物の収集体制を構築する。	24
2 発災後48時間以内	26
手順4 災害廃棄物の発生量を把握する。	26
手順5 一次仮置場を開設・管理する。	31
3 発災後48時間以降	40
手順6 処理先を確保する。	40
手順7 広域処理体制を構築する。	41
手順8 契約を締結する。	42
手順9 国庫補助制度を活用する。	46
手順10 災害廃棄物処理実行計画を策定する。	48

第3編 大規模災害時に特に必要となる対応	51
1 初動期の道路啓開等で発生する災害廃棄物の取扱い	51
2 損壊家屋等の解体撤去	51
3 二次仮置場及び仮設処理施設の設置	53
4 環境調査	56
5 地方自治法に基づく事務委託、事務代替	57
6 し尿処理施設の被災への対応	57
第4編 資料編	58
1 災害時に必要な各種報告書・委託契約書等の様式・ひな形集	58
1-1 県への被害報告様式	58
1-2 災害廃棄物処理に係る処理実行計画策定等業務委託仕様書のひな形	59
1-3 仮置場への搬入許可証の例（被災者への配布用）	64
1-4 災害廃棄物間口収集運搬業務委託仕様書等のひな形	65
1-5 運搬業務委託（単価契約：集積所から仮置場）仕様書のひな形及び日報の様式	69
1-6 仮置場の管理委託仕様書のひな形（選別及び処理施設への運搬含む）	72
1-7 運搬業務委託（単価契約：仮置場から処理施設）仕様書等のひな形	77
1-8 収集運搬業務委託（単価契約：仮置場からの収集運搬・処分）契約書のひな形	80
1-9 処理業務委託（単価契約：処理困難廃棄物）契約書のひな形	81
1-10 売却（単価契約：金属類）契約書のひな形	82
1-11 災害廃棄物仮置場設置・撤去業務仕様書のひな形	84
1-12 災害廃棄物仮置場積替・保管・選別業務仕様書のひな形	87
1-13 損壊家屋の解体撤去の各種様式	91
1-14 解体撤去工事仕様書のひな形	100
1-15 クリーンプラザよこて運営事業災害廃棄物追加処理契約のひな形	106
1-16 隨意契約理由書のひな形	110
1-17 思い出の品・貴重品の取得記録様式例	111
2 県及び市が締結している災害協定（要請様式等含む）	112
2-1 大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	112
2-2 災害時におけるし尿等の収集運搬に係る協定	115
2-3 災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定	116
2-4 災害時における家庭系一般廃棄物収集運搬に関する協定	122
2-5 災害時におけるし尿収集運搬に関する協定	124

3 地震被害想定と災害廃棄物発生量の推計	128
3-1 推計方法（国対策指針）	128
3-2 組成別の災害廃棄物発生割合と選別率（国対策指針）	131
3-3 地震による災害廃棄物発生量の推計	132
4 水害想定と災害廃棄物発生量の推計	138
4-1 想定する水害の情報	138
4-2 組成別の災害廃棄物発生割合	141
4-3 災害廃棄物発生量の推計	141
4-4 平成29年大雨による横手市の被害状況及び災害廃棄物処理状況	141
5 仮設トイレの想定必要数とレンタル業者一覧	145
6 広報用チラシ作成例	147
7 連絡先一覧	148

参考資料

- 参-1 横手市地域防災計画（抜粋）
- 参-2 横手市の概要
- 参-3 横手市内の廃棄物処理施設
- 参-4 災害廃棄物処理フローの例
- 参-5 地域別仮置場面積、仮設トイレ数の推計
- 参-6 仮置場候補地（令和7年10月現在）
- 参-7 NPO・災害ボランティアとの連携例
- 参-8 戸別収集の自治体別記載方法の事例
- 参-9 仮置場の自治体別記載方法の事例
- 参-10 仮置場の配置の事例
- 参-11 環境調査の方法
- 参-12 仮置場の返還に係る土壤調査の手順

○沿革

改訂次	改訂（策定）年月	備 考
新規策定	平成31年4月	
第1次	令和8年●月	

はじめに

1 横手市災害廃棄物処理計画とは

横手市災害廃棄物処理計画は防災対策の一環に位置づけられ、「災害廃棄物対策指針（平成30年3月、環境省）」、「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（平成27年11月、環境省）」及び「災害廃棄物対策東北ブロック行動計画（令和7年1月、災害廃棄物対策東北ブロック協議会）」に倣い災害への事前の備えとして策定する。東日本大震災や熊本地震の例に見られるように、発災後は大量の災害廃棄物が発生する。また、横手市は過去に多くの水害に見舞われており、災害への事前の備えとして計画策定の必要性は高い。

本計画に記載すべき内容は、「災害廃棄物対策指針（環境省）」に表1の項目が示されている。また、表2の関連計画との整合性を考慮する。

表1 横手市災害廃棄物処理計画に記載するべき事項

No	項目	No	項目
1	計画の位置づけ・趣旨	11	災害廃棄物処理
2	対象とする災害	12	発生量・処理可能量
3	災害の規模別・種類別の対策	13	相談窓口対応
4	対象とする業務	14	住民への啓発・広報
5	基本的考え方	15	災害応急対応
6	組織体制・指揮命令系統	16	処理対応の判断フロー
7	情報収集・連絡	17	初期対応
8	協力・支援体制	18	災害廃棄物処理実行計画の作成
9	職員への教育訓練	19	計画の見直し
10	一般廃棄物処理施設		

表2 整合性を考慮する他計画

計画の名称	連携が考えられる内容
横手市防災計画	災害対策本部での役割 関連部局との連携
横手市業務継続計画	発災直後の対応・業務継続
横手市一般廃棄物処理計画	ごみ処理施設に関する情報
秋田県地域防災計画	県との調整・連携
秋田県災害廃棄物処理計画	県との調整・連携

2 災害廃棄物処理のイメージ

横手市災害廃棄物処理計画には、特に初期対応や事前に考慮・整理しておくべき事項について出来る限り詳しく記述する。大規模災害においては、災害廃棄物処理実行計画を策定することになるので、応急期から復興期に渡る期間については、実行計画において詳細を定めることとする。

表3 各進捗状況における災害廃棄物処理対策

項目	行動	
初動期	情報収集・連絡	災害廃棄物処理計画 初動期については、具体的な業務を詳しく記載する。中長期的な対応については、災害廃棄物処理実行計画策定時に検討する。
	協力・連携	
	発生量・処理可能量推計	
	仮置場の設置	
	相談窓口対応	
	住民への啓発・広報	
	収集運搬・処分フロー	
	道路啓開	
	避難所対応	
応急期～復興期	一次仮置場の外部委託	災害廃棄物処理実行計画 応急期以降の対応については、本計画において具体的な計画を記載する。
	県内広域処理体制の構築	
	家屋解体	
	遺失物対応（自動車等）	
	二次仮置場	
	県外広域処理体制の構築	
復旧期・復興期	仮置場の返還対応	

横手市災害廃棄物処理計画

第1編 総則

1 基本的事項

1-1 本計画の位置づけ及び計画策定の趣旨

(1) 本計画の位置づけ

本計画は、今後大規模地震や水害、その他自然災害が発生した場合の災害廃棄物（避難所ごみを含む）の処理について、「横手市一般廃棄物処理計画」や災害対策基本法第40条による「横手市地域防災計画（令和7年3月修正）」に基づき、「秋田県地域防災計画（令和7年3月修正、秋田県）」、「災害廃棄物対策指針（平成30年3月、環境省）」（以下「国対策指針」という。）、「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（平成27年11月、環境省）」（以下「大規模行動指針」という。）、「災害廃棄物対策東北ブロック行動計画」（以下、「ブロック行動計画」という。）及び「秋田県災害廃棄物処理計画（令和7年3月改定、秋田県）」（以下、「県処理計画」という。）を踏まえ、横手市の基本的な考え方や処理方法を示すものである。本計画の位置づけを図1-1-1に示す。

(2) 計画策定の趣旨

本計画は、今後大規模地震や水害、その他自然災害が発生した場合の災害廃棄物（避難所ごみを含む）の処理について、適正かつ迅速に処理を行うため、横手市の基本的な対応方針として策定したものである。

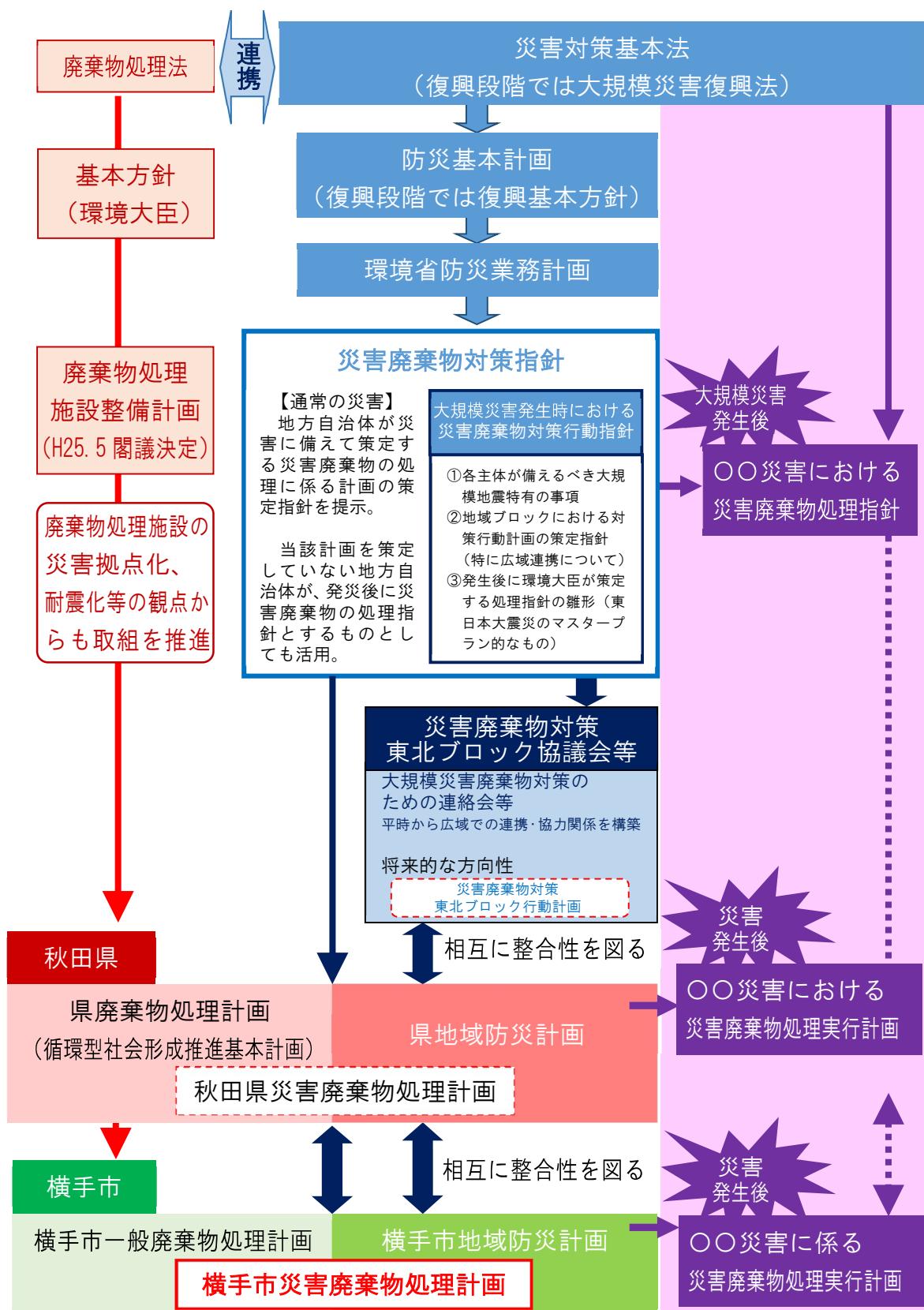


図 1-1-1 本計画の位置づけ

出典：大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（修正）

1-2 対象とする災害

本計画において対象とする災害は、横手市地域防災計画に定める地震、豪雨等の自然災害とする。なお、県処理計画で推計している被害想定は表 1-1-1 のとおりである。

表 1-1-1 (1) 主な被害想定 地震災害

災害の種類	想定される被害							
	想定される災害廃棄物発生量 (単位: t)							
地震災害 (13 地震: 横手盆地真 昼山地 連動地震)	柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	その他	土砂	合計
	461,170	1,496,390	162,464	27,029	929,446	0	0	3,076,502

出典：県処理計画【資料編】P76,81,101（令和7年3月改定、秋田県）

表 1-1-1 (2) 主な被害想定 水害

災害の種類	想定される被害							
	想定される災害廃棄物発生量 (単位: t)							
水害 (雄物川 氾濫)	柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	その他	土砂	合計
	14,782	51,566	14,611	2,406	36,612	2,063	49,848	171,888
水害 (横手川 氾濫)	全壊 2,515 棟、半壊 5,491 棟、床下浸水 3,385 棟、想定総雨量 503mm (2 日間)							
	想定される災害廃棄物発生量 (単位: t)							
水害 (横手川 氾濫)	柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	その他	土砂	合計
	15,211	53,061	15,034	2,476	37,674	2,122	51,293	176,871
水害 (上溝川 氾濫)	全壊 496 棟、半壊 797 棟、床下浸水 234 棟、想定総雨量 523mm (24 時間)							
	想定される災害廃棄物発生量 (単位: t)							
水害 (上溝川 氾濫)	柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	その他	土砂	合計
	2,800	9,768	2,768	456	6,935	391	9,443	32,561
水害 (雄物川上 流域氾濫・ 横手大戸川)	全壊 20 棟、半壊 380 棟、床下浸水 285 棟、想定総雨量 545.5mm (24 時間)							
	想定される災害廃棄物発生量 (単位: t)							
水害 (雄物川上 流域氾濫・ 横手大戸川)	柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	その他	土砂	合計
	271	945	268	44	671	38	914	3,151
水害 (雄物川上 流域氾濫・ 頭無川)	全壊 3 棟、半壊 1,768 棟、床下浸水 2,440 棟、想定総雨量 545.5mm (24 時間)							
	想定される災害廃棄物発生量 (単位: t)							
水害 (雄物川上 流域氾濫・ 頭無川)	柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	その他	土砂	合計
	862	3,005	851	140	2,134	120	2,905	10,017
水害 (雄物川上 流域氾濫・ 皿川)	全壊 0 棟、半壊 90 棟、床下浸水 291 棟、想定総雨量 545.5mm (24 時間)							
	想定される災害廃棄物発生量 (単位: t)							
水害 (雄物川上 流域氾濫・ 皿川)	柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	その他	土砂	合計
	41	143	40	7	102	6	138	477
水害 (雄物川上 流域氾濫・ 皆瀬川)	全壊 11 棟、半壊 26 棟、床下浸水 1 棟、想定降雨量 50mm (1 時間)							
	想定される災害廃棄物発生量 (単位: t)							
水害 (雄物川上 流域氾濫・ 皆瀬川)	柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	その他	土砂	合計
	66	229	65	11	162	9	221	763
水害 (雄物川上 流域氾濫・ 成瀬川)	全壊 28 棟、半壊 80 棟、床下浸水 16 棟、想定降雨量 51mm (1 時間)							
	想定される災害廃棄物発生量 (単位: t)							
水害 (雄物川上 流域氾濫・ 成瀬川)	柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	その他	土砂	合計
	173	605	171	28	429	24	585	2,015

出典：県処理計画【本編】P22（令和7年3月改定、秋田県）

県処理計画【資料編】P167～169,172～175（令和7年3月改定、秋田県）

(1) 廃棄物焼却施設の余力

県処理計画では、災害廃棄物(可燃物)の処理可能量として、クリーンプラザよこて（一般廃棄物焼却施設）の余力を推計している。算出条件を表 1-1-2、推計結果を表 1-1-3 に示す。

通常稼動した令和 6 年度のデータを使用した結果、余力は 20,118 t / 年となっている。

なお、横手市内には表 1-1-4 に示す産業廃棄物処理施設がある。産業廃棄物処理施設の能力は焼却施設 34.776 t / 日、破碎施設 4,051 t / 日、溶融施設 1.84 t / 日となっている。

表 1-1-2 算出条件

能 力	
処理実績	
稼動実績	令和 6 年度実績（整備・点検を除く）
稼動可能日数	
処理期間	2.7 年（災害廃棄物の処理期間は最大 3 年間であるが、体制整備や既存施設の機能回復等で概ね 4 カ月を要するものとし、2.7 年とした。）
余力	（年間処理能力(t/年) - 年間稼動実績(t/年度)) × 処理期間(2.7 年) ※年間処理能力(t/年) = 公称能力(t/日) × 稼動可能日数(日/年)

出典：県処理計画【資料編】P134（令和 7 年 3 月改定、秋田県）

表 1-1-3 クリーンプラザよこての余力

①能力 (t/日)	②処理 能力 (t/年)	③R6 稼動 実績 (t/年)	④稼動可能 日数 (日/年)	⑤余力 (年間) ②-③ (t/年)	⑥余力 (t/2.7 年) ⑤×2.7
95	29,450	21,999	310	7,451	20,118

※処理計画を 3 年としているが、体制整備等に概ね 4 カ月を要すると仮定し、2.7 年間とした。

※ごみ処理施設については、定期点検による休止期間も考慮する。

処理能力及び稼動実績の出典：横手市資料（令和 6 年度 一般廃棄物処理実態調査）

表 1-1-4 横手市内の産業廃棄物処理施設数 令和 7 年 9 月現在

処理方法	施設数	処理能力 (t/日)	許可を受けている区分
焼却	3	34.776	廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず
破碎	7	4,051.00	廃プラスチック類、木くず、紙くず、がれき類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等
溶融	2	1.84	廃プラスチック類

※施設数については、横手市内の秋田県産業廃棄物処分業許可業者の許可証（秋田県産業廃棄物処理業者検索システムより）を基に算出を行った。

※処理能力は全ての処理可能品目の総計である。

※産業廃棄物処理施設が横手市外に設置されている場合は除外している。

（2）最終処分場の余力

県処理計画では、災害廃棄物(不燃物)の処分可能量として、横手市南東地区最終処分場の余力を推計している。算出条件を表1-1-5、推計結果を表1-1-6に示す。平成28年度よりクリーンプラザよこてが稼動した結果、焼却能力の向上と主灰の資源化により、年間の最終処分埋立量が1/3以下となり、10年後の余力も4,553m³と埋立可能な状況となっている。

なお、横手市では出来る限り資源リサイクル・焼却による減容化を行っており、最終処分場への災害廃棄物の直接搬入は無いものと推測している。

表 1-1-5 算出条件

埋立実績 残余容量	令和 6 年度実績
余力	残余容量 (m ³) – (年間埋立実績 (m ³ /年度) × 10年) × 1.5 (t/m ³) 10年後残余容量とは、現状の残余容量から、10年間で必要となる生活ごみの埋立容量を差し引いた値である。今後災害が直ちに発生するとは限らないこと、また、災害廃棄物を埋立処分した後、最終処分場を新たに設置するまでには数年を要することから、10年間の生活ごみ埋立量を差し引いたものである。

出典：県処理計画【資料編】P135（令和 7 年 3 月改定、秋田県）

表 1-1-6 横手市南東地区最終処分場の余力

①R6 埋立実績 (m ³ /年)	②R6 年度終了時点 残容量 (m ³ /年)	③余力 (10 年後) (m ³) ② – ① × 10 年	④余力 (10 年後) (t) ③ × 1.5 t / m ³
846	13,013	4,553	6,830

埋立実績及び R6 年度終了時点残容量の出典：横手市資料（令和 6 年度 南東地区最終処分場総埋立量）

1-3 対象とする災害廃棄物

対象とする災害廃棄物は次のとおりである。

表 1-1-7 災害廃棄物の種類

廃棄物の種類	内訳
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
避難所ごみ	避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類等が多い。事業系一般廃棄物として管理者が処理する
し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水
災 害 廃 棄 物	可燃系/可燃系混合物 繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
	木くず 柱・はり・壁材などの廃木材
	畳・布 被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
	不燃物/不燃系混合物 分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂等）などが混在し、概ね不燃系の廃棄物
	コンクリートがら等 コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず 鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	廃家電（4品目） 被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う
	小型家電/その他家電 被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	腐敗性廃棄物 被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	有害廃棄物/危険物 石綿含有廃棄物、P C B、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・C C A（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ポンベ類などの危険物等
廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※被災車両は、自動車リサイクル法に基づき、所有者自ら引取業者に引き渡すため、本市では回収しない。ただし、人命救助、道路啓開若しくは二次災害が発生するおそれがあるなど緊急を要する場合、又は著しく損傷している場合には、市はレッカ一車等により仮置場等まで移動させる。仮置場等での保管方法や期間については警察等と協議する。その後、所有者等が判明する場合には、所有者等に連絡し引取りを依頼する。それ以外の場合には、一定期間保管後、本市が自動車リサイクル法に基づき引取業者に引き渡す。
その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、石こうボードなど

※災害廃棄物の処理・処分は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象であるが、生活ごみ、避難所ごみ及びし尿（仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水は除く）は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外である。

出典：国対策指針（一部編集）

1-4 災害廃棄物対策の基本方針

(1) 災害に強い施設の整備

災害に強い一般廃棄物処理施設等の整備・点検に努め、必要に応じて、非常用自家発電設備や地下水等の利用など、業務を継続するために必要な資機材を備蓄する。また、横手衛生センターについては、災害時にも平時と同様にし尿処理を行うために、基幹的設備改良工事の際に水槽内防食の耐震化も合わせて行う。

(2) 災害廃棄物処理の方針

災害廃棄物処理の方針は次のとおりとする。

- ・市の施設及び市内業者の活用を図るとともに、他市町村の処理に協力する。
- ・循環資源を可能な限り再資源化する。
- ・災害廃棄物を適切に管理し、生活環境を保全する。
- ・市内処理が困難なときは、県・市町村・民間団体との協定に基づき、広域処理体制を構築する。

(3) 処理期間

処理期間は、大規模災害においては3年以内の処理を目指す。なお、水害にあっては1年以内の処理を目指す。

(4) 災害廃棄物処理計画と災害廃棄物処理実行計画

本計画には、発災直後に対応すべき事項を定め、1年以上の期間に及ぶ災害廃棄物処理に関しては、発災後に策定する「災害廃棄物処理実行計画」により具体的な処理体制を構築する。

(5) 教育訓練・人材育成等

国や県が主催する教育訓練・人材育成事業に積極的に参加する。また、自主的な人材育成にも取り組むために、以下の資料等も活用する。

「災害廃棄物に関する研修ガイドブック（国立研究開発法人 国立環境研究所）」

<http://dwasteinfo.nies.go.jp/cd/index.html>

(6) 被災地への支援

協定等に基づき、県又は県内外の市町村から災害廃棄物処理に係る支援要請があったときは、災害廃棄物の受入や収集運搬の他、人材の派遣等についてできる限り協力する。

1-5 災害廃棄物処理計画の見直しについて

本計画は、国の「災害廃棄物対策指針」や「秋田県災害廃棄物処理計画」及び「横手市地域防災計画」の改訂や市の現状に基づき、必要に応じ見直しを行う。

2 組織・指揮命令系統

2-1 組織体制

(1) 横手市災害対策本部

大規模な災害が発生したときは、横手市地域防災計画に基づき災害対策本部が設置される。また、災害の規模に応じて災害対策部、災害警戒部、災害連絡部が設置され、必要な対応を実施する。災害対策本部においては、各部局に対策班を編成し、各災害対策業務に対応する。

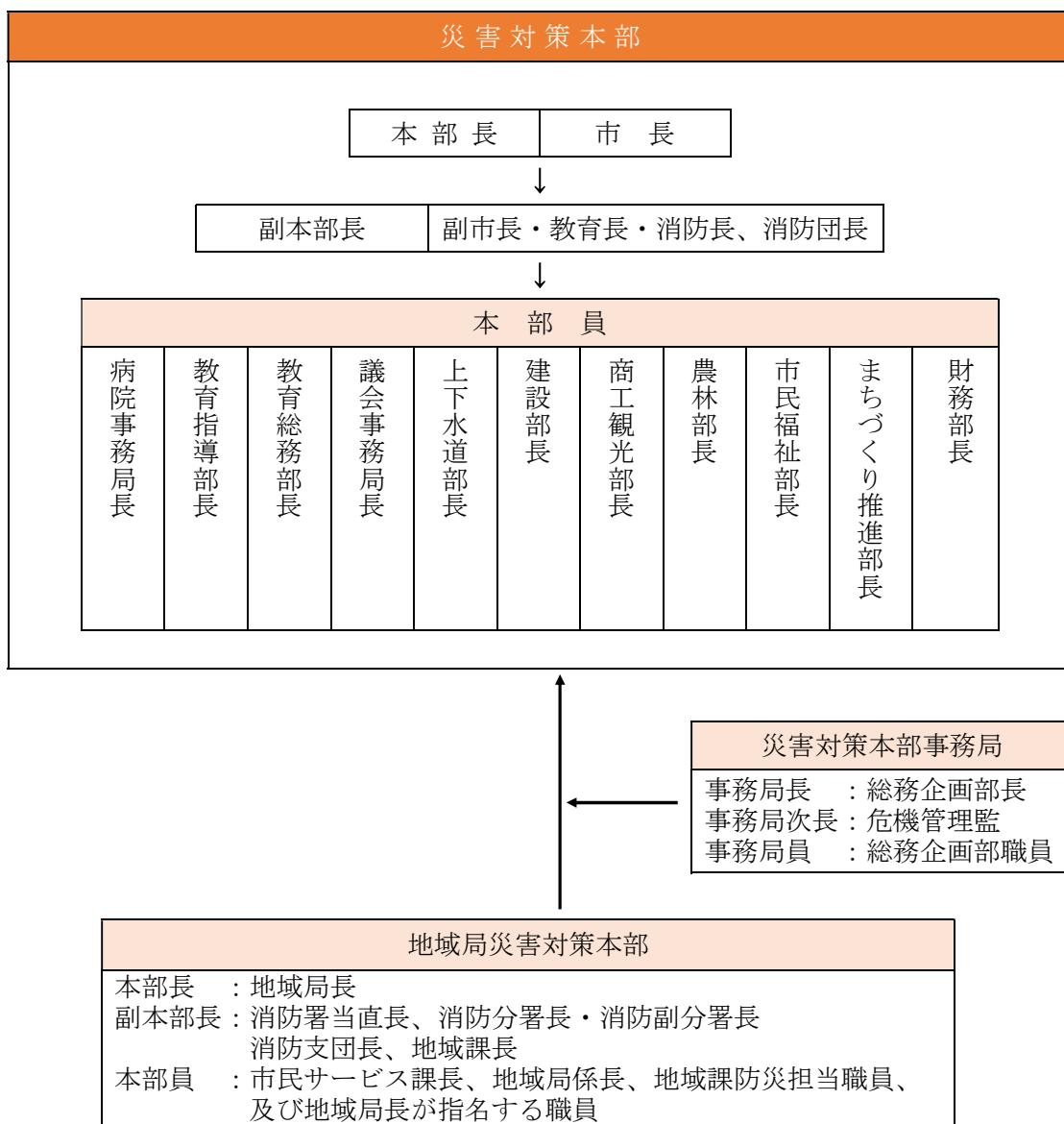


図 1-2-1 横手市災害対策本部の構成（令和7年3月現在）

(2) 環境班の役割

災害廃棄物処理は災害時に設置される環境班が対応する。環境班の主な事務分掌を表 1-2-1 に示す。

表 1-2-1 環境班の主な事務分掌

組織名	班長	主な事務分掌
環境班	生活環境課長	<ol style="list-style-type: none"> 災害地の清掃及びし尿処理に関するこ 災害廃棄物の処理に関するこ 清掃用車両、し尿吸排車の確保に関するこ へい獣の処理に関するこ 空き家対策に関するこ 死体の洗浄、検案等の補助、収容施設の確保、輸送及び一時保管に関するこ 埋火葬及び慰靈に関するこ

(3) 環境班内の災害廃棄物処理担当の役割

被災状況に応じ、災害廃棄物処理を担当する環境班に、総務、収集、処理の3つの担当を設置し、災害廃棄物処理に当たる。各担当係の主な事務分掌を表 1-2-2 に示す。

表 1-2-2 環境班内の災害廃棄物処理担当の主な事務分掌

担当名	主な事務分掌	備考
総務担当	<ol style="list-style-type: none"> 災害廃棄物対策の全体の進行管理と調整 職員の収集状況の確認、人員配置 災害対策本部、県、他市町村の災害廃棄物担当部署との連絡 支援の要請や受け入れのための連絡調整 各係の応援 災害ごみ、がれき、し尿等の発生量の推計 し尿処理計画の策定 仮設トイレの設置 仮設トイレの維持管理や使い方の指導 住民への広報、相談 廃棄物の区分・処理方法についての住民への指導、相談 被災地域の消毒 	災害ごみの発生量推計・処理方法について関係部署・関係機関等と連携調整する。
収集担当	<ol style="list-style-type: none"> 避難所及び一般家庭から排出されるごみの収集運搬 避難所及び一般家庭から排出されるし尿、浄化槽汚泥の収集運搬 支援業者等への収集運搬委託業務 	収集運搬について関係機関等と連携調整する。
処理担当	<ol style="list-style-type: none"> 処理施設の点検、被災施設の復旧 避難所及び一般家庭から排出されるごみの処理 避難所及び一般家庭から排出されるし尿、浄化槽汚泥の処理 仮置場の開設と管理 災害ごみの分別、指導 支援業者への処理委託事務 	処理施設の点検及び災害ごみの処理について関係機関等と連携する。

(4) 地域局援護班の役割

横手市内の8つの地域局援護班で担当する主な事務分掌を表1-2-3に示す。

表1-2-3 地域局援護班の主な事務分掌

組織名	班長	主な事務分掌	備考
援護班	市民課長 及び 市民 サービス 課長	<ol style="list-style-type: none"> 援助が必要な避難者の誘導及び収容に関すること 避難所の運営に関すること 避難者及び被災者の健康相談に関すること 遺体の収容に関すること 物資の配布に関すること 被災地の清掃及びし尿処理に関すること 相談窓口の設置に関すること 罹災証明の発行に関すること 	<p>【環境班より依頼する 災害廃棄物処理関係事務】</p> <ol style="list-style-type: none"> 災害廃棄物仮置場候補地の確認 住民への広報 仮設トイレの設置必要数の把握

2-2 協力支援体制

(1) NPO、災害ボランティアとの連携

被災住宅等の建物からの災害廃棄物の撤去、搬出等については、多くの人員が必要となる。よって、災害時に市社会福祉協議会へNPOや災害ボランティアの受け入れを行うため、ボランティアセンターの設置を要請する。

(2) 自治体、民間団体等との協力

広域処理が必要な規模の大災害等の場合、市の職員のみでは対応しきれない事態が想定される。事前に廃棄物に関連する技術を持つ各種団体、民間企業をピックアップし災害時に必要な技術分野の支援または技術者の派遣について協力体制を構築しておく。

また、市は、迅速な処理体制の構築を図るため、協力体制について状況の変化に合わせて定期的に見直し、必要な改訂を行う。

表 1-2-4 自治体等との災害時相互応援協定

	締結年月日	相手方	主な内容	備 考
1	S61.5.23 H22.4.1	神奈川県厚木市	災害時相互応援	旧横手市で締結
2	H16.10.22 H24.7.6	茨城県那珂市	災害時相互応援	旧横手市で締結
3	H18.4.26	秋田県全12市	災害時相互応援	
4	H20.7.31	(一社)秋田県産業資源循環協会	災害廃棄物の処理等の協力	秋田県で締結
5	H20.10.1 H30.3.16 R1.9.24	国土交通省 湯沢河川道路事務所	雄物川の画像情報の提供 国道13号の画像情報の提供 災害時相互応援	
6	H22.11.29	国土交通省東北地方整備局	災害対策現地情報連絡員の派遣	
7	H23.11.14	秋田県環境整備事業行動組合	災害時のし尿収集運搬	秋田県で締結
8	H24.1.20	秋田県及び全市町村	災害時相互応援	秋田県で締結
9	H24.11.1 R4.3.28	秋田県平鹿地域振興局	災害発生時一時立ち寄り所として使用 災害時相互応援	
10	H24.11.13	岩手県西和賀町	災害時相互応援	
11	H25.5.20	由利本荘市、湯沢市、大仙市、大船渡市、奥州市、花巻市、北上市、遠野市、釜石市	災害時相互応援	
12	H26.2.13	全国青年市長会	災害時相互応援	44市
13	H29.1.31	協同組合 横手環境協議会	災害時の家庭系一般廃棄物収集運搬	
14	H29.1.31	横手環境保全振興会ほか	災害時のし尿収集運搬	
15	R7.1.22	宮城県富谷市	災害時相互応援	

※太字は、災害廃棄物処理に関する内容を含む協定である。

（3）都道府県及び国の協力・支援

県は、大規模災害発生時、他の都道府県との協定や東北ブロック災害廃棄物対策行動計画に基づき、県外との広域処理体制を構築し、適切な対応を図るため、D. Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）を活用し、国に人材派遣を要請する。

また、市が災害廃棄物処理に関する事務を行うことができないときは、地方自治法に基づく事務委託を受け、市に代わり当該事務を行う。D. Waste-Net の災害時の支援の仕組みを図 1-2-2 に示す。

横手市は、市内の被災状況に応じ、速やかに県へ要請を行うものとする。

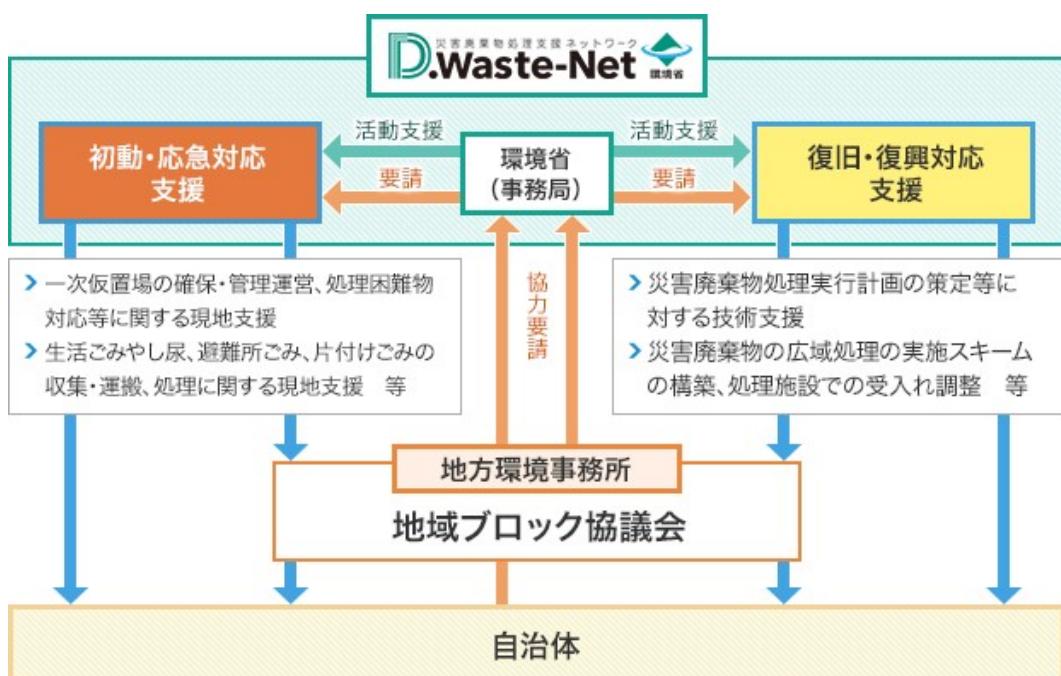


図 1-2-2 D. Waste-Net の災害時の支援の仕組み

出典：環境省 災害廃棄物対策情報サイト D. Waste-Net

2-3 情報伝達

(1) 県との連絡

電話、ファクシミリ、電子メール等の通常の連絡手段を用いることを原則とし、災害廃棄物に係る県の連絡窓口である環境整備班（災害廃棄物対策本部）に連絡する。なお、被災により通常の連絡手段が使えないときは衛星携帯電話を活用する。

(2) クリーンプラザよこての運営事業者との連絡

非常時の連絡体制を活用し、電話、ファクシミリ、電子メール等の連絡手段を用いることを原則とする。連絡窓口は、市民福祉部生活環境課（運営事業者：株式会社よこて E サービス クリーンプラザよこて（TEL 0182-23-6146、FAX 0182-23-6147）とする。なお、被災により通常の連絡手段が使えないときはクリーンプラザよこてへ直接訪問し確認する。

(3) 横手市南東地区最終処分場との連絡

非常時の連絡体制を活用し、電話、ファクシミリ、電子メール等の連絡手段を用いることを原則とする。連絡窓口は、市民福祉部生活環境課 横手市南東地区最終処分場（TEL・FAX0182-36-8050）とする。なお、被災により通常の連絡手段が使えないときは最終処分場へ直接訪問し確認する。

(4) 横手市横手衛生センターとの連絡

非常時の連絡体制を活用し、電話、ファクシミリ、電子メール等の連絡手段を用いることを原則とする。連絡窓口は、市民福祉部生活環境課 横手市横手衛生センター（TEL0182-32-1974、FAX0182-32-1977）とする。なお、被災により通常の連絡手段が使えないときは衛生センターへ直接訪問し確認する。

(5) 横手市雄物川衛生センターとの連絡

非常時の連絡体制を活用し、電話、ファクシミリ、電子メール等の連絡手段を用いることを原則とする。連絡窓口は、市民福祉部生活環境課 横手市雄物川衛生センター（TEL0182-22-5346、FAX0182-22-5318）とする。なお、被災により通常の連絡手段が使えないときは衛生センターへ直接訪問し確認する。

(6) 住民への広報

住民に対しては、複数の媒体（防災無線、よこて安全安心メール、横手かまくら FM、チラシ、掲示、SNS 等）により積極的に情報を提供する。

3 処理の流れ

3-1 災害廃棄物処理の全体的流れ

(1) 仮置場

比較的被害が小さいときは、ごみステーションで災害廃棄物を回収する。一戸あたりから排出される災害廃棄物（片付けごみ）の量が大きいときは、仮置場を設置する。また、場合によっては戸別回収を検討する。

大規模災害時は、主にがれき類、木くずなどの解体ごみの広域処理を中心として行う二次仮置場を設置する。処理先の受入基準に合わせた分別・処分が必要になることから、県や受入自治体、廃棄物処理許可業者等と調整の上、内容を決める。

仮置場は、あらかじめ候補地を一覧表で管理し、災害時には災害対策本部が選定する。ただし、こうした候補地は、自衛隊の野営地や避難所のほか、応急仮設住宅への優先的利用が想定されることから、関係団体と連絡調整しながら柔軟に対応する。

表 1-3-1 ごみの搬入場所

ごみステーション	発災前から住民が生活ごみを搬入していた場所
住民用仮置場	<ul style="list-style-type: none">・発災後に新たに設置する、住民の家屋内から排出される災害廃棄物 (以下「片づけごみ」という。) を住民自ら搬入する場所・面積は、片づけごみの回収する拠点となるための適切な広さでよい <p>※被害が大きい場合は、各世帯の庭先から戸別回収</p>
一次仮置場	<ul style="list-style-type: none">・災害廃棄物を一定期間、分別・保管し、必要に応じ粗破碎・粗分別を行う場所・災害廃棄物の発生量推計に合わせた面積を有し、分別保管が原則
二次仮置場	<ul style="list-style-type: none">・大規模災害時や県外広域処理を行う場合に、一次仮置場等から災害廃棄物を集約し、必要に応じ破碎機等の仮設による破碎・分別等を行う場所

出典：県処理計画【本編】P23（令和7年3月改定、秋田県）（一部編集）

表 1-3-2 仮置場の選定方針

候補①	公園、グラウンド、未利用の公共施設用地等の公有地、公民館、ごみ処理施設
候補②	未利用工業団地
留意事項	<ul style="list-style-type: none">・特に大規模災害においては、他の用途との競合による混乱を避けるため、仮置場の開設については災害対策本部に諮る。・冬期間の開設が見込まれる場合には、除雪スペースを考慮する。・災害廃棄物の搬入、搬出を考慮する。具体には「市地域防災計画第2編第2章第13節交通輸送計画(P170-171)」に記載された緊急輸送道路から、仮置場候補地までの大型車のアクセスを考慮する。

「市地域防災計画第2編第2章第13節交通輸送計画(P170-171)」に記載された緊急輸送路

【第1次】

秋田自動車道、東北中央自動車道、国道13号、国道107号（岩手県境～国道13号）、（主）横手大森大内線（国道13号～横手北スマートIC）、（主）横手東由利線（国道13号～横手市役所条里南庁舎前）、（一）御所野安田線（国道107号～（市）横手環状線）、（市）横手環状線（一）御所野安田線～（市）中央線）

【第2次】

国道107号（国道13号～由利本荘市境）、国道342号、（主）横手大森大内線（横手北スマートIC～（市）牛ヶ沢猿田線）、（主）横手停車場線、（主）大曲大森羽後線（（主）横手大森大内線～大仙市境）、（一）川連増田平鹿線（国道342号～湯沢市境）、（一）御所野安田線（国道13号～（市）中央線）、（市）ふるさと村線（国道13号～（市）ふるさと村中央線）、（市）赤坂総合公園東線～県南地区防災備蓄倉庫前）、（市）羽黒本町線（（一）御所野安田線～市立横手病院前）、（市）駅東線（横手駅前～（市）中央線）、（市）横手環状線（国道13号～（市）中央線）、（市）牛ヶ沢猿田線（（主）横手大森大内線～市立大森病院前）、（市）条里跡般若寺線（（主）横手東由利線～平鹿総合病院前）、（市）赤坂総合公園東線（国道13号～（市）ふるさと村線）、（市）中央線、（市）大沢羽後線（国道107号～羽後町境）、（市）南中線（国道107号～横手南中学校前）

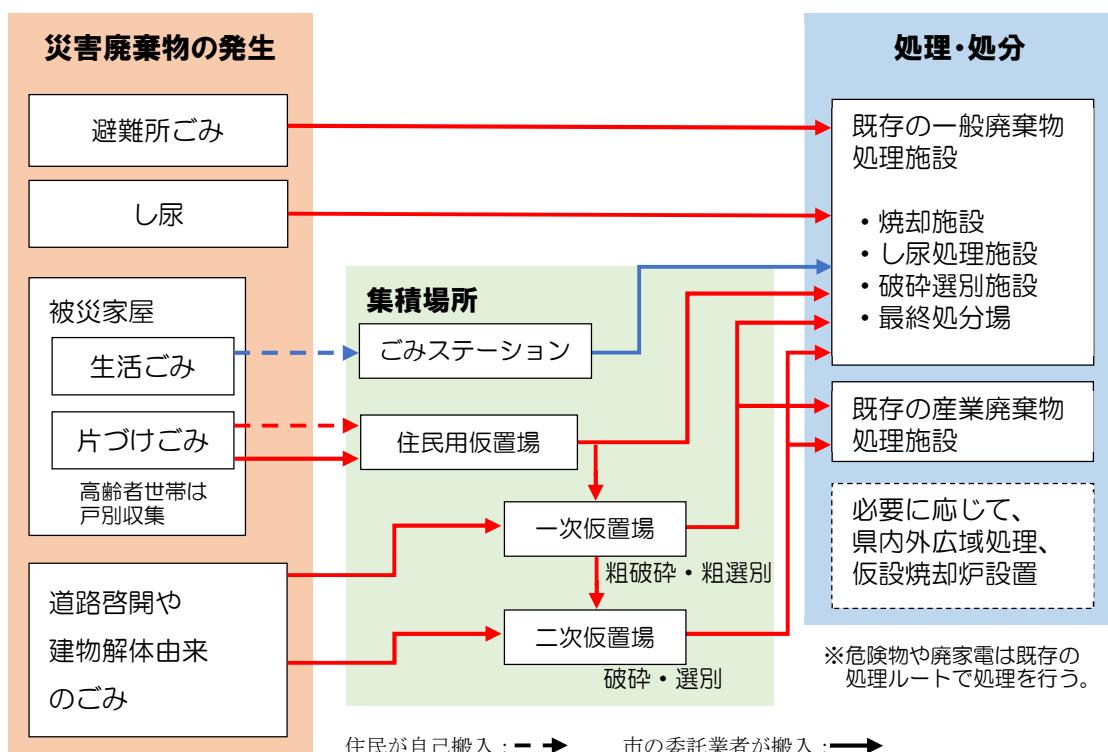
【第3次】

（一）中村上吉野線（国道342号～狙半内地区交流センター前）

※区間表記のない路線は全線対象。

（2）処理フロー

災害廃棄物の代表的な処理フローは次のとおりである。



※青矢印は既存のルート、赤矢印は災害時におけるルート

図 1-3-1 災害時における災害廃棄物処理の全体像

出典：県処理計画【本編】P23（令和7年3月改定、秋田県）（一部編集）

（3）災害廃棄物処理に関する協定

本市が単独で対応することが困難な量の災害廃棄物が発生したときは、表 1-3-3 の協定に基づき、県、市町村又は民間事業者に対し、協力を要請することができる。

表 1-3-3 災害廃棄物処理に関する協定

協定の名称	協定内容	締結日
災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定	秋田県 県内 25 市町村	平成 24 年 1 月 20 日
大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	秋田県 (一社) 秋田県産業廃棄物協会	平成 20 年 7 月 31 日
災害時におけるし尿等の収集運搬に係る協定	秋田県 秋田県環境整備事業協同組合	平成 23 年 11 月 14 日
災害時における家庭系一般廃棄物収集運搬に関する協定	協同組合 横手環境協議会	平成 29 年 1 月 31 日
災害時におけるし尿収集運搬に関する協定	横手環境保全振興会 他	平成 29 年 1 月 31 日

3-2 規模別の災害廃棄物処理対応

小・中規模災害時は、片づけごみや建物解体由来の災害廃棄物が排出されるので、これらを一次仮置場に一時保管し、必要に応じて県に対し県内の広域処理の調整を要請する。

大規模災害時は、災害廃棄物の量が膨大になるので、二次仮置場で破碎・選別処理を行い、県に対し県外を含めた広域処理の調整を要請する。小規模、中規模、大規模災害について、それぞれの災害廃棄物処理の流れを図 1-3-2～図 1-3-4 に示す。

（1）小規模災害（市の施設や市内業者で処理可能）

災害廃棄物の主体は片づけごみである。必要に応じて仮置場を経由した後、既存施設で処理・処分する。災害廃棄物の種類によっては、民間事業者に処理を委託する。

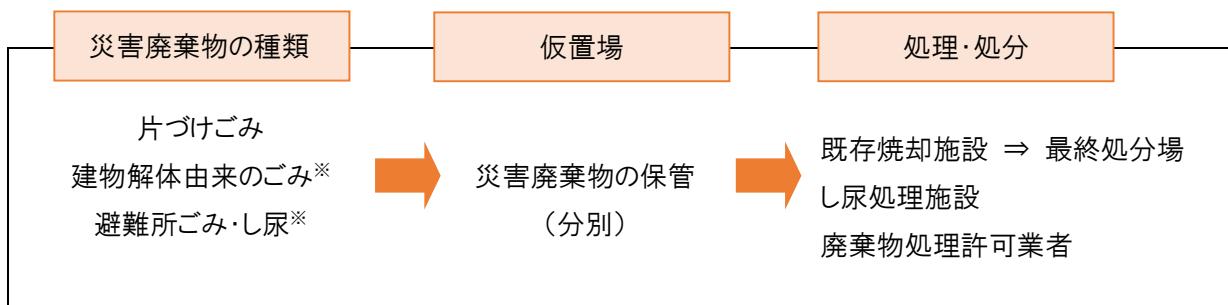
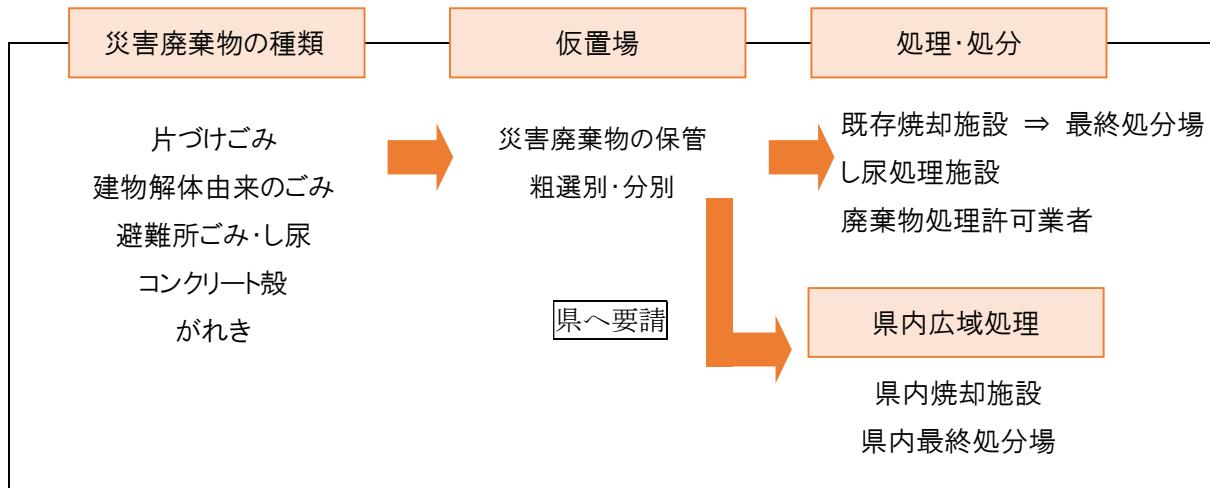


図 1-3-2 小規模災害における災害廃棄物処理の流れ

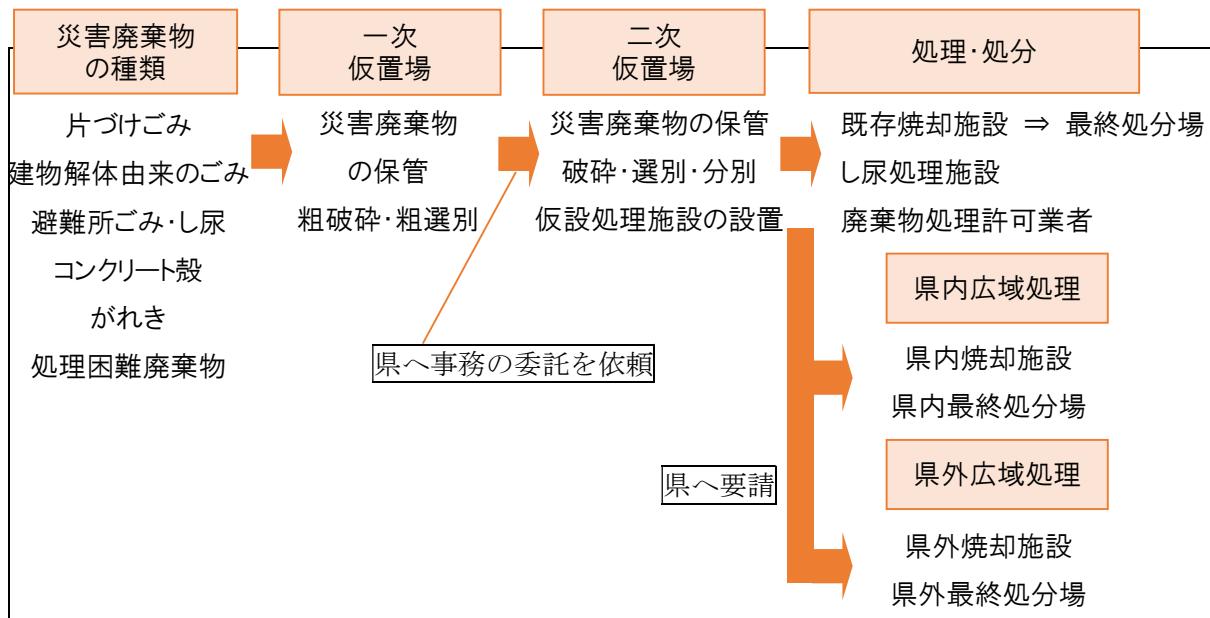
(2) 中規模災害（県内広域処理で処理可能）

災害廃棄物の主体は片づけごみの他、建物解体由来のごみや避難所ごみ、し尿が挙げられる。仮置場では簡易な選別を行う場合もある。既存施設で処理・処分を行い、必要に応じて県へ県内の広域処理調整を要請し、県内広域処理を行う。



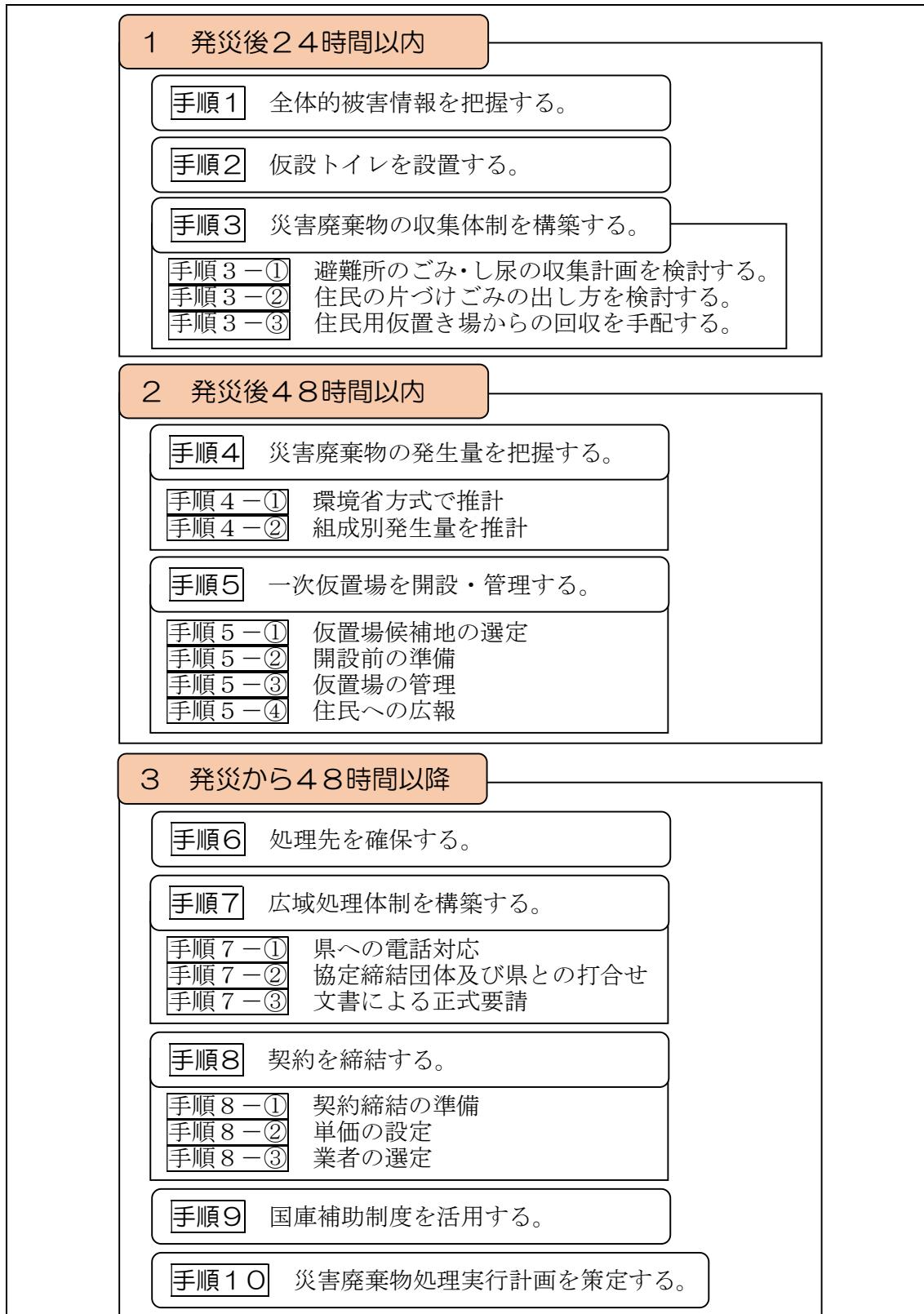
(3) 大規模災害（県外広域処理、激甚災害）

災害廃棄物の主体は建物解体由来のごみであり、発生量が多い。また、処理困難廃棄物も発生する。一次仮置場で粗選別した後、県への事務委託による二次仮置場での本格的な破碎選別を行い、必要に応じて県外広域処理を行う。



第2編 災害廃棄物処理の進め方

災害廃棄物処理の全体的な流れは次のとおりである。



1 発災後24時間以内

手順1 全体的被害状況を把握する。

災害対策本部等を通じ、被害情報を把握する。

- 情報収集を開始する。
- 被害及び対応について、報告書様式により県にメール等で報告する。

表 2-1-1 情報収集する内容

内容	情報の内容	収集先	主な活用方法
BCP	職員の安否確認	直接*	初動対応
災害	災害規模	災害対策本部（県）	補助金等
	水害の浸水範囲	災害対策本部	発生量推計
	避難所、避難者数	災害対策本部	避難所ごみ推計
	被害建物数	災害対策本部	発生量推計
	ごみ処理施設等の被害	直接*	処分
	し尿収集業者等被害	直接*	収集運搬
	ごみ収集業者等被害	直接*	収集運搬
	有害廃棄物等の状況	災害対策本部	収集運搬・処分
	現地の確認	直接	全般
	道路被害	災害対策本部	収集運搬・処分
インフラ	停電の状況	災害対策本部	処分
	上下水道被害	災害対策本部	処分
他	他市町村の被害状況	災害対策本部（県）	収集運搬・処分

*「直接」施設や業者の被害状況を情報収集する項目については、事前に名簿等を整え、速やかに確認できるよう準備する。

避難所のゴミの収集、仮設トイレの手配、災害ゴミの仮置場の必要設置数の配分にかかわることから、地域別の被災状況、避難所設置数、避難者数の把握に努める。



図 2-1-1 横手市の地域区分図

手順2 仮設トイレを設置する。

避難所などへの仮設トイレの設置を手配する。

- し尿処理は衛生面に大きく影響することから、最初に対応する。市地域防災計画において想定されている第13地震（横手盆地真昼山地運動）及び、雄物川・雄物川水系の水害における仮設トイレ設置数（推計）を表2-1-2に示す。

表2-1-2 地域別仮設トイレ設置数（基）

地域名称	仮設トイレ設置数	
	No. 13	雄物川水系水害
横手地域	241	269
増田地域	41	45
平鹿地域	76	84
雄物川地域	56	62
大森地域	36	40
十文字地域	83	91
山内地域	19	21
大雄地域	30	33
設置合計	582	645

※実際の災害時には避難所ごとのおよその人数を確認し設置数を決定する。

※地域別の設置数は合計数を人口比にて按分したもので、個別数値の合計と合わない場合がある。

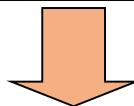
仮設トイレ設置の留意事項

- 最低限78.4人あたり1基の仮設トイレが必要
(トイレ容量400L、3日に1回汲取り実施時)
- 大規模災害時で、仮設トイレの確保が困難な場合は県に応援を求める。
- 仮設トイレのレンタル業者の一覧を作成し、年1回更新する。

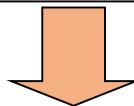
手順3 災害廃棄物の収集体制を構築する。

避難所のごみ・し尿の収集計画を検討する。

手順3-① 避難所のごみ・し尿の収集計画を検討する。



手順3-② 住民の片づけごみの出し方を検討する。



手順3-③ 住民用仮置き場からの回収を手配する。

※ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）は、随意契約が認められる。委託契約時の留意事項については手順8に整理する。

手順3-① 避難所のごみ・し尿の収集計画を検討する。

- 既存の収集運搬業者を活用し、通常のごみ収集に加え、避難所のごみ収集を手配する。なお、既存の収集運搬業者で足りないときは、県に応援要請する手順7。
- 同様に仮設トイレの汲み取りについても手配する。

手順3-② 住民用仮置き場からの回収を検討する。

- 地域ごとに、住民用仮置き場を設置するか又は被害家屋から直接戸別回収するかを検討する。
- 住民用仮置き場は、被害の大きい地域の近傍に配置する。

地震と水害の違い

- 水害時は水が引けると同時に片付けごみが排出されるので、特に速やかに対応する。
- 地震災害時は余震が収まり、各家庭の片付けの他、解体や改築の進捗に合わせて災害廃棄物が排出されるので、水害に比べると排出のピークは遅い。ただし、住民への広報を考慮し、早めに開設の要否を判断する。

手順3-③ 住民用仮置き場からの回収を手配する。

- 既存の収集運搬業者を活用し、住民用仮置き場からのごみ収集を手配する。既存業者で足りない場合は、県を通して産業廃棄物協会に応援要請する。
- 被害が大きかった地域や高齢者世帯には、戸別回収を実施する。

2 発災後48時間以内

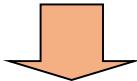
手順4 災害廃棄物の発生量を把握する。

災害廃棄物の発生量を推計する。

手順4-① 国対策指針に示される推計方法で推計

水害、火災の場合

手順4-① 初動期における推計



手順4-② 組成別発生量を推計

※ 大規模災害時ほど被害の把握に時間が掛かる。推計が困難なとき又はいとまがないときは、推計作業を後回しにして**手順5**へ進む。

手順4-① 災害廃棄物発生量の推計

図 2-2-1 災害廃棄物発生量の推計方法

$$Y = Y_1 + Y_2$$

Y: 災害廃棄物全体量(t)

Y₁: 建物解体に伴い発生する災害廃棄物量(t)

Y₂: 建物解体以外に発生する災害廃棄物量(t)

$$Y_1 = (X_1 + X_2) \times a \times b_1 + (X_3 + X_4) \times a \times b_2$$

X₁、X₂、X₃、X₄: 被災棟数(棟)

添え字 1: 住家全壊, 2: 非住家全壊, 3: 住家半壊, 4: 非住家半壊

a: 災害廃棄物発生原単位(t/棟)

$$a = A_1 \times a_1 \times r_1 + A_2 \times a_2 \times r_2$$

A₁: 木造床面積(m²/棟)

A₂: 非木造床面積(m²/棟)

a₁: 木造建物発生原単位(t/m²)

a₂: 非木造建物発生原単位(t/m²)

r₁: 解体棟数の構造内訳(木造)(ー)

r₂: 解体棟数の構造内訳(非木造)(ー)

b₁: 全壊建物解体率(ー)

b₂: 半壊建物解体率(ー)^{※1}

$$Y_2 = (X_1 + X_2) \times CP$$

CP: 片付けごみ及び公物等量発生原単位(t/棟)

※市町村が半壊建物の解体廃棄物を処理しない場合は半壊建物解体率をゼロに設定するなど実態に合わせて半壊建物解体率を修正することとする。

出典: 国対策指針【技 14-2】

表 2-2-1 推計に用いる各係数

項目	細目	記号	単位	地震 (揺れ)	地震 (津波)	水害	土砂災害
建物発生原単位	木造建物	a ₁	t/m ²	0.5(火災焼失は0.33 ^{※1})			
	非木造建物	a ₂		1.2(火災焼失は1.01 ^{※1})			
延べ床面積	木造建物	A ₁	m ² /棟	市町村ごとあるいは都道府県ごとに固定資産の価格等の概要調書(総務省)より入手(市町村ごとの参考値を資料編に示す)			
	非木造建物	A ₂					
解体棟数の木造、 非木造の内訳	木造:非木造	r ₁ :r ₂	ー	国対策指針の設定値より、木造:97.9%、非木造:2.1% (資料編の発生量推計では、地震及び水害の被害想定に基づく建物構造別の被害量を使用)			
解体率	全壊	b ₁	ー	0.75	1.00	0.5	
	半壊 ^{※2}	b ₂	ー	0.25 (0)	0.25 (0)	0.1 (0)	
片付けごみを含む 公物等量	全壊棟数	CP	t/棟	53.5	82.5	30.3	164

※1 火災焼失による減量率(木造34%および非木造16%)を考慮した原単位

※2 市町村が半壊建物の解体廃棄物を処理しない場合は半壊建物解体率をゼロに設定するなど実態に合わせて半壊建物解体率を修正することとする。

出典: 国対策指針【技 14-2】(一部編集)

手順4-① 初動期における推計

- 初動期は被害状況が正確に把握できない場合が多い。水害や火災の被害は次の方法により概数を推計することができる。

水害

- 1 現地確認や住民情報を地図に落とし、被害家屋棟数を把握する。
- 2 全被害家屋棟数に2トンを乗ずる。

$$\text{水害廃棄物発生量(初動期)} = \text{全被害家屋棟数(棟)} \times 2(\text{t/棟})$$

$$\text{全被害家屋棟数} = \text{全壊} + \text{半壊} + \text{床下浸水等の合計棟数}$$

火災

火災発生地区を把握した時点で、住宅地図から当該地区的焼失棟数の概数を把握し火災廃棄物発生量を推計する。

手順4-② 組成別発生量の推計

- 手順4-①で求めた災害廃棄物発生量に次の組成割合を乗じて、組成別発生量を推計する。
- こうして求められた災害廃棄物発生量を仮置場の必要面積や処理量見込みに活用する。

表 2-2-2 (1) 災害廃棄物 組成別発生量の原単位 (地震・火災)

(単位:%)

種類	柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	その他	土砂
地震	15.3	48.5	5.4	0.8	30.0	0	0
火災	2.3	54.4	0.4	4.1	38.9	0	0

出典：国対策指針【技14-2】

表 2-2-2 (2) 災害廃棄物 組成別発生量の原単位 (水害)

(単位:%)

種類	可燃物	不燃物	金属くず	廃家電	混合廃棄物	危険物・処理困難廃棄物
水害	10.9	32.1	0.6	0.4	25.9	30.1

出典：県処理計画【資料編】P179（令和7年3月改定、秋田県）（一部編集）

平成30年7月豪雨に伴う岡山県倉敷市の災害廃棄物処理の記録

（令和3年3月、環境省中国四国地方環境事務所、倉敷市）（一部編集）

可燃物：可燃廃棄物、木くず等

不燃物：不燃廃棄物、瓦等

混合廃棄物：混合廃棄物、廃量等

危険物・処理困難廃棄物：コンクリートがら、土砂混じりがれき類、その他等

(参考 畳の廃棄量の推計)

平成29年に発生した豪雨による水害（大森地区）では、床上浸水以上の被害を受けた家屋は162棟であった。また、廃畳は約2,500枚（1棟当たり15.43枚）が発生した。これを原単位として、水害時の全壊・半壊棟数から廃棄畳の発生量を推計する。

発生した破棄畳を処分可能な大きさ（8等分）に切断（粗破碎）する為に、ロードカッター2台×9.5日（7.5h/日）を稼動させている。よって、ロードカッター1台当たりの1日の処理量は、約131枚である。なお、このほかに畳を切断する際に並べる作業員として8人/日、切断後の撤去にホイールドーザー1台を使用している。

上記結果を基に、表2-2-3の廃畳枚数をロードカッター1台で処理した場合の処理日数を表2-2-4に示す。

表 2-2-3 水害による廃棄畳発生量の推計

水系	河川名	建物被害棟数（棟）		廃棄枚数
		全壊	半壊	
一級河川 雄物川	雄物川	2,417	6,421	136,371
一級河川 雄物川水系	横手川	2,515	5,491	123,533
	上溝川	496	797	19,951
	横手大戸川	20	380	6,172
	頭無川	3	1,768	27,327
	皿川	0	90	1,389
	皆瀬川	11	26	571
	成瀬川	28	80	1,667

出典：県処理計画【資料編】P172～175（令和7年3月改定、秋田県）

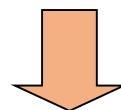
表 2-2-4 廃棄畳処分（粗破碎）に必要な処理日数の推計

水系	河川名	廃棄枚数	1日当たりの必要機材等		処理日数（日）
			ロードカッター（台）	作業員（人）	
一級河川 雄物川	雄物川	136,371	1	4	1,041
一級河川 雄物川水系	横手川	123,533	1	4	943
	上溝川	19,951	1	4	153
	横手大戸川	6,172	1	4	48
	頭無川	27,327	1	4	209
	皿川	1,389	1	4	11
	皆瀬川	571	1	4	5
	成瀬川	1,667	1	4	13

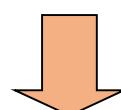
手順5 一次仮置場を開設・管理する。

一次仮置場を開設し、管理を開始する。

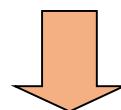
手順5-① 仮置場候補地の選定



手順5-② 開設前の準備



手順5-③ 仮置場の管理

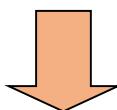


手順5-④ 住民への広報

手順5-① 仮置場候補地の選定

手順5-①-1 仮置場に使用できる候補地リストより抽出する。

- ・事前に把握している候補地から他の用途に使用する場所を除外する。

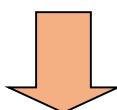


手順5-①-2 候補地を絞り込む。

- ・**必要な面積**を確保できるか。

※**手順4**で災害廃棄物発生量を推計していない場合は、被害の大きい地域になるべく広い候補地を選定する。

- ・仮設住宅等の他の目的に利用されないか（長期間の使用が可能か。）。
- ・住民の生活環境に影響しないか。
- ・**補助制度毎に場所を分ける**必要はないか。
- ・搬入・搬出車両や作業用重機の出入りが容易か。
- ・二次災害（地盤沈下、河川の氾濫、急傾斜地の土砂災害等）のおそれは無いか。
- ・長期間の保管が見込まれる場合は、冬期間の除雪スペースが確保できるか。



手順5-①-3 候補地を決定する。（災害対策本部）

仮置場の必要面積の計算

仮置場の必要面積は、次の推計式により計算する。

＜仮置場必要面積の推計式＞

$$\text{面積} = \text{①集積量(t)} \div \text{②見かけ比重} \div \text{③積み上げ高さ(m)} \times \\ (1 + \text{④作業スペースの割合})$$

$$\text{① 集積量(t)} = \text{災害廃棄物の発生量(t)} - \text{⑤処理量(t)}$$

$$\text{⑤ 処理量(t)} = \text{災害廃棄物の発生量(t)} \div \text{⑥処理期間} \quad \text{※処理期間が1年を超える場合}$$

$$\text{② 見かけ比重: 可燃物 } 0.4\text{t/m}^3, \text{ 不燃物 } 1.1\text{t/m}^3 \quad \text{※1: 国対策指針【技1-14-4】}$$

$$\text{③ 積み上げ高さ: } 5\text{m} (5\text{m} \text{以下が望ましい})$$

$$\text{④ 作業スペース割合: } 1$$

$$\text{⑥ 処理期間: } 3 \text{年(地震)}, 1 \text{年(水害)}$$

参考: 国対策指針 技術資料 (環境省)

＜算出例＞

水害 (木造建物全壊30棟、木造建物半壊70棟、平均延べ床面積160 m²) の際、一度に仮置場に仮置きする場合の必要面積の計算例を表2-2-5に示す。

表2-2-5 仮置場必要面積の推計 (算出例)

	可燃物	不燃物	金属くず	廃家電	混合廃棄物	危険物・処理困難物	合計
災害廃棄物発生量 (t)	287	845	16	10	682	792	2,632
仮置場必要面積 (m ²)	479	513	10	7	414	480	1,903

※ 処理期間: 1年 積み上げ高さ: 3m 作業スペース割合: 1

(災害廃棄物発生量) ※P27 図2-2-1 災害廃棄物発生量の推計方法による

$$2,632\text{t}[Y1] = 1,723\text{t}[Y1] + 909\text{t}[Y2]$$

$$1,723\text{t}[Y1] = (30 \text{棟}[X1] + 0 \text{棟}[X2]) \times (160 \text{m}^2/\text{棟} \times 0.5\text{t/m}^2[a1] \times 0.979[r1]) \times 0.5[b1] \\ + (70 \text{棟}[X3] + 0 \text{棟}[X4]) \times (160 \text{m}^2/\text{棟} \times 0.5\text{t/m}^2[a1] \times 0.979[r1]) \times 0.1[b2]$$

$$909\text{t}[Y2] = (30 \text{棟}[X1]) \times 30.3[\text{CP}]$$

(仮置場必要面積)

$$\text{可燃物} \quad 287\text{t} \div 0.4 \text{t/m}^3[②] \div 3\text{m}[③] \times (1 + 1[④]) = \quad 479 \text{m}^2$$

$$\text{不燃物} \quad 845\text{t} \div 1.1 \text{t/m}^3[②] \div 3\text{m}[③] \times (1 + 1[④]) = \quad 513 \text{m}^2$$

$$\text{金属くず} \quad 16\text{t} \div 1.1 \text{t/m}^3[②] \div 3\text{m}[③] \times (1 + 1[④]) = \quad 10 \text{m}^2$$

$$\text{廃家電} \quad 10\text{t} \div 1.1 \text{t/m}^3[②] \div 3\text{m}[③] \times (1 + 1[④]) = \quad 7 \text{m}^2$$

$$\text{混合廃棄物} \quad 682\text{t} \div 1.1 \text{t/m}^3[②] \div 3\text{m}[③] \times (1 + 1[④]) = \quad 414 \text{m}^2$$

$$\text{危険物・処理困難物} \quad 792\text{t} \div 1.1 \text{t/m}^3[②] \div 3\text{m}[③] \times (1 + 1[④]) = \quad 480 \text{m}^2$$

$$\text{合計} \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad 1,903 \text{m}^2$$

(参考 一次仮置場の必要面積の推計結果)

表 2-2-6 一次仮置場の必要面積推計結果

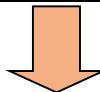
No.	想定地震	面積	
		(m ²)	(ha)
1	能代断層帶	1,000	0.10
2	花輪東断層帶	1,000	0.10
3	男鹿地震	1,000	0.10
4	天長地震	1,000	0.10
5	秋田仙北地震震源北方	32,600	3.26
6	北由利断層	6,500	0.65
7	秋田仙北地震	401,500	40.15
8	横手盆地東縁断層帶北部	48,600	4.86
9	横手盆地東縁断層帶南部	323,400	32.34
10	真昼山地東縁断層帶北部	6,500	0.65
11	真昼山地東縁断層帶南部	35,600	3.56
12	象潟地震	3,000	0.30
13	横手盆地真昼山地連動	1,305,800	130.58
14	秋田仙北地震震源北方秋田仙北地震連動	1,073,700	107.37
15	天長地震北由利断層連動	57,500	5.75
16	津軽山地西縁断層帶南部	1,000	0.10
17	折爪断層	1,000	0.10
18	雫石盆地西縁断層帶	1,000	0.10
19	北上低地西縁断層帶	18,400	1.84
20	庄内平野東縁断層帶	3,000	0.30
21	新庄盆地断層帶	1,000	0.10
22	海域A	3,000	0.30
23	海域B	3,000	0.30
24	海域C	1,000	0.10
25	海域A+B連動	11,900	1.19
26	海域B+C連動	9,500	0.95
27	海域A+B+C連動	19,500	1.95

出典：県処理計画【資料編】P123～127（令和7年3月改定、秋田県）

手順5-② 開設前の準備

手順5-②-1 開設前の写真を撮影する。

※環境影響が懸念される場合は、使用前に環境調査を行う。



手順5-②-2 分別品目を決定する。

分別品目は、クリーンプラザよこて、産業廃棄物処理許可業者等における受け入れ品目にできる限り合わせる。これらについては、排出元での分別が困難な場合は、受入基準に倣い原則として仮置場内で選別や重機による破碎作業を手配する。

(手順6 表2-3-1 参照)



手順5-②-3 配置(レイアウト)を決定する。

⇒基本のレイアウトを参考する。

⇒搬入経路の幅員や重機の設置スペースや搬出作業の方法など、

考慮する事項が多岐にわたることから、仮置場管理の受託業者と打合せの上決定することが望ましい。

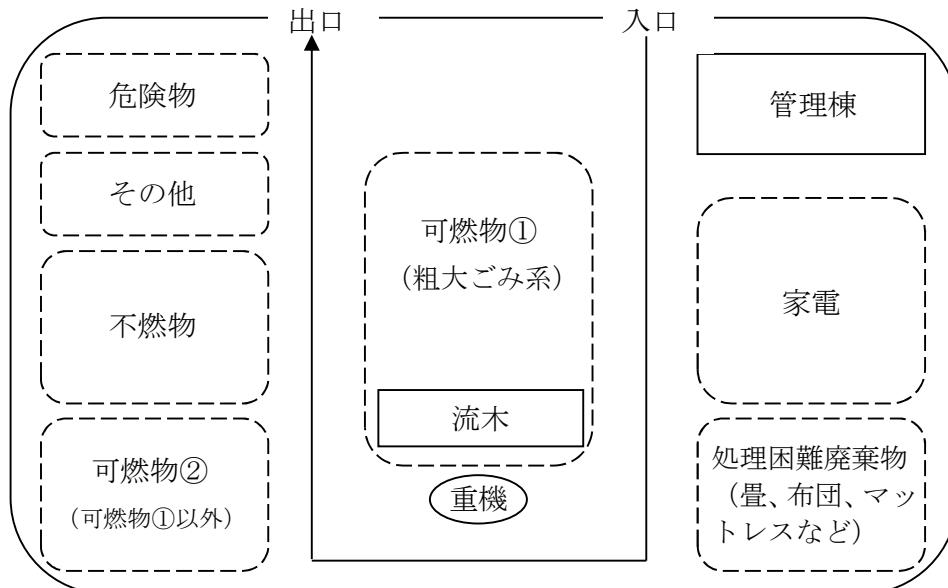
○品目・配置の留意事項

- ・受け入れしないごみを明確にする（生活ごみなど）。
- ・左折で入場し、左折で退場することができる時計回りで、かつ、一方通行の動線が望ましい。
- ・家電や畳など分かりやすいものを先に降ろすように配置することが望ましい。
- ・河川堆積物などの土材系については、残土置場などの別途専用の保管場所を用意する。
- ・危険物と可燃物は、離して配置することが望ましい。

基本のレイアウト

【水害】

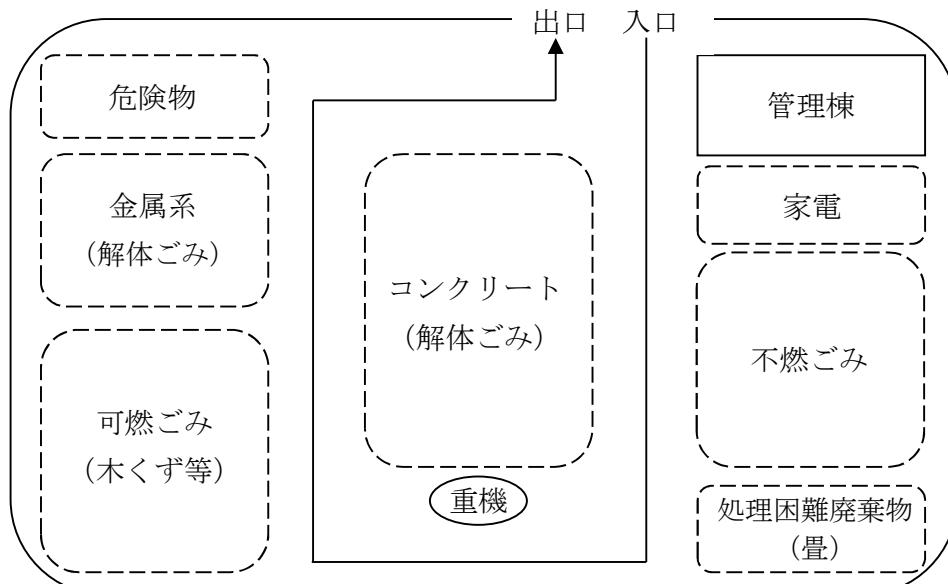
- ・浸水により電化製品の発生が多くなる傾向にある。
- ・ストーブ類も持ち込まれることから、燃油の分別を徹底する。



※入口が2箇所の場合

【地震災害】

- ・規模の大きい地震では、解体ごみが大量に発生する。
- ・解体ごみが大量に発生するときは、移動式破碎機の設置スペースも必要になる。



※入口が1箇所の場合

手順5-③ 仮置場の管理

- 職員のみで仮置場の管理をすることが難しい場合は、管理を委託する。
バックホウ等の重機を有する地域の廃棄物処理業者や建設業者（両方を兼ねる業者が望ましい。）などへの委託を検討する。
- 緊急随契が想定される。契約については手順8に整理する。

仮置場管理の留意事項

1 火災防止対策

- ・可燃物は5m以上積み上げない。
- ・畳は3m以上積み上げない。
- ・保存場所の面積を200m²/箇所以下にする。
- ・保管の山と山の間隔を2m以上確保する。
- ・可燃物と灯油類、バッテリー等と一緒に保管しない。
- ・可燃物にガス抜き管を設置する。
- ・可燃物の水蒸気の発生を目視で監視する。

水蒸気が見られた場合

- ・1m深さを温度測定し、70°C以下であれば切り返しして温度を下げる。80°C以上であれば側面を覆土し、温度が下がるのを待つ。

- ・水蒸気よりも早く上がる蒸気（又は煙）が見られた場合は、直ちに消防に連絡する。

2 環境対策

- ・必要に応じて、出入り口に鉄板などを敷設する。
- ・粉じんの発生を防ぐため、適宜散水する。
- ・必要に応じて覆い（ブルーシート）、ネット・フェンス等を設置する。
- ・腐敗性廃棄物は直接ごみ処理施設に搬入する（なるべく保管しない。）。
- ・殺虫剤等の薬剤を用意し、必要に応じて散布する。

3 管理

- ・開設当初に、「見せごみ」を配置する。
- ・搬入量・搬出量を管理・記録する。
- ・受け入れ時間内は、無人にしない。
- ・分別を案内する職員等を配置する。
- ・ある程度大きな仮置場には、重機を配置し積み込みや家具等の粗破碎を行い、搬出等の効率を上げる。

4 安全対策

- ・作業員は防塵マスク、ヘルメット、安全靴等を着用する。

手順5-④ 住民への広報

○ 住民へ広報する内容は次のとおりとする。

- ①いつから、どの時間帯で受け入れるのか
- ②受け入れる場所はどこか
- ③受け入れる品目は何か
- ④何が持ち込み禁止なのか
- ⑤問い合わせ先及び電話番号

⇒チラシ作成例

○ 住民に対しては、複数の媒体（防災無線、よこて安全安心メール、横手かまくら FM、チラシ、掲示、SNS 等）により積極的に情報を提供する。

(参考)

【住民からの問い合わせに対する窓口対応例】

配布チラシには問い合わせ先を記載することから、想定される市民からの質問と対応例を以下に示す。

Q：被災した家から出た片付けごみは、どこへ運べばいいのか。

A：地域ごとに定められた仮置場へお願いします。住所が○○ですと、○○です。

Q：被災した家の中の片づけは手伝ってもらえるか。

A：ボランティアがお手伝いすることになっています。○○-○○○○～連絡をお願いします。

Q：被災した家から出た片付けごみは、取りに来てもらえるのか。

A：現段階では、それぞれのご家庭ごとに仮置場まで運搬をお願いしています。

Q：片付けごみは分別しなくとも良いか。

A：今後の処理に支障をきたすことがあるので、分別をお願いしています。

また、仮置場にはごみの種類別に見本が置いてありますので参考にして分けてください。それでも不明な点は係員がおりますので聞いてみてください。

Q：片付けごみを分別したいが分別の種類が良くわからない。

A：チラシに主な分別の種類を記載しています。また、仮置場にはごみの種類別に見本が置いてありますので参考にして分けてください。それでも不明な点は係員がおりますので聞いてみてください。

Q：バッテリーや農薬などの危険物はもっていいって良いか。

A：危険物については、○○へお願いします。仮置場やごみ集積所へ持ち込まないでください。

(対応が決まっていない場合の例：危険物については、別途ラジオやチラシ、SNS等で広報いたします。)

Q：被災も避難もしていないが、仮置場に粗大ごみや生活ごみを持って行って良いか。

A：仮置場は、被災した方々のための仮のごみ置き場です。被災していない方のごみは通常の出し方に従ってください。非常時ですので、収集日やルートが変わる場合には別途ラジオやチラシ、SNS等で広報いたします。

3 発災後48時間以降

手順6 処理先を確保する。

災害廃棄物の処理方法を決める。

- 災害廃棄物の種類毎に処理方法を決める。
- ごみ処理施設や締結している協定等の活用で処理しきれない災害廃棄物については、**手順7**で県に協力を依頼する。

表 2-3-1 災害廃棄物の種類

分別の種類	災害廃棄物の種類	処分場所（又は取り扱い）	処分方法
片づけごみ	可燃系混合物	クリーンプラザよこて	焼却
	不燃系混合物	クリーンプラザよこて	焼却・再資源化
	ガラス・せともの	クリーンプラザよこて	再資源化
	家電	指定取引場所（日本通運（株）横手支店）、家電量販店	焼却・再資源化
	畳	仮置場で粗破碎 →クリーンプラザよこて	焼却
	スプリング マットレス等	仮置場で粗破碎 →クリーンプラザよこて	解体 →焼却・再資源化
解体ごみ	コンクリート	廃棄物処理許可業者	破碎・再資源化
	木くず	廃棄物処理許可業者	焼却・再資源化
	金属くず	回収業者等	売却
危険物	農薬類・塗料類	県担当部局の指示に従う	—
	バッテリー	廃棄物処理許可業者 (広域認定業者)	再資源化
	蛍光管	廃棄物処理許可業者（水銀）	無害化処理
	燃油類	ガソリンスタンド等	再資源化
	ガスボンベ	販売元又は高圧ガス保安協会、 LPガス協会	再資源化
	カセットボンベ、 燃料タンク	卓上コンロ、ストーブ等が持ち込まれたときは、必ず取り外し、分別保管する。	分別（本体（金属くず）、燃油類）→ 売却・再資源化
	消火器	指定取引場所（日本消火器工業会）	再資源化
	毒物・劇物類	県担当部局の指示に従う	—
	廃石綿等	産業廃棄物処理業者	埋立
生活ごみ	避難者、被災者の生活ごみ	クリーンプラザよこて (仮置場に保管しない。)	焼却

※大規模災害ではこの限りでない。

手順7 広域処理体制を構築する。

県に広域処理体制の構築を要請する。

- 計画した処理体制で処理しきれない場合は、県に広域処理体制の構築を要請する。
- 要請は、県環境整備課あてに責任者から電話連絡で行い、必要に応じて県及び協定締結関係者との打合せ等を実施した上で、文書（参考様式）で要請する。

【広域処理要請の流れ】

手順7-① 県（環境整備課）への電話連絡

自前処理が困難と判断した時点で電話により協力要請する。
(具体的な協力内容は7-②で決める。)

手順7-② 必要に応じ協定締結団体及び県との打合せ

必要に応じ、仮置場などの実地調査を含めて打合せを行い、具体的な協力内容を協議する。

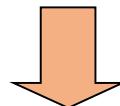
手順7-③ 文書による正式要請

協定締結先と具体的な協力内容が決まり次第、県に要請書を送付する。

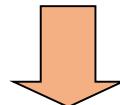
手順8 契約を締結する。

仮置場の管理・災害廃棄物処理などの契約を締結する。

手順8-① 契約締結の準備



手順8-② 単価の設定



手順8-③ 業者の選定

手順8-① 契約締結の準備

災害廃棄物の処理にあたり、次の図書、データを用意する。

- ・平常時の一般廃棄物の収集運搬や処分に係る原価を計算した書類
- ・建設物価等の物価本
- ・災害時の協定書
- ・収集運搬を委託している場合には、委託契約の設計図書

手順8-② 単価の設定

- 災害支援協定において単価が設定されている場合は、その単価を使う。
- 協定に定めがない場合は、物価本や秋田県の公共工事積算単価等の公表されている単価を用いる。
- 災害時に事業者が不足し、予定価格と実勢価格が乖離する場合は、複数の事業者から参考見積の提出を求め、単価を設定する。

手順8-③ 業者の選定

- 発災直後においては、協定に基づく事業者の迅速な対応が欠かせないため、緊急随契を締結する。
- 一定期間経過後は、速やかに入札又は見積合わせによる契約に切り替えることが適切であることから、契約期間を適切に設定する。
 - ・東日本大震災や熊本地震（大規模災害）の例では、5～9ヶ月程度後に競争入札に切り替えている。

表 2-3-2 競争入札の実施時期

東日本大震災 (釜石市)	熊本地震 (熊本市)	H29.7 九州北部豪雨 (朝倉市)
発災から 5ヶ月後程度	発災から 8ヶ月後程度	発災から 9ヶ月後程度

- 災害廃棄物の発生量を算定できる場合は総価契約を締結するが、これまでの事例から困難な場合が多いと推定される。全体の発生量を見込むことが困難なときは、単価契約を締結する。単価契約とする場合は、単価における諸経費の根拠を明確にする（諸経費は、通常、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外とされているため）。

契約の種類毎の留意事項

1 単独隨契

災害時には単独隨契する場合が多いが、災害等廃棄物処理事業費補助金を活用する際は、災害査定に備え、次に留意する。

- ・なぜ単独隨契をしたか。急を要したか。
- ・契約の相手方の選定方法は適切か。協定はあったか。
- ・金額の妥当性をどのように判断したか。設定金額と比べてどうか。
- ・設計図書は適切か。
- ・参考見積は徴収したか。

2 見積合わせ

単独隨意契約の理由がない場合や、災害後一定期間が経過した後は、見積合わせを行う場合があるが、次の事項を整理する。

- ・なぜ入札ではないか。
- ・設計額よりも著しく高値になっていないか。
- ・見積を依頼した業者の選定方法は適切か。
- ・設計図書は適切か。
- ・設計額は適切か。

3 入札

入札は競争性の面から望ましいとされているが、実勢価格と乖離していくと不落になる可能性があるので、必要に応じて参考見積を徴収する。金額の妥当性、予定価格の設計に問題がないか確認する。

委託業務の種類毎の留意事項

1 災害廃棄物の収集運搬・処分の契約

市が災害廃棄物の処理を市以外の者に委託する場合は、廃棄物処理法施行令第4条の規定に基づき委託する。災害時の特例として通常禁止されている一般廃棄物の処理の再委託が認められていることに留意する。

なお、一般廃棄物は区域内処理の原則があり、それぞれの市町村が一般廃棄物処理計画を策定しているため、他市町村の一般廃棄物処理施設に搬出する場合は、相手方の市町村担当者に必要な手続きを問い合わせ、市町村長の了承を得た上で搬出する（仕様書のひな形）。

2 生活ごみの収集運搬・処分に係る契約

生活ごみの収集運搬は災害時の協定に基づく契約又は追加的な契約により実施する。既存の業者で対応できない場合は、協定に基づき県に協力を要請する。

3 仮置場の管理・運営に係る契約

仮置場の管理・運営に係る契約は、最も早く行うことになる。仕様書のひな形をあらかじめ用意し、積算根拠、金額の妥当性について資料を整備する（仕様書のひな形）。

手順9 国庫補助制度を活用する。

災害等廃棄物処理事業費補助金等の申請に必要な書類を整える。

- 災害時に活用できる補助金として、災害廃棄物の処理に使用できる**災害等廃棄物処理事業費補助金**と、廃棄物処理施設の復旧に使用できる**廃棄物処理施設災害復旧費補助金**がある。
- 災害関係の国庫補助制度の取扱いについては、環境省作成の「**災害関係業務事務処理マニュアル（令和5年12月改定）**」及び環境省東北地方環境事務所作成の「**市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き（平成30年3月）**」を参照する。

災害査定に向けて

補助制度においては、災害査定を受けることになる。円滑な査定に向けて、被災状況や災害廃棄物委託事業等の写真を可能な限り撮影するほか、次の点に留意する。

1 損壊家屋の解体

- ・解体工事の前後の写真・記録
- ・罹災証明等の解体が必要と判断した根拠資料

2 仮置場

- ・賃借する場合は、単価及び面積の根拠資料（固定資産課税台帳、公示地価、積算基準等）
- ・処理量、作業員数、重機稼働台数等が明らかな日報（記録）を作成する（管理委託する場合は仕様書に盛り込む）

補助制度の対象外となる災害廃棄物について

- 「災害関係業務事務処理マニュアル（令和5年12月改定、環境省）」によると、次の場合は、**災害等廃棄物処理事業費補助金**の対象にならないとされている。原則として**保管場所を区別したほうが望ましい**が、**宅地と道路が一様に土砂に埋没している場合など**においては、**国土交通省と環境省の補助金を按分して取り扱うことが可能**であり事業の効率的実施が可能である。

参考 Q&A

Q 農地、農業用施設用地上の災害廃棄物の処理は補助対象か。

A 農地、農業用施設用地上の災害廃棄物の処理は管理者が行うのが基本であり、補助対象外である。

Q 豪雨等により上流から流され、河川敷に漂着した流木は補助対象か。

A 原則として補助対象外である。

なお、河川敷の公園等で、他の補助事業の対象とならず、かつ、横手市が生活環境の保全上必要と判断した場合には補助対象となり得るので、個別に相談願いたい。

（関連事業）国土交通省河川復旧事業など

Q 地すべりによる災害土砂の処分費は補助対象か。

A 原則として補助対象外である。

（関連事業）国土交通省地すべり対策事業など

このほか、東日本大震災の事例では、**道路啓開において生じた災害廃棄物**についても、**環境省以外の補助金対象になり得ることから、保管場所を分けている**。

手順10 災害廃棄物処理実行計画を策定する。

災害廃棄物処理実行計画を策定する。

- 災害廃棄物の処理が1年以上にわたると見込まれる場合は、災害廃棄物処理実行計画を策定する。実行計画策定にあたっては、必要に応じて県に技術支援を求める。
- 災害廃棄物処理実行計画は、進捗に応じて段階的に見直しする。
- 実行計画では、災害廃棄物の処理フロー図を作成する。
- 被害家屋数の木造、非木造の別が判明したときは、**秋田県地震被害想定の推計方法**による推計も行い、大きい方の数値を採用する。
- 避難所を長期に渡り設置するときは、し尿及び避難所ごみの発生量を推計し、生活ごみ等の収集に影響しないよう安定した収集体制を構築する。

$$\text{し尿発生量 (L/日)} = (\text{避難者数 (人)} + \text{仮設トイレ必要人数} + \text{非水洗化人 (避難者を除く)}) \times \text{し尿の 1 人 1 日平均排出量 (L/人・日)}$$

し尿の 1 人 1 日平均排出量 : 1.7L/人・日

$$\text{避難所ごみ発生量 (t/日)} = \text{避難者数 (人)} \times \text{発生原単位 (t/人・日)} ^*$$

※横手市の1人1日あたりの生活系ごみ排出量 637g/人・日（令和6年度 一般廃棄物処理実態調査、環境省）

表 2-3-3 災害廃棄物処理実行計画の目次例

第1章 災害廃棄物処理実行計画について	第4章 災害廃棄物処理の基本方針
1 計画の目的	1 役割分担
2 計画の位置づけ	2 基本的な考え方
3 計画の期間	3 処理体制
第2章 被災の状況	4 財源
1 地震の状況	第5章 損壊家屋等の解体撤去について
2 住家被害の状況	1 経緯
第3章 災害廃棄物の発生量について	2 公費解体と自費解体
1 発生量推計の方法	3 公費解体の進捗状況について
2 これまでの廃棄物処理量について	第6章 災害廃棄物の処理方法
3 これからの廃棄物発生推計量について	1 災害廃棄物の処理フロー
4 災害廃棄物発生推計量について	2 災害廃棄物の集積
	3 処理のスケジュール

出典：平成28年熊本地震に係る益城町災害廃棄物処理実行計画 第2版（平成29年6月、益城町）

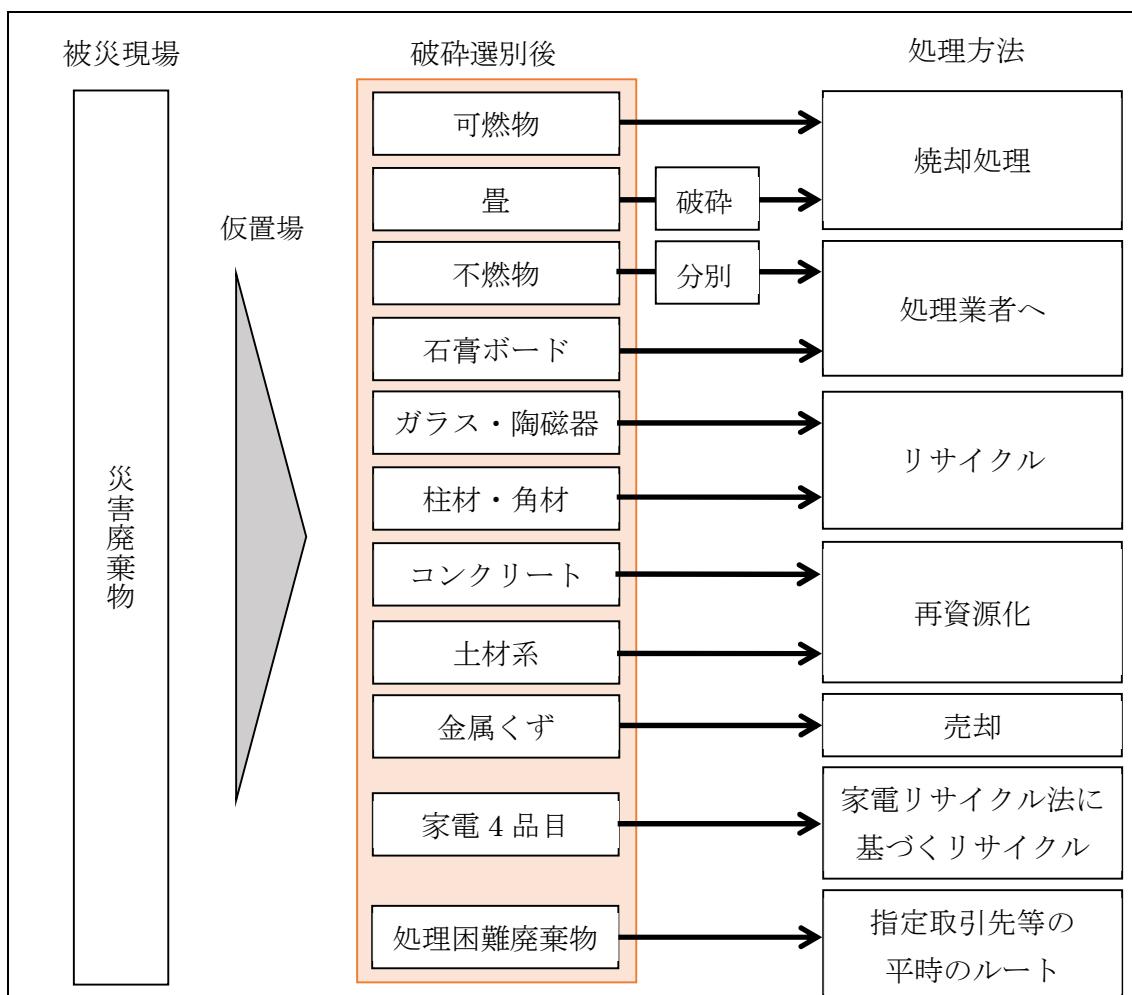


図 2-3-1 災害廃棄物処理フローの例（地震災害）

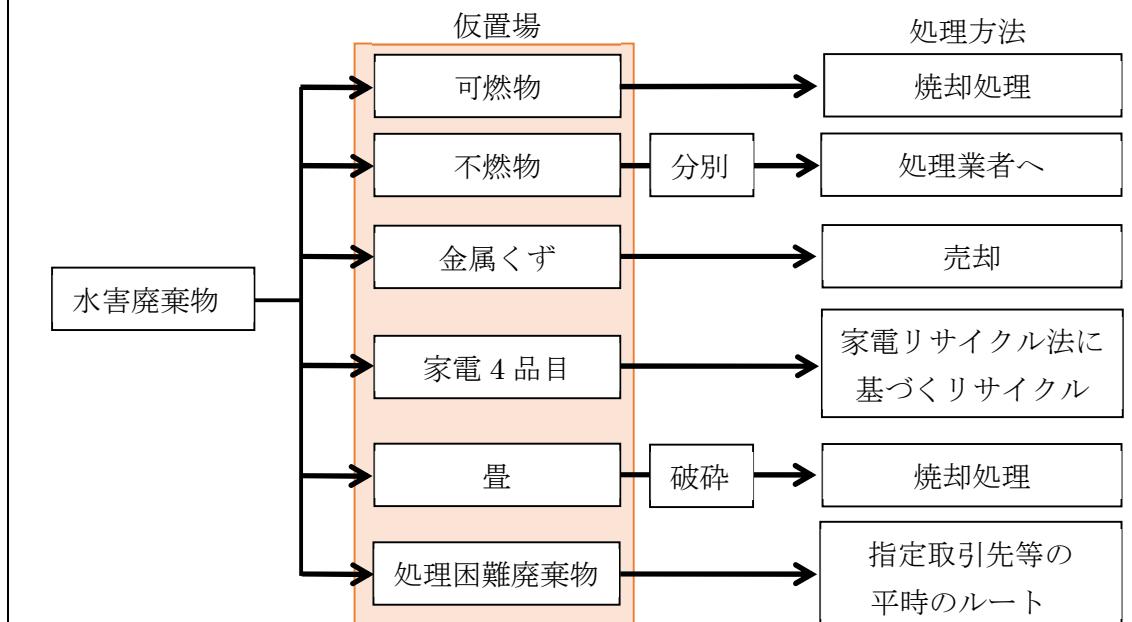


図 2-3-2 災害廃棄物処理フローの例（水害）

出典：県処理計画【本編編】P25, 27（令和7年3月改定、秋田県）（一部編集）

(参考 避難所ごみ発生量の推計方法)

県処理計画による避難所ごみの発生量の推計式は表 2-3-4 のとおりである。この式による推計発生量を元に必要な収集運搬車両台数等の確保を行う。

表 2-3-4 避難所ごみ発生量の推計式

$$\text{避難所ごみ発生量 (t/日)} = \text{避難者数 (人)} \times \text{発生原単位 (t/人・日)}^*$$

出典：国対策指針【技 14-3】

※横手市の 1 人 1 日あたりの生活系ごみ排出量 637 g / 人・日

(令和 6 年度 一般廃棄物処理実態調査、環境省)

(参考 避難所のごみ発生量)

表 2-3-5 想定地震別の避難所ごみ発生量

No.	想定地震	避難者数 (人)	避難所ごみ (t/日)
1	能代断層帯	0	0.0
2	花輪東断層帯	0	0.0
3	男鹿地震	0	0.0
4	天長地震	9	0.1
5	秋田仙北地震震源北方	5,228	3.3
6	北由利断層	1,231	0.8
7	秋田仙北地震	21,240	13.5
8	横手盆地東縁断層帯北部	8,170	5.2
9	横手盆地東縁断層帯南部	25,532	16.3
10	真昼山地東縁断層帯北部	1,722	1.1
11	真昼山地東縁断層帯南部	6,889	4.4
12	象潟地震	50	0.1
13	横手盆地真昼山地連動	45,644	29.1
14	秋田仙北地震震源北方秋田仙北地震連動	36,487	23.2
15	天長地震北由利断層連動	5,904	3.8
16	津軽山地西縁断層帯南部	0	0.0
17	折爪断層	0	0.0
18	雫石盆地西縁断層帯	0	0.0
19	北上低地西縁断層帯	4,678	3.0
20	庄内平野東縁断層帯	414	0.3
21	新庄盆地断層帯	1	0.1
22	海域 A	19	0.1
23	海域 B	32	0.1
24	海域 C	1	0.1
25	海域 A+B 連動	811	0.5
26	海域 B+C 連動	0	0.0
27	海域 A+B+C 連動	1,401	0.9

出典：県処理計画【資料編】P119～121（令和 7 年 3 月改定、秋田県）（一部編集）

第3編 大規模災害時に特に必要となる対応

1 初動期の道路啓開等で発生する災害廃棄物の取扱い

- 災害後のインフラ復旧のため、建設部局が道路啓開を行うことがあるが、こうした事業は国土交通省の国庫補助対象になる可能性があるので、取扱いが決まるまでの間は、**念のため通常の災害廃棄物とは別の保管場所に保管することが望ましい**。同様に、河川区域や農業用地の流木等も別の補助制度の対象になる可能性があるので、担当部局と調整した上で対応する。

【土砂・流木の取り扱いの例】

- ・民家に流入：災害廃棄物担当部局が対応
- ・道路に散乱：建設部局が対応
- ・農業用地に散乱：農林部局が対応

2 損壊家屋等の解体撤去

- 損壊家屋等の解体は私有財産の処分であるため、原則として所有者の責任によって行う。
- ただし、**東日本大震災や熊本地震では、国が特例措置として、市町村が損壊家屋等の解体を実施する分を補助対象としているので、大規模災害時は留意する。**
- なお、**全壊と認定された家屋については、通常の災害等廃棄物処理事業費補助金の対象とすることが可能なので、県と連絡調整し、確認・対応する（特例により費用返還対象となった例がある）。**

損壊家屋等の解体撤去に係る留意事項

- 公費解体の開始は発災後数ヶ月経ってから行われることが多い。災害発生後の環境省の通知等により補助対象となる条件を確認する。
- 公費解体の開始と同時に住民からの問合せが殺到することが想定されるので、判断基準や申請内容を整理し職員に周知する。
- 公費解体について災害協定を締結している場合には、随意契約とする。罹災証明発行後に申請件数が少ない場合は、入札により業者を選定する。
- 公費解体数が多い場合には、解体標準単価を設定し、地域毎に順次計画的に解体工事を進める。(仕様書のひな形)
- 解体工事業は、請負金額によって必要な許可が異なるため、建設部局に事前に確認する。

解体申請対応手順

- 解体申請窓口を設置し、解体申請方法を被災者へ広報する。解体を受け付けた建物について、倒壊の危険度や申請の順番等をもとに解体・撤去の優先順位を決定する。
- 被災家屋の確認は申請者及び解体業者とともに3者で行い、解体内容について確認し、同意書を作成する。
- 解体前にはアスベストの事前調査を行い、アスベストを含有する建材が使用されていることが分かったときは、廃棄物処理法及び大気汚染防止法に基づき、適切に分別・除去する。
- 建屋及び基礎解体、運搬等に係る単価設定を検討し、工事費積算書及び管理台帳より発注図書を作成する。また、災害報告書作成のため、数量及び単価根拠等を整理する。アスベスト調査でアスベスト含有が確認された建物については、その対応について発注図書に記載する。
- 解体工事は1件ごとに設計を行い、入札により業者を決定することが適切であるが、大規模災害時には関係団体と連携することで効率良く進める。解体・撤去の着手にあたっては、建物所有者の立ち会いを求め、解体範囲等の最終確認を行う。
- 解体実績に基づき数量を積算し、変更があった場合には変更数量積算を行い、設計変更契約を行う。解体工事が完了した段階で、工事完了図書を作成する。

3 二次仮置場及び仮設処理施設の設置

- 県外処理を含め、処理が長期間に及ぶ場合は、移動式がれき破碎機や仮設焼却炉の設置を検討する。
- これらの仮設処理施設は、県内外の広域処理の拠点となる二次仮置場に設置し、破碎選別した災害廃棄物を順次搬出する体制を構築する。

移動式がれき類等破碎施設の設置の手続き

移動式がれき類等破碎施設を設置する際は、生活環境影響調査を実施する。

移動式がれき類等破碎施設に係る生活環境影響調査では原則として、騒音及び振動に関する現況把握は不要とされている。音源又は振動源データを用いた数値計算により施設の稼働に伴い発生する騒音及び振動を予測し、影響の分析を行い、生活環境影響調査書として整理し、設置届出（又は特例設置）の手続きをとる。

表 3-3-1 移動式がれき類等破碎施設に関する生活環境影響調査項目

調査項目	生活環境影響調査項目		施設の稼働
大気環境	大気室	粉じん	△
		二酸化窒素 (NO ₂)	
		浮遊粒子物質 (SPM)	
	騒音	騒音レベル	○
	振動	振動レベル	○
	悪臭	特定悪臭物質濃度または臭気指数 (臭気濃度)	
水環境	水質	生物化学的酸素供給量 (BOD) 又は化学的酸素供給量 (COD)	
		浮遊物質 (SS)	
		その他必要な項目	

注) ○は調査を実施する項目、△は必要に応じ調査を実施する項目を示す。

粉じんは、散水が行いにくい場合等に必要に応じて調査の対象とする。

出典：移動式がれき類等破碎施設の生活環境影響調査に関するガイドライン（平成26年5月）
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

仮設焼却炉の設置の手続き

焼却施設（5トン/日（200kg/h）以上又は火格子面積が2m²以上）を設置する際は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に基づき、生活環境影響調査が必要となる。それぞれの生活環境影響要因（煙突排ガスの排出等）について、現況把握、予測、影響の分析を行い、生活環境影響調査書として整理し、設置届出（又は特例設置）の手続きをとる。

表 3-3-2 焼却施設に関する生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

調査項目		生活環境 影響調査項目	生活環境影響要因	煙突排 ガスの 排出	施設配 水の排 出	施設の 稼働	施設か らの悪 臭の漏 洩	廃棄物 運搬車 両の走 行
大気環境	大 気 質		二酸化硫黄 (SO ₂)	○				
	二酸化窒素 (NO ₂)	○					○	
	浮遊粒子状物質 (SPM)	○					○	
	塩化水素 (HC1)	○						
	ダイオキシン等	○						
	その他必要な項目 注)	○						
	騒音	騒音レベル			○			○
	振動	振動レベル			○			○
水環境	水質	特定悪臭物質濃度 または臭気指数（臭気濃度）	○				○	
		生物化学的酸素要求量 (BOD) または科学的酸素要求量 (COD)		○				
		浮遊物質量 (SS)		○				
		ダイオキシン類		○				
		その他必要な項目 注)		○				

注) その他必要な項目とは、処理される廃棄物の種類、性状及び立地特性等を考慮して、影響が予測される項目である。

例えば、大気質については、煙突排ガスによる重金属類等があげられ、また、水質については全窒素 (T-N)、全リン (T-P) (T-N、T-P を含む排水を、それらの配水基準が適用される水域に放流する場合) 等があげられる。

出典：廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成18年9月）
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

(参考 二次仮置場の必要面積の推計結果)

表 3-3-3 二次仮置場の必要面積推計結果

No.	想定地震	面積 (ha)
1	能代断層帶	1.44
2	花輪東断層帶	1.44
3	男鹿地震	1.44
4	天長地震	1.44
5	秋田仙北地震震源北方	3.68
6	北由利断層	1.91
7	秋田仙北地震	20.48
8	横手盆地東縁断層帶北部	4.82
9	横手盆地東縁断層帶南部	19.92
10	真昼山地東縁断層帶北部	2.00
11	真昼山地東縁断層帶南部	4.13
12	象潟地震	1.58
13	横手盆地真昼山地連動	55.16
14	秋田仙北地震震源北方秋田仙北地震連動	44.03
15	天長地震北由利断層連動	5.21
16	津軽山地西縁断層帶南部	1.44
17	折爪断層	1.44
18	零石盆地西縁断層帶	1.44
19	北上低地西縁断層帶	3.09
20	庄内平野東縁断層帶	1.64
21	新庄盆地断層帶	1.44
22	海域A	1.49
23	海域B	1.55
24	海域C	1.44
25	海域A+B連動	2.22
26	海域B+C連動	1.94
27	海域A+B+C連動	2.92

出典：県処理計画【資料編】P130（令和7年3月改定、秋田県）

4 環境調査

- 災害廃棄物の処理が長期に及ぶときは、各環境保全対策の効果を検証するため、環境調査を実施する。
- 環境調査は、大気質、騒音・振動、土壤、臭気、水質、火災等の環境への影響を把握する。
※ 調査項目及び頻度は、現場状況または周辺状況（人家が近い又は全くいない等）により再検討する。
- 仮置場を所有者に返却するときは、仮置場の使用に伴って生じた土壤汚染等の有無を確認する。
- 環境調査は、秋田県災害廃棄物処理計画策定マニュアルに記載された項目を実施するものとし、その方法は「災害廃棄物対策指針（改訂版）平成30年3月 環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室」における技術資料【技18-5 環境対策、モニタリング、火災防止対策（平成31年4月1日改定）】に示されたものを標準とする。

表 3-4-1 環境調査の実施場所と項目

対象	調査項目
被災現場 (解体現場等)	(大気質) ・アスベスト
運搬時	(大気質) ・浮遊粒子物質 (必要に応じて窒素酸化物等も実施) (騒音・振動) ・騒音レベル、振動レベル
仮置場	(大気質) ・粉塵、浮遊粒子物質 (騒音・振動) ・騒音レベル、振動レベル (土壤) ・有害物質 (現状復旧時の災害廃棄物撤去後に実施) (臭気) ・特定悪臭物質濃度、臭気指数等 (水質) ・排水：排水基準等 ・近傍の公共用水域及び地下水：環境基準等 (火災) ・目視による湯気や臭気の有無 ・赤外線カメラ等による廃棄物表面温度 ・温度計による廃棄物内部温度 ・メタンや硫化水素等のガス

5 地方自治法に基づく事務委託、事務代替

- 大規模災害の発生等により甚大な被害を受けた場合は、県へ事務の委託（地方自治法 252 条の 14）または事務の代替執行（地方自治法 252 条の 16 の 2）を依頼し、災害廃棄物処理を実施する。

6 し尿処理施設の被災への対応

- し尿処理施設が被災した場合は、県に対してし尿に係る広域処理の調整を要請する（手順7参照）。
- また、必要に応じ、し尿及び農業集落排水処理施設への投入について、関係機関と協議する。

表 3-4-2 横手市内のし尿及び集落排水施設等一覧（令和7年9月末現在）

横手市内の 下水道施設等の名称	住所
横手市横手衛生センター	横手市睦成字七間川原 53 番地 2
横手市雄物川衛生センター	横手市雄物川町矢神字堂ノ下 129 番地
大森浄化センター	横手市大森町字湯の島 209 番地
十日町浄化センター	横手市大森町十日町字弥内川原 168 番地 1 の内
川西浄化センター	横手市大森町板井田字砂田 180 番地
上溝浄化センター	横手市大森町上溝字中野 377 番地 2
本郷浄化センター	横手市大森町字高野中島 208 番地
矢走浄化施設	横手市大森町坂部字矢走 359 番地
武道浄化センター	横手市大森町上溝字武道 390 番地 3
今泉浄化センター	横手市十文字町睦合字寺田 42 番地
植田浄化センター	横手市十文字町植田字宮ノ前 97 番地
金沢浄化センター	横手市金沢中野字金沢 3 番地 2

第4編 資料編

1 災害時に必要な各種報告書・委託契約書等の様式・ひな形集

1-1 県への被害報告様式

2. 廃棄物処理施設の被害		施設名	規模	建設年度	復旧見込額 (千円)	稼働状況	人的・物的被害及び復旧の状況
被害をもたらした災害等 (被害等の名称、日付)	市町村名						

3. 净化槽(市町村設置型)の被害					
被害をもたらした災害等 (被害等の名称、日付)	市町村名	施設名	規模	建設年度	復旧見込額 (千円)

※変更箇所は朱書きとすること。

1-2 災害廃棄物処理に係る処理実行計画策定等業務委託仕様書のひな形

○○災害における横手市災害廃棄物処理に係る 処理実行計画策定等業務委託（例）

第1章 総則

第1条 適用範囲

この仕様書は、横手市が計画する○○災害により生じた災害廃棄物処理に係る処理実行計画策定等に適合する。

第2条 業務の名称等

業務の名称等は次の通りとする。

1.業務の名称

○○災害における横手市災害廃棄物処理に係る処理実行計画策定等業務委託

2.業務の場所

秋田県横手市管内

3.履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の日から令和〇年〇月〇日までとする。

第3条 業務の概要

1.業務の目的

○○災害により生じた災害廃棄物の実態を把握した上で、「解体・撤去～仮置場への移動・仮置き～選別・破碎（必要により計画）～運搬～処理・処分」の処理工程について、安全性、確実性、迅速性、効率性及び経済性等を考慮し、かつ不測の事態にも柔軟に対応可能な合理的な実行計画を策定し、災害報告書として取りまとめる。

2.業務の内容

- ・調査業務（撤去、土砂流入家屋状況確認）
- ・実行計画の策定
- ・処理発生量の推計
- ・処理フローの作成
- ・処理、処分先の選定
- ・不測の事態への対応計画の作成
- ・災害報告書の作成
- ・発注者業務支援の実施

第4条 参考図書（使用する法令・規定等）

受注者は調査業務及び計画業務を実施するにあたり、次の法令、計画及び通知等を順守するとともに、各種技術基準等を勘案し、災害廃棄物の早期処理の実現並びに安全で効率的かつ経済的な施工方法となるよう、必要な技術を十分に發揮し、早期撤去完了に資する基本計画を取りまとめるものとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和46年法律第247号）
- (2) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
- (3) 災害廃棄物対策指針（平成30年3月）
- (4) 災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）（平成26年6月）
- (5) 大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（平成27年11月）
- (6) 大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会資料

第5条 管理技術者

- 1.受託者は、本業務における管理技術者を定め、委託者に通知し、委託者の承諾を得なければならない。
- 2.管理技術者は、契約図書等に基づき、災害廃棄物処理計画の実行計画に関する技術上的一切の事項を処理するものとする。
- 3.本業務の管理技術者は、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術士（衛生工学（廃棄物管理））の資格を有し、東日本大震災以降、災害廃棄物処理実行計画を策定し、かつ施工管理、災害報告書を策定した経験を有するものとする。

第6条 照査技術者

- 1.受託者は、本業務における照査技術者を定め、委託者に通知するものとする。
- 2.本業務の管理技術者は、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術士（衛生工学（廃棄物管理））もしくは技術士（建設（建設環境または土質及び基礎））の資格を有し、東日本大震災以降、災害廃棄物処理実行計画を策定した経験を有するものとする。

第7条 打合せ協議等

- 1.本業務における打合せ協議は、次に示す時期に計5回実施するものとし、その結果についてはその都度、管理技術者は打合せ記録簿を作成し、相互に確認しなければならない。
 - (1) 業務着手時
 - (2) 計画条件の設定完了時
 - (3) 実行計画策定完了時
 - (4) 災害報告書策定着手時
 - (5) 業務完了時
- 2.管理技術者は、本特記仕様書に定めのない事項について質疑が生じた場合は、業務の手戻

りが発生しないように速やかに委託者と協議し、疑義の解消を図るものとする。

第2章 業務一般

第8条 調査に関する一般事項

監理者は、調査業務の目的を十分に理解し、安全性、確実性、効率性及び住民合意の形成に配慮して調査等を行うとともに、災害廃棄物に起因する周辺生活環境への著しい負担が発生するおそれが生じた場合には、適切な対応により事態の収拾を図るとともに、周辺生活環境の保全に努めるものとする。

第9条 計画に関する一般事項

受託者は、災害廃棄物処理計画の計画業務の目的を十分に理解し、安全性、確実性、効率性及び経済性等の諸要件を満足するよう、高度かつ最新の技術力を発揮して業務を実施するものとする。

受託者は、災害廃棄物処理計画の計画業務において、特許工法等特殊な工法を計画する場合は、委託者の承諾を得て、設計図書等にその事項を明記するものとする。

第3章 調査業務

第10条 調査業務

- 1.調査業務の範囲は、罹災証明を基に、撤去対象家屋及び土砂流入家屋の状況を把握し、所有者の意思確認を行ったうえ、家屋及び土砂の撤去を実施するための積算、工事仕様書等、書類作成を行う。
- 2.管理者は、次の業務を行うものとする。
 - (1) 罷災照明の発行（発行されたり災証明情報の入手、情報の整理）
 - (2) 現況写真の取得（なければ撮影）
 - (3) 公費解体、公費土砂撤去意向確認（意向確認書類作成、書類の送付、郵送での回収、情報の整理）
 - (4) 現況、工事範囲の確認（家主立ち合い、簡易計測（面積））
 - (5) 周辺道路等の確認（接続道路確認）
 - (6) 説明会の実施（市民向け解体前実施事項説明）
 - (7) 解体申請書類受付（申請書類作成、申請書送付、申請受付（郵送、窓口）、書類確認、不備対応）
 - (8) 解体・除去仕様書作成（仕様書作成、特記仕様書作成）
 - (9) 簡易設計書作成（面積×単価での設計）
 - (10) 建設リサイクル法申請（申請が必要な大きさの工事の場合申請書）

- (11) 発注前説明会 ((工事側) ※必要な場合、仮置場管理業者説明、解体工事業者説明)
- (12) 入札・発注 (指名競争入札・発注)

第 11 条 廃棄物の処理量等の管理

- 1.監理者は、災害廃棄物の保管量及び処理量の管理を行うものとする。
- 2.前項の数量管理については、マニュフェスト等により行うことも想定し、日別及び処分先別等の集計結果を確認できるよう帳簿等により整理を行うものとする。
- 3.前項の管理表については、監督職員に代わって受託者が発行するものとし、各帳票の受領日、処分日を確認し、照合した日付を記載のうえ、監督職員に提出するものとする。

第 12 条 発注者業務支援の実施

○○災害による横手市における災害廃棄物処理事業において補助金申請、災害査定等に必要な資料作成の支援を実施する。

第 13 条 監理瑕疵

本業務は、監理職員の指示に基づき、監督職員の代理人として行われるものであり、監理者の重大な不注意による錯誤や事故の発生を除き、原則として瑕疵の対象としない。

第 4 章 実行計画策定

第 14 条 全体及び年次別処理計画

令和○○年度までに処理を完了するために、必要な処理実行計画を策定するとともに、工種別、年次別事業費等を算定し、全体計画を策定するものとする。

第 15 条 処理フロー（施工手順）の作成

災害廃棄物の処理工程について、選別施設、廃棄物処理施設等の処理能力を基本とし、災害廃棄物が滞ることなく処理できるように、年次単位、月単位、一日単位における作業フローを作成する。

第 16 条 処理、処分先の選定

各廃棄物処理施設の搬入条件を整理し、搬入条件を満たす災害廃棄物に、処理、処分先を選定する。選定にあたっては、安全性、確実性、効率性及び経済性等の諸要件を考慮する。

第 17 条 不測の事態への対応計画の作成

常態における作業事務所との連絡体制の他、次のような場合をあらかじめ想定し、適切な対応策を計画するものとする。

- (1) 異常気象や天変地異が発生した場合
- (2) 人身事故や災害等が発生した場合

第5章 その他

第18条 秘密の保持

受託者は、本業務において知り得た内容を監督職員の許可なしに他に使用し、又は公表してはならない。

第19条 疑義

受託者は、本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、業務の手戻りが生じないよう、速やかに監督職員と協議し、疑義の解消を図るものとする。

第20条 成果品等

成果品の内容及び数量は次のとおりである。

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| (1) 災害報告書 (A4版) | ○部 |
| (2) 業務管理日報綴り (形式任意) | 正本、副本 (計○部) |
| (3) 業務実施に伴う検討事項綴り | ○式 |
| (4) その他、委託者が指示するもの | ○式 |
| (5) 上記電子データ (USB、DVD、CD-R等) | ○式 |

第21条 その他留意事項

業務を行う上での留意事項は次のとおりとする

- (1) 業務委託においては、以下の業務は含まないものとする。
 - ア 現場内で新たに生じた計画業務及び設計業務等のコンサルタント的業務
 - イ 処理事業全体に係る修正等、現場要員が策定困難な高度な専門的業務
- (2) 常駐要因が必要となった場合は別途協議とする。なお、休日作業を行う場合は、事前に工事打合せ簿により監督職員と協議するものとする。

1-3 仮置場への搬入許可証の例（被災者への配布用）

	No.
【〇〇〇〇搬入用】	
〇〇〇〇災害ごみ	
搬入許可証	
	
搬入予定日 月 日	
(1台につき1枚：複製不可)	
横手市役所	
〇〇〇〇課	

1-4 災害廃棄物間口収集運搬業務委託仕様書等のひな形

仕様書

1. 件名 ○月○○日○○災害に伴う災害廃棄物間口収集運搬業務委託

2. 業務目的

本委託業務は、令和〇〇年〇月〇〇日〇〇災害に伴う横手市（以下「本市」という。）内で発生した災害廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）について、災害協定に基づき仮置き場までの搬出が困難な家庭から間口収集を行い、災害発生地域の清潔の保持及び被災住宅の復旧支援を目的とする。

3. 業務内容

受注者は本市が指定する間口収集箇所から災害廃棄物の積み込みを行い、本市が指定する仮置き場へ搬入することとする。

4. 業務の実施

業務の実施に当たり、受注者は本市の業務を受託していることを深く認識するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、並びに横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の関係法令・規則を遵守し、本市が定める一般廃棄物処理計画に従って、効率的に、安全かつ誠実に実施するものとする。

5. 委託期間

令和〇〇年〇月〇〇日から令和〇〇年〇月〇〇日までとする。

6. 作業基準及び遵守事項

- (1) 収集作業に際しては運転手と助手の2名が乗車するものとする。
- (2) 収集稼働単位は1台半日につき1回とする。ただし1回あたりの間口収集回数は定めない。
- (3) 収集作業は、間口に排出された災害廃棄物を、仮置き場内において本市が定めた分別区分により、荷卸しを行うものとする。
- (4) 交通法規を遵守し、作業中の安全確保に努めること。
- (5) 車両及び機材等は清潔の保持に努め、衛生的に管理すること。
- (6) 収集運搬の際には、ごみの飛散・落下及び汚水の流出等を防止するため、過積載に注意すること。万が一、収集運搬経路を汚した場合は、速やかに清掃し原状回復に努めること。

- (7) 業務中は、市民等に対し親切丁寧を旨とし、不快感を与える粗暴な言動や行為等により信頼を損なうことがないようにすること。

7. 業務報告

受注者は、業務実績を明らかにするため、本市の指定する様式により、業務報告書を業務終了しだいすみやかに報告すること。

8. 事故等への対応

- (1) 受注者は、業務中に事故等が発生した場合には人命救助を最優先するとともに、速やかに本市に報告すること。
- (2) 業務中に発生した事故については、その原因が本市の責に帰すべき場合を除き、受注者がその責を負うものとする。

9. その他

本仕様書に定めのない事項については、本市と協議の上、決定するものとする。

令和 年 月 日

業務委託契約書

契約権者 住 所 横手市中央町8番2号
職 氏 名 横手市長 ○ ○ ○ ○

契 約 者 住 所 横手市平鹿町浅舞字福田399番地1
商号又は名称 協同組合 横手環境協議会
氏 氏 名 代表理事 ○ ○ ○ ○

下記の業務委託については、契約権者 横手市長 ○○○○ を発注者とし、契約者 協同組合 横手環境協議会 代表理事 ○○○○ を受注者として、発注者と受注者とはそれぞれ対等な立場における合意に基づいて、横手市契約規則を遵守のうえ契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとし、この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

委託件名	○月○○日大雨災害に伴う災害廃棄物間口収集運搬業務委託
委託箇所	横手市○○○○ 地内 他
委託期間	自 令和○○年 ○月○○日 至 令和○○年 ○月○○日
契約金額	間口収集運搬費用 (1回あたり) 一
(うち取り引きに係る消費税額及び地方消費税額)	(￥0 —)
(注)「取り引きに係る消費税額及び地方消費税額」は契約金額に10/110を乗じて得た額である。	
契約保証金	横手市契約規則第50条第3項第3号の規定により免除
契約事項(別紙のとおり)	

災害廃棄物間口収集運搬業務 報告書

業者名

報告責任者

月	日	車番	運転手	助手	稼働時間	運搬回数	走行距離	備考
月	日							○○地域 個別回収
月	日							○○地域 個別回収
月	日							○○地域 個別回収
月	日							○○地域 個別回収
月	日							○○地域 個別回収

1－5 運搬業務委託（単価契約：集積所から仮置場）仕様書のひな形

災害廃棄物収集運搬業務委託（単価契約）仕様書

1 目的

令和〇〇年〇月〇日からの大雨災害により〇〇市（以下「市」という。）で発生した災害廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）を被災地域のごみ集積所等から〇〇まで運搬することを目的とする。

2 総括事項

本仕様書は、基本的事項を示すものであり、詳細について明記していないものがあっても、本業務の遂行上必要とするものは、本仕様書の有無に関わらず、受託者の責任において準備しなければならない。

3 委託業務の内容

- (1) 委託業務名 災害廃棄物収集運搬業務委託
- (2) 委託業務場所 被災地域（〇〇地域、〇〇地域、〇〇地域、〇〇地域）
- (3) 委託期間 契約期間は、契約締結の日から令和〇〇年〇月〇日までとする。
- (4) 契約の方法 単価契約とする。
- (5) 事業範囲 被災地域のごみ集積所等から〇〇までの災害廃棄物の収集運搬業務

4 一般的事項

- (1) 〇〇の所在地
〇〇市〇〇〇番〇号
- (2) 〇〇市が指定する仮置場
 - ①〇〇仮置場:〇〇市〇〇〇番〇号
 - ②〇〇仮置場:〇〇市〇〇〇番〇号
 - ③〇〇仮置場:〇〇市〇〇〇番〇号

5 搬入方法

搬入方法は、受入先の受入条件によること。

6 収集運搬業務等の遵守事項

- (1) 収集運搬業務は、積載物を飛散又は流出させないよう措置を講じること。
- (2) 業務に必要な人員、運搬に使用する車両等は受託者で用意すること。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、交通法規及びその他関係法令を遵守すること。
- (4) 保険は、対人・対物保険等に受託者が加入し、予想される事故等にあらかじめ備えること。
- (5) 災害により道路の損壊や作業環境の悪化のおそれがあることから、作業の実施にあたっては、作業前に○○課又は○○支所○○課と打合せを行うこと。

7 報告等

作業車両毎に「様式1 災害廃棄物収集運搬業務日報」を作成し、翌月15日までに提出すること。また、○○に搬入した分については、計量伝票を添付すること。

8 その他

- (1) 委託料は、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項は、発注者の指示に従うこと。また、本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、○○課と協議すること。

様式1 災害廃棄物収集運搬業務日報

作業日時	令和 年 月 日 : ~ :	
会社名及び作業員氏名	会 社 名 : 作業員氏名 : ① ② ③ ④	
車両ナンバー及び車種	ナンバー : 車 種 :	
作業地域 (町内名等)		
搬入重量 ※○○に搬入した場合は、計量 伝票の写しを添付すること。	搬入回数	搬入量
	1回目	kg
	2回目	kg
	3回目	kg
	4回目	kg
	5回目	kg
	6回目	kg
	7回目	kg
	8回目	kg
	9回目	kg
	10回目	kg
特記事項		

※使用車両毎に記入すること。

1-6 仮置場の管理委託仕様書（選別及び処理施設への運搬含む）のひな形

○○地域災害廃棄物仮置場選別運搬等業務委託仕様書

1 目的

令和○○年○月○日からの大雨災害により横手市（以下「市」という。）で発生した災害廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）のうち、○○仮置場（横手市○○○番○号）に保管されている災害廃棄物の早期撤去及び適正処理を図るため、秋田県（以下「県」という。）が一般社団法人秋田県産業廃棄物協会（以下「産廃協会」という。）と締結している大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定（以下「災害協定」という。）第3条に基づき、県に対し支援要請を行っている。

本業務は、災害協定に基づき県及び産廃協会と連携しながら、○○仮置場に一時保管されている災害廃棄物を選別し、ごみの種類毎に車両に積み込み、横手市が指定するごみ処理施設まで運搬することを目的とする。

2 総括事項

本仕様書は、基本的事項を示すものであり、詳細については明記していないものがあるても、本業務の遂行上必要とするものは、本仕様書への記載の有無に関わらず、受託者の責任において準備しなければならない。

3 委託業務の内容

- (1) 業務委託名 ○○地域災害廃棄物仮置場選別運搬等業務委託
- (2) 業務委託場所 ○○仮置場（横手市○○○番○号）
- (3) 委託期間 契約期間は、契約締結の日から令和○○年○月○日までとする。
- (4) 契約の方法 単価契約とする。
- (5) 事業範囲
 - ①○○仮置場における災害廃棄物の選別及び仮置場の管理業務
 - ②○○仮置場から市が指定するごみ処理施設までの運搬業務（積み込み含む）

4 一般的事項

- (1) 市の指定するごみ処理施設及び搬入廃棄物

名称	住所	搬入廃棄物
クリーンプラザよこて	横手市柳田字中村126	可燃系混合物
クリーンプラザよこて	横手市柳田字中村126	不燃系混合物
○○○○（株）	横手市○○字○○○	木くず
○○○○（株）	横手市○○字○○○	金属くず
○○○	横手市○○字○○○	○○

5 搬入方法

搬入は、受入先の受入条件を確認した上で実施すること。

6 災害廃棄物の運搬等に係る遵守事項

- (1) 運搬業務は、積載物を飛散又は流出させないよう措置を講じること。
- (2) 作業時は、他の作業者及び搬入者に危険が及ばないよう注意を払いながら行うこと。
また、他の搬入者の妨害にならないよう駐車等に留意すること。
- (3) 業務に必要な人員、運搬に使用する車両等は受託者で用意すること。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)、交通法規及びその他関係法令を遵守すること。
- (5) 作業着手前に作業計画書を提出し、市の承諾を得ること。
- (6) ○○仮置場の清潔の保持に努めること。
- (7) 県、産廃協会及び市との連絡調整を行う職員を配置すること。

7 廃棄物処理法施行令第4条第1項に規定する非常災害時の再委託について

本業務は、廃棄物処理法施行令第4条第1項に規定する非常災害時における再委託を認めるものとする。

再委託をする場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 受注者が再委託する事業者は、産廃協会会員のうち当該災害廃棄物と同様の性状の産業廃棄物に係る産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている者に限ること。
- (2) 再受託者が自ら再受託業務を実施すること(再々委託の禁止)。
- (3) 見積書提出時に受託者が再委託しようとする事業者の一覧及び産業廃棄物収集運搬業許可証(一般廃棄物収集運搬業の許可を有する者は、その許可証も可)を提出する。
- (4) 受託者より再受託者へ支払われる委託料が業務遂行に足りる額であること。
- (5) 委託に係る一般廃棄物の適正な処理が確保されるよう、再受託者を監督するための監督職員兼現場代理人を配置すること。

8 報告等

災害廃棄物仮置場選別運搬作業日報を提出すること。○○に搬入した分については、計量伝票を添付すること。

9 その他

- (1) 委託料は、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項は、発注者の指示に従うこと。また、本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、○○課と協議すること。

仮置き場管理委託 作業日報報告書

※ 廃棄物選別及び積込み作業指示

業者名

報告責任者

災害廃棄物仮置き場選別業務 報告書

業者名

報告責任者

月日		車番	運転手	稼働時間	備考
月日					○○地域 仮置き場選別
					○○地域 仮置き場選別
月日					○○地域 仮置き場選別
					○○地域 仮置き場選別
月日					○○地域 仮置き場選別
					○○地域 仮置き場選別
月日					○○地域 仮置き場選別
					○○地域 仮置き場選別
月日					○○地域 仮置き場選別
					○○地域 仮置き場選別
月日					○○地域 仮置き場選別
					○○地域 仮置き場選別
月日					○○地域 仮置き場選別
					○○地域 仮置き場選別

災害廃棄物仮置き場搬出業務報告書

名者業

報告責任者

1-7 運搬業務委託（単価契約：仮置場から処理施設）仕様書等のひな形

仕 様 書

1. 件 名 ○月○○日○○災害に伴う仮置場からの災害廃棄物運搬業務委託

2. 業務目的

本委託業務は、令和○○年○月○○日○○災害に伴う横手市（以下「本市」という。）内で発生した災害廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）について、災害協定に基づき仮置場からクリーンプラザよこて等ごみ処理施設への運搬を行い、災害発生地域の清潔の保持及び被災住宅の復旧支援を目的とする。

3. 業務内容

受注者は本市が指定する仮置場から災害廃棄物の積み込みを行い、本市が指定するごみ処理施設へ搬入することとする。

4. 業務の実施

業務の実施に当たり、受注者は本市の業務を受託していることを深く認識するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、並びに横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の関係法令・規則を遵守し、本市が定める一般廃棄物処理計画に従って、効率的に、安全かつ誠実に実施するものとする。

5. 委託期間

令和○○年○月○○日から令和○○年○月○○日までとする。

6. 作業基準及び遵守事項

- (1) 作業に際しては運転手1名が乗車するものとする。
- (2) 運搬作業は、仮置き場内の災害廃棄物を本市が定めた分別区分により、車両に積み込んだ上、指定したごみ処理施設へ搬出するものとする。
- (3) 作業中の安全確保に努め、運搬の際は交通法規を遵守すること。
- (4) 車両及び機材等は清潔の保持に努め、衛生的に管理すること。
- (5) 運搬の際には、ごみの飛散・落下及び汚水の流出等を防止するため、過積載に注意すること。万が一、運搬経路を汚した場合は、速やかに

清掃し原状回復に努めること。

- (6) 業務中は、市民等に対し親切丁寧を旨とし、不快感を与える粗暴な言動や行為等により信頼を損なうことがないようにすること。

7. 業務報告

受注者は、業務実績を明らかにするため、本市の指定する様式により、業務報告書を業務終了しだいすみやかに報告すること。

8. 事故等への対応

- (1) 受注者は、業務中に事故等が発生した場合には人命救助を最優先するとともに、速やかに本市に報告すること。
- (2) 業務中に発生した事故については、その原因が本市の責に帰すべき場合を除き、受注者がその責を負うものとする。

9. その他

本仕様書に定めのない事項については、本市と協議の上、決定するものとする。

令和 年 月 日

業務委託契約書

契約権者 住 所 横手市中央町8番2号
職 氏 名 横手市長 ○ ○ ○ ○

契約者 住 所 横手市平鹿町浅舞字福田399番地1
商号又は名称 協同組合 横手環境協議会
氏 名 代表理事 ○ ○ ○ ○

下記の業務委託については、契約権者 横手市長 ○○○○を発注者とし、契約者 協同組合 横手環境協議会 代表理事 ○○○○を受注者として、発注者と受注者とはそれぞれ対等な立場における合意に基づいて、横手市契約規則を遵守のうえ契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとし、この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

委託件名	○月○○日大雨災害に伴う仮置き場からの災害廃棄物運搬業務委託
委託箇所	横手市○○○地内 災害ごみ仮置き場 他
委託期間	自 令和○○年 ○月○○日 至 令和○○年 ○月○○日
契約金額	4トンダンプ 1台 費用(1日あたり) 一 (うち取り引きに係る消費税額及び地方消費税額) (¥0 一)
契約金額	10トンダンプ 1台 費用(1日あたり) 一 (うち取り引きに係る消費税額及び地方消費税額) (¥0 一)
契約金額	バックホウ0.25m ³ 1台 費用(1日あたり) 一 (うち取り引きに係る消費税額及び地方消費税額) (¥0 一)
契約金額	バックホウ0.7m ³ 1台 費用(1日あたり) 一 (うち取り引きに係る消費税額及び地方消費税額) (¥0 一)
契約金額	トレーラ10トン 1台 費用(1日あたり) 一 (うち取り引きに係る消費税額及び地方消費税額) (¥0 一)
契約金額	現場管理人 1人 費用(1日あたり) 一 (うち取り引きに係る消費税額及び地方消費税額) (¥0.0 一)
(注)「取り引きに係る消費税額及び地方消費税額」は契約金額に10/110を乗じて得た額である。	
契約保証金	横手市契約規則第50条第3項第3号の規定により免除
契約事項(別紙のとおり)	

1-8 収集運搬・処分業務委託（単価契約：仮置場からの収集運搬・処分）
契約書のひな形

令和 年 月 日

業務委託契約書

契約権者 住 所 横手市中央町8番2号
職 氏名 横手市長 ○ ○ ○ ○

契約者 住 所 横手市 ○ ○ ○ ○
商号又は名称 株式会社 ○ ○ ○ ○
氏 名 代表取締役 ○ ○ ○ ○

下記の業務委託については、契約権者 横手市長 ○○○○ を発注者とし、契約者 株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○○○ を受注者として、発注者と受注者とはそれぞれ対等な立場における合意に基づいて、横手市契約規則を遵守のうえ契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとし、この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

委託件名	○○地区豪雨災害ごみ仮置き場 廃棄物収集運搬・処分業務委託	
委託箇所	横手市○○○○地内 災害ごみ仮置き場 地内	
委託期間	自 令和○○年○月○○日 至 令和○○年○月○○日	
契約金額	積込装置付トラックチャーター費用 (1日あたり) 一	
(うら取り引きに係る消費税額及び地方消費税額)	(￥0 一)	
契約金額	積込装置付トラックチャーター費用 (1回あたり) 一	
(うら取り引きに係る消費税額及び地方消費税額)	(￥0 一)	
契約金額	コンテナ車チャーター費用 (1日あたり) 一	
(うら取り引きに係る消費税額及び地方消費税額)	(￥0 一)	
契約金額	コンテナ車チャーター費用 (1回あたり) 一	
(うら取り引きに係る消費税額及び地方消費税額)	(￥0 一)	
契約金額	混合廃棄物処理費用 (1kgあたり) 一	
(うら取り引きに係る消費税額及び地方消費税額)	(0.0 一)	
(注)「取り引きに係る消費税額及び地方消費税額」は契約金額に10/110を乗じて得た額である。		
契約保証金	横手市契約規則第50条第3項第7号の規定により免除	
契約事項(別紙のとおり)		

1-9 処理業務委託（単価契約：処理困難廃棄物）契約書のひな形

令和 年 月 日

業務委託契約書

契約権者 住 所 横手市中央町8番2号

職 氏名 横手市長 ○ ○ ○ ○

契約者 住 所 横手市 ○ ○ ○ ○

商号又は名称 株式会社 ○ ○ ○ ○

氏 名 代表取締役 ○ ○ ○ ○

下記の業務委託については、契約権者 横手市長 ○○○○ を発注者とし、契約者 株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○○○ を受注者として、発注者と受注者とはそれぞれ対等な立場における合意に基づいて、横手市契約規則を遵守のうえ契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとし、この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

委託件名	○月○○日大雨灾害に伴う○○地区災害ごみ仮置き場 処理困難廃棄物処分業務委託
委託箇所	横手市○○○○地内 災害ごみ仮置き場 地内
委託期間	自 令和○○年○月○○日 至 令和○○年○月○○日
契約金額	木くず (tあたり) 一
(うち取り引きに係る消費税額及び地方消費税額)	(￥0 一)
契約金額	草等(動植物性残さ) (tあたり) 一
(うち取り引きに係る消費税額及び地方消費税額)	(￥0 一)
契約金額	ボードくず (tあたり) 一
(うち取り引きに係る消費税額及び地方消費税額)	(￥0 一)
契約金額	混合廃棄物 (tあたり) 一
(うち取り引きに係る消費税額及び地方消費税額)	(￥0 一)
契約金額	廃プラスチック (tあたり) 一
(うち取り引きに係る消費税額及び地方消費税額)	(￥0 一)
契約金額	マットレス (1枚あたり) 一
(うち取り引きに係る消費税額及び地方消費税額)	(￥0 一)
契約金額	畳 (1枚あたり) 一
(うち取り引きに係る消費税額及び地方消費税額)	(￥0 一)
(注)「取り引きに係る消費税額及び地方消費税額」は契約金額に10/110を乗じて得た額である。	
契約保証金	横手市契約規則第50条第3項第3号の規定により免除
契約事項(別紙のとおり)	

1-10 売却（単価契約：金属類）契約書のひな形

〇〇災害ごみ仮置き場 再資源化物（金属類・家電類）売却単価契約

（甲）横手市長 〇〇 〇〇、（乙）株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇
間において、甲が収集選別した資源化物の売却及び処理について、次の条項及び仕様書
により契約を締結する。

〔売却・処理単価〕

第1条 売却・処理単価は、1kg当たり次のとおりとする。

金属類 5.0 円 家電類 1.0 円

〔消費税〕

第2条 消費税は、前条により算定された額の100分の10とする。

〔搬出時期〕

第3条 搬出時期については甲乙協議のうえ決定することとする。

〔検査〕

第4条 乙は搬出を完了したときは、甲の行なう検量等の検査を受けなければならぬ。

〔実績報告等〕

第5条 乙は令和〇〇年〇月〇〇日～〇月〇〇日までの委託業務の成果を記載した
実績報告書を提出しなければならない。

〔売却・処理代金の支払〕

第6条 甲は第5条第1項の規定による検査に合格したときは、乙に対し資源化物
の売却代金を請求するものとする。

2 乙は前項の請求を受けた月の末日までに、売却代金を甲に対して支払わなければ
ならない。

[契約の解除]

第7条 甲は乙が次の各号に該当した場合において催告をしないでこの契約を解除することができる。

- (1) 期間内に契約を履行しないとき、または履行能力がないと認めたとき
- (2) この契約に違反したとき

[権利・義務の譲渡禁止]

第8条 乙はこの契約に基づく権利、義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することはできない。

[損害賠償]

第9条 乙は搬出作業中に乙の故意、又は過失により甲又は第三者に対して、損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

[協議]

第10条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

[契約期間]

第11条 本契約の期間は、令和〇〇年〇月〇〇日より令和〇〇年〇月〇〇日までとする。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇月〇〇日

甲：横手市中央町8番2号

横手市長 ○○ ○○

乙：横手市〇〇字〇〇 ○番地〇

株式会社 ○〇〇〇

代表取締役 ○○ ○○

1-1-1 災害廃棄物仮置場設置・撤去業務仕様書のひな形

○○災害 災害廃棄物仮置場設置・撤去業務仕様書（例）

1 業務概要

本業務は、○○災害に係る災害廃棄物仮置場の設置及び撤去を目的とする。

○○災害で発生した災害廃棄物により、生活環境衛生上、臭気及び害虫等の発生が懸念されるため、早急に災害廃棄物を仮置場へ搬出するものとする。

本施設の持つべき機能は、仮置保管・展開分別・種別保管設備の機能を持たせ、搬出入が円滑に行えるように配慮し、本施設内においては、車両・重機械が自由に動けるよう計画するものとする。

2 業務の名称

○○災害 災害廃棄物仮置場設置・撤去業務委託

3 履行期間

仮置場設置 令和○年○月○日から令和○年○月○日まで

使用期間（搬入・分別・搬出） 令和○年○月○日から令和○年○月○日まで

仮置場撤去 令和○年○月○日から令和○年○月○日まで

4 履行場所

横手市 ○○地内

5 業務主要項目

排水工 $L=○m$

大型土嚢堰堤 トンパック $N=○$ 個（砂詰・設置撤去含む）

半割 VP 管 $\phi ○$ $L=○m$

仮囲い 万能塀 $H=○m$ $L=○m$

敷き鉄板 $t=○mm$ $A=○m^2$ (敷き均し砂含む)

沈砂池 遮水シート張 $V=○t$

濁水処理機運転 $MAX○t/日$ (凝集沈殿+pH調整)

6 設備の保持すべき機能

本施設の機能は搬入受入れ、分別作業及び分類保管機能である。

被災地から搬入される廃棄物を速やかに搬入仮置きできる機能を有し、本施設内は鉄板敷設面であり、受入れ選別ヤードと選別後の種別仮置きヤード、搬出入用通路を確保す

るものとする。

また、搬出入に関しては一方通行とし、車両事故の防止に努めるものとする。

7 路面保護

現状の施設は舗装面であり、当該舗装は表層○cm 密粒度アスコンと下層路盤○cm の歩道舗装であることから、保護する目的で、敷砂及び鉄板を敷設するものとする。

本施設内の前面を敷設することから、受入れ選別ヤード及び種別仮置搬出ヤードは、大型機械及び大型トラックの搬出入を伴うため、常に鉄板のズレや不等沈下等の点検を行い、安全を確保するものとする。

8 土堰堤

外部からの水の侵入と、内部水の漏出を防ぐことを目的とし、降雨時には常に見回りを行い、漏水の防止に努めるものとする。

9 暴風柵

粉じん対策は散水等で行うとともに、廃棄物の飛散や粉じんの拡散及び関係者以外の立ち入りを防ぐため、万能柵を設置するものとする。

また、風等による崩壊の無いよう打ち込み支柱等を用いて、強固な固定を行うものとする。

10 排水設備

本施設内部の表流水は汚染している可能性があることから、ベンチフリュームを使用し、通水する水は地盤浸透を防ぐとともに、沈砂池へ導く構造とするものとする。

簡易に設置及び撤去が可能な設備とするため、掘削後直置きし、掘削残土は、大型土嚢の下部に置くことで、漏水対策とすることから、常に点検を行い、傾きや漏水に注視するものとする。

11 沈砂池

沈砂池は $B \times H \times L$ を○×○×○=○m³を基準とし、素掘りの地山に、遮水シート ($t=○mm$) を張り付け、天端部分は土嚢等で、ズレ留を行うものとする。

12 濁水処理設備

濁水処理は、凝集沈殿及び pH 調整を行える施設として、○t/日が処理可能な設備を配置するものとする。

管理項目は SS・pH とし、SS=25mg/L 以下、pH=5.8~8.6 程度とするものとする。

選別業務の着手前・終了時の 2 回の計測を行うとともに、異常時には監督員と協議の上検討をものとする。

13 撤去

施設のすべては、仮設物であることから、速やかな撤去を行うものとする。

14 電源

本業務に必要な電源については、受注者において完備するものとする。

15 その他

上記以外の本業務に必要な設備については、発注者と協議の上、受注者において完備するものとする。

1-12 災害廃棄物仮置場積替・保管・選別業務仕様書のひな形

○○災害 災害廃棄物仮置場積替・保管・選別業務仕様書（例）

1 業務概要

本業務は、○○災害に係る災害廃棄物仮置場での積替・保管・選別を目的とする。

○○災害で発生した災害廃棄物により、生活環境衛生上、臭気及び害虫等の発生が懸念されるため、早急に災害廃棄物を仮置場へ搬出するものとする。

本施設の持つべき機能は、仮置保管・展開選別・種別保管設備の機能を持たせ、搬出入が円滑に行えるように配慮し、本施設内においては、車両・重機械が自由に動けるよう計画するものとする。

2 業務名称

○○災害 災害廃棄物仮置場積替・保管・選別業務委託

3 履行期間

令和○年○月○日から令和○年○月○日まで

4 履行場所

横手市 ○○地内

5 業務内容

(1) 廃棄物の種類等

ア 種類：がれき

イ 性状：瓦、コンクリートくず、木くず、金属くず、プラスチックくず及び土砂等

(2) 廃棄物予定数量

約○○t ※状況により増減あり

(3) 廃棄物積替・保管・選別

ア 被災地からの車両であることを確認するものとする。

イ 使用する機械等については、周辺環境に配慮した低騒音・低振動・排ガス対策型を採用するものとする。

ウ 一次選別として、スケルトンバケット等によりふるい分けるとともに、人力選別を行い、50cm 以下の混合残渣物・木くず・コンクリートがら・金属類、家電類・可燃物等に分類を行うものとする。

エ 選別後の廃棄物は、搬出先毎に区分けするとともに、必要に応じてシート等の覆いを被せて保管し、仮置きするものとする。

オ 選別後の廃棄物は、発注者の指定業者が搬出するものとし、一定量の集積となった場合には、発注者へ連絡するものとする。

カ 場外搬出する車両への積込みを行うものとする。

(4) 災害廃棄物仮置場の仕様及び管理

ア 主要設備

- | | | |
|-------------|------------|-----------------------------|
| a 排水工 PU300 | 半割管 | L=○m |
| b 大型土嚢堰堤 | トンパック | N=○個 (砂詰・設置撤去含む) |
| c 仮囲い | 万能塀 H=2.0m | L=○m |
| d 敷き鉄板 | t=9mm | A=○m ² (敷き均し砂含む) |
| e 沈砂池 | 遮水シート張 | V=○t |
| f 濁水処理器運転 | | MAX○t／日 (凝集沈殿+pH調整) |

イ 設備の保持すべき機能

本施設の機能は搬入受入れ、選別作業及び分類保管機能である。

被災地から搬出される廃棄物を速やかに搬出仮置きできる機能を有し、本施設内は○○m²の鉄板敷設面であり、受入選別ヤードと選別後の種別仮置き搬出ヤード、搬出入用通路を確保するものとする。

また、搬出入に関しては一方通行とし、車両事故の防止に努めるものとする。

ウ 路面保護

現状の施設は舗装面であり、当該舗装は表層○cm 密粒度アスコンと下層路盤○cm の歩道舗装であることから、保護する目的で、敷砂及び鉄板を敷設するものとする。

本施設内の前面を敷設することから、受入れ選別ヤード及び種別仮置搬出ヤードは、大型機械及び大型トラックの搬出入を伴うため、常に鉄板のズレや不等沈下等の点検を行い、安全を確保するものとする。

エ 土堰堤

外部からの水の侵入と、内部水の漏出を防ぐことを目的とし、降雨時には常に見回りを行い、漏水の防止に努めるものとする。

オ 暴風柵

粉じん対策は散水等で行うとともに、廃棄物の飛散や粉じんの拡散及び関係者以外の立ち入りを防ぐため、万能塀を設置するものとする。

また、風等による崩壊の無いよう打ち込み支柱等を用いて、強固な固定を行うものとする。

カ 排水設備

本施設内部の表流水は汚染している可能性があることから、ベンチフリュームを使用し、通水する水は地盤浸透を防ぐとともに、沈砂池へ導く構造とするものとする。

簡易に設置及び撤去が可能な設備とするため、掘削後直置きし、掘削残土は、大型土嚢の下部に置くことで、漏水対策とすることから、常に点検を行い、傾きや漏水に

注視するものとする。

キ 沈砂池

沈砂池は $\bigcirc m^3$ とし、素掘りの地山に、遮水シート ($t=\bigcirc mm$) を張り付け、超流形式の流出部を設け、上水のみを濁水処理設備へ導く構造としている。

ク 濁水処理設備

濁水処理は、凝集沈殿及び pH 調整を行える施設として、 $\bigcirc t/\text{日}$ が処理可能な設備を配置している。

管理項目は SS・pH とし、SS=25mg/L 以下、pH=5.8~8.6 程度とするものとする。

また、作業開始前・作業中・作業終了時の 3 回の設備点検を行うとともに、異常時には遅滞なく発注者に報告するものとし、異常時の判断・対応については、発注者と協議することとする。

6 業務管理

- (1) 本業務の工程及び出来高の管理のため、業務管理に係る責任者を選任するものとする。
- (2) 業務管理に係る責任者は、作業日誌等（安全巡回日報）の記録図書を作成し、提出するとともに、業務管理の徹底に努めるものとする。

7 業務履行

本業務履行に際しては、以下の事項を遵守するものとする。

(1) 労働災害の防止

本業務履行中の危険防止対策を十分行い、また労務者への安全教育を徹底し、労務災害の発生がないように努めるものとし、取り扱い物が廃棄物であることから、充分に留意した教育を行うものとする。

(2) 現場管理

資材管理、資材搬入路等は、発注者と十分協議し、周辺地域への支障が生じないよう計画とともに、整理整頓を励行し、火災・盗難等の事故防止に努めるものとする。

(3) 敷地管理

受注者は、本業務履行中、敷地内は誠意をもって管理するものとし、自然災害、人為的な災害等に対して、万全な対策を持って管理するものとし、周辺住民への安全対策とともに、迷惑行為が起こらないように努めるものとする。

また、敷地周辺の交通量、交通規制、仮設配線等を十分考慮し、必要に応じて交通整理員を配置し交通の危険防止に対処するものとする。

(4) 資材置場、仮設現場事務所等

受注者は資材置場や仮設現場事務所等を必要とするときは、敷地内であれば発注者の

承認により設置するものとし、敷地外の場合は発注者と協議の上、設置するものとする。

また、仮設電源については、発注者で設置するが、電気使用量については、受注者の負担とするものとする。

なお、資材置場や仮設現場事務所内での保安等については、十分配慮して設置するものとする。

(5) 復旧

他の設備、既存物件、公道舗装等の損傷や汚染防止に努め、万が一損傷・汚染が生じた場合は、受注者の負担で速やかに復旧するものとする。

8 その他

上記以外の本業務に必要な設備等については、発注者と協議の上、受注者において完備するものとする。

また、本仕様書に定められていない事項については、発注者と受注者との間で協議して定めるものとする。

1-13 損壊家屋の解体撤去の各種書式

(様式1-1) 受付番号

損壊家屋等の解体撤去申込書 (個人・個人事業者)

(宛先) 横手市長

令和 年 月 日	申込書 (家屋所有者) 沿太幹内を記入して下さい。
家住 所	生年月日
姓 フリガナ	印
氏名	大・昭・平・令
有者	年 月 日
電話	—
申住所	—
代姓 フリガナ	印
理人電話	—
申込者との関係	□記載者 □子 □親 □その他の ()
※解体立ちあい、調整などの通達先	□代理人と同じ □代理人と同じ
住所	—
送付先	—
電話	—

損壊家屋等の解体撤去に係る同意

左記のとおり申込みした家屋を市が解体・撤去するに当たり、下記について同意します。

1. 横手市が当該家屋の解体・撤去の処理を行うにあたって、市からの連絡調整に応じ、解体の立ち会いを行うなど、トラブルの防止に自ら誠意を持つて対応すること。

2. 当該家屋の解体・撤去に関して、横手市に一切の不服申立て及び争訟の提起をしないこと。
3. 借地・借家人をはじめ当該家屋の関係者と事後の紛争があった場合は、家屋所有者の責任において、必要な範囲で開窓・照会をすること。
4. 横手市が当該解体・撤去のため、当該家屋に係る固定資産税の評価及び賦課に関する情報について、上記4項目について説明を受け、同意のうえ申請します

(注意)

- ※1 申請者が代理人の場合、家屋所有者からの委任状 (実印) を添付して下さい。
 ※2 申込み申請の際に、運転免許証など本人確認できる書類の確認、様写をします。
 ※3 告発の程度によって、解体・撤去をお引き受けできない場合があります。

〇〇により損壊した下記の建物等について横手市による解体撤去を申し込みます。
 なお、建物等についての権利関係等については、別紙一覧とおり確認しております。
 権利者に対しては、当該解体・撤去について説明を行った上、同意を得ております。

記

解体建物	□申請者住所と同じ
所在地	□異なる所在地 ()
【処理欄】 (以下は記入しないで下さい。)	
解体建物の種類	□住宅 □分譲マンション (名称:) □賃貸寮・社宅 (名称:) □事務所・店舗 □その他の ()
り災状況	□全焼 □大規模半焼 □半焼 □その他の () □災害損害受付番号 ()
建物等の状況	□既に倒壊している □他の家屋等に物的被害を生じさせている □倒壊により人的・物的被害を生じるおそれがある □解体済み □その他 () □その他の ()
延床面積	m ²
構造	□木造 □RC造 □RC造

※申込内容や被害の状況等により、解体撤去をお引き受けできないことがあります。

受付	月	日	令和 年 月 日	受付者
申込者確認	所有者	□運転免許証	□パスポート、□その他の ()	
添付書類	代理人	□委任状、□代理人確認資料、□所有者の住印印、印鑑证明		
※必ず添付	必ず添付	□り災害損害受付番号 ()	□運物登記簿、□資産登記簿	
次の添付資料	登記簿上専用シリアル番号 ()	□登記簿の同意書、印鑑證明		
延床面積	m ²			
構造	□木造 □RC造 □RC造			

損壊家屋等の解体撤去申込書（中小企業者向け）

(宛先) 横手市長

左記のとおり申込みした家屋を市が解体・撤去するに当たり、下記について同意します。

損壊家屋等の解体撤去に係る同意

申込書（家屋所有者）※太枠内を記入して下さい。

申込年月日

1. 横手市が当該家屋の解体・撤去の処理を行うにあたって、市からの連絡調整に応じ、解体の立ち会いを行なうなど、トラブルの防止に自ら誠意を持って対応すること。

家 住 所	〒	—
屋 所名	フリガナ	—
有 代表者名	フリガナ	印
代 事業種	□解体業・建設業・運輸業 □別売業 □サービス業 □その他の（人）	
理 申込者との関係	—	
人 電話	—	
申込者が立ちあい、調査などの連絡先	□社員（所属（ ）） □その他の（ ） □代理人（と同じ）	
連 住 所	〒	—
絡 先 氏名	フリガナ	
電 話	—	—

○○により損壊した下記の建物等について横手市による解体撤去を申し込みます。
 なほ、建物等についての権利関係等については、別紙一覧のとおり確認しております。
 権利者に対しては、当該解体・撤去について説明を行った上、同意を得ております。

記

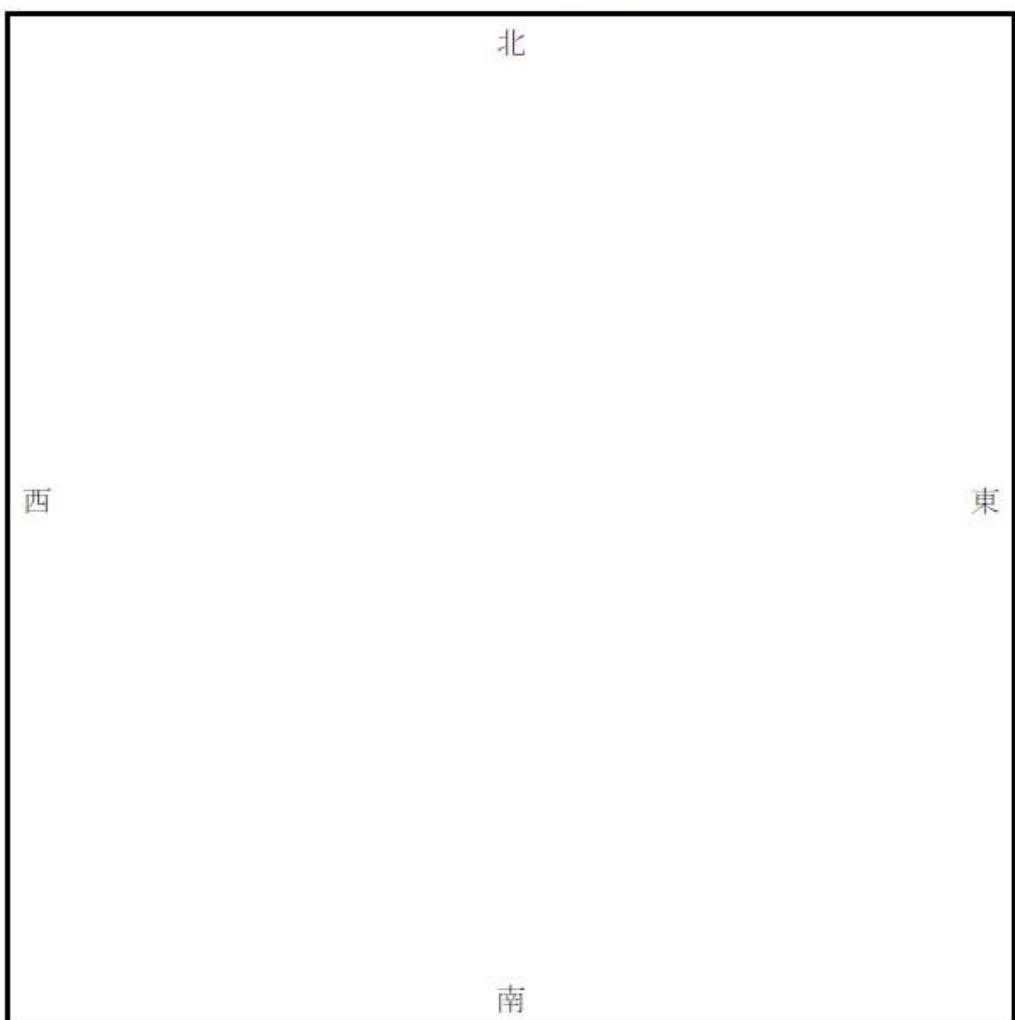
解体建物所在地	□申込者住所と同じ □異なった所在地（ ）
解体建物の種類	□住宅 □分譲マンション（名称： ） □賃貸・寮・社宅（名称： ） □事務所・店舗 □その他（ ）
り災状況	□全焼 □大規模半焼 □半焼 □その他（ ） リ災用書受付番号（ ）
建物等の状況	□既に倒壊している □他の家屋等に倒壊の被害を生じさせている □倒壊により人的・物的被害を生じる恐れがある □解体済み □その他（ ） □その他敷地内の拆築物、状況（ ）

【処理欄】（以下は記入しないで下さい。）			
受付	月 日	令和 年 月 日	受付者
申込者確認	□運転免許証、又は	□バスホート、	□実印鑑證明書
必ず交付	□り災證明書（写）、	□建物登記簿、	□資産證明書
添付書類	登記簿上権利者印	□全員の印	□資産證明書
次の添付資料	中小企業一元調査登記簿		
延床面積	代理人→□委任状、□本人の実印・印鑑證明		
構造	印		

※申込内容や撤築の状況等により、解体撤去をお引き受けできないことがあります。

(様式2)

建物配置図(見取り図)



【作成上の注意】

- 1 枠内の方針に従って枠内に敷地全体が収まるようにお書き下さい。
- 2 敷地内の建物は、全てお書き下さい。
- 3 解体したい建物を斜線で表示して下さい。
- 4 建物には、「住居」、「事務所」、「作業所」、「店舗」、「倉庫」などの名称を入れて下さい。

(様式3)

損壊家屋等の解体撤去に係る同意書（共有者用）

令和　年　月　日

（宛先）横手市長

共有者　〒

住　所

フリガナ

氏　名

実印

電話番号

私は、共有する下記の建物に関して、以下について同意します。

- 1 次の所有者が横手市に申し込みした損壊家屋等の解体撤去申込書により、市が当該建物の解体撤去を行うこと。

共有者（申込者）

住所

氏名

持分　／

- 2 建物の解体撤去処理に伴い事後の紛争があった場合は、私を含む共有者が、建物所有者の責任において解決すること。
- 3 当該建物に係る解体撤去及び敷地内の損壊物の処理に関して横手市に対して一切の不服の申立て及び争訟の提起をしないこと。
- 4 当該建物の解体撤去に関して、市が必要な範囲で、り災状況、家屋等の固定資産課税情報、住民票及び戸籍関連の書類を閲覧、取得すること。

記

対象建物

所　在　地

建物の種類及び名称

(様式4)

損壊家屋等の解体撤去に係る同意書（関係権利者用）

(宛先) 横手市長	所有者	令和 年 月 日	(5) 住所 氏名 建物所有者との権利関係 （ ）
	〒 所		(6) 住所 氏名 建物所有者との権利関係 （ ）
	フリガナ		(7) 住所 氏名 建物所有者との権利関係 （ ）
	氏 名		(8) 住所 氏名 建物所有者との権利関係 （ ）
	電話番号		(9) 住所 氏名 建物所有者との権利関係 （ ）
	所在地		(10) 住所 氏名 建物所有者との権利関係 （ ）
	建物の名称		
1 解体撤去の対象建物			
記			
2 関係権利者（同意書の印鑑証明書を添付ください。）			
上記1の建物の解体撤去に同意します。			
同意書（※本人が自署すること）			
(1) 住所 氏名 建物所有者との権利関係 （ ）			
(2) 住所 氏名 建物所有者との権利関係 （ ）			
(3) 住所 氏名 建物所有者との権利関係 （ ）			
(4) 住所 氏名 建物所有者との権利関係 （ ）			

(様式5)

損壊家屋等の解体撤去に係る同意書（法定相続人用）

(5) 生所		(6) 生所		(7) 生所		(8) 生所		(9) 生所		(10) 生所	
申込者 〒 所		登記名義人との関係 （ ）		登記名義人との関係 （ ）		登記名義人との関係 （ ）		登記名義人との関係 （ ）		登記名義人との関係 （ ）	
住 所		姓 名		姓 名		姓 名		姓 名		姓 名	
フリガナ		生印		フリガナ		生印		フリガナ		生印	
姓 名		生印		姓 名		生印		姓 名		生印	
電話番号		登記名義人との関係 （ ）		登記名義人との関係 （ ）		登記名義人との関係 （ ）		登記名義人との関係 （ ）		登記名義人との関係 （ ）	
記		登記名義人との関係 （ ）		登記名義人との関係 （ ）		登記名義人との関係 （ ）		登記名義人との関係 （ ）		登記名義人との関係 （ ）	
1 解体撤去の対象建物 所在地 建物の名稱		2 法定相続人の同意（同意書の印鑑証明書を添付ください。） 上記1の建物の解体撤去に同意します。 同意書（※本人が自署すること） (1) 生所		3 上記1の建物の解体撤去に同意します。 (2) 生所		4 上記1の建物の解体撤去に同意します。 (3) 生所		5 上記1の建物の解体撤去に同意します。 (4) 生所		6 上記1の建物の解体撤去に同意します。 ※欄が不足する場合は、任意様式で追加ください。	

(様式 6)

委 任 状

令和 年 月 日

横手市長

申込者 〒 —
(所有者) 住 所 _____
フリガナ _____
氏 名 _____ 填印
生年月日 _____ 大・昭・平・令 年 月 日
電話番号 (— — —) _____

私は、次の権限を下記の者に委託します。

- 1 私が所有する下記の損壊家屋等の解体撤去申込書及び当該申込みに必要な書類を横手市に提出すること。
- 2 申込みに係る書類に不備がある場合に、当該申込書の補正又は取下げをすること。
- 3 上記 1 及び 2 のほか、当該家屋等の解体撤去の申込みに関して必要な一切の権限

記

受任者(代理人) 〒 _____
住 所 _____
氏 名 _____ 印
生年月日 _____ 大・昭・平・令 年 月 日
電話番号 _____

損壊家屋等

所 在 地 _____
建物の種類及び名称 _____

(様式7)

損壊家屋等の解体撤去済申出書

令和 年 月 日

(宛先) 横手市長

共有者 〒 —
住 所 _____
フリガナ _____
氏 名 _____ 実印 _____
生年月日 _____ 大・昭・平・令 年 月 日 _____
電話番号 (_____ — — _____)
申出者 所有者 その他(所有者との関係: _____)

〇〇により損壊した下記の建物について、生活環境保全上、支障が生じたため、既に解体撤去しました。

つきましては、建物等の解体撤去について、横手市の支援を要望します。

記

建物所在地	<input type="checkbox"/> 申出者住所に同じ <input type="checkbox"/> 異なる所在地 (_____)
建物の種類	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 分譲マンション(名称: _____) <input type="checkbox"/> 賃貸・寮・社宅(名称: _____) <input type="checkbox"/> 事務所・店舗 <input type="checkbox"/> その他(_____)
解体した建物 の所有者	<input type="checkbox"/> 申出者に同じ <input type="checkbox"/> 異なる場合 <u>〒</u> <u>—</u> 住 所 _____ <u>フリガナ</u> _____ 氏 名 _____
り災認定状況	<input type="checkbox"/> り災証明書 <input type="checkbox"/> 有・証明書番号(_____) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> り災の認定 <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> その他
解体の状況	裏面のとおり
連絡先	<input type="checkbox"/> 申出者に同じ <input type="checkbox"/> 解体した建物の所有者に同じ <input type="checkbox"/> 異なる場合 <u>〒</u> <u>—</u> 住 所 _____ <u>フリガナ</u> _____ 氏 名 _____

解体前の状況	<p><input type="checkbox"/>既に倒壊している <input type="checkbox"/>他の家屋等に物的被害を生じさせている <input type="checkbox"/>倒壊により人的・物的被害を生じる恐れがある <input type="checkbox"/>その他 () <input type="checkbox"/>その他敷地内の損壊物・状況 ()</p>															
	<p>(1) 解体時期</p> <table style="margin-left: 200px;"> <tr><td>契約日</td><td>令和</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr> <tr><td>解体開始</td><td>令和</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr> <tr><td>解体終了</td><td>令和</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr> </table> <p>(2) 解体方法</p> <p><input type="checkbox"/>自分で解体 <input type="checkbox"/>業者に解体工事を依頼 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p>(3) 解体委託業者について</p> <p style="text-align: center;">〒 -</p> <p><u>住所</u> <u>フリガナ</u> <u>名称</u> <u>電話番号</u> (- - -) <u>担当者名</u></p> <p>(4) 保管している関係資料について</p> <p><input type="checkbox"/>解体工事前の状況を記録した写真 <input type="checkbox"/>解体工事中の状況を記録した写真 <input type="checkbox"/>解体工事に係る契約書 <input type="checkbox"/>解体工事に係る見積書 <input type="checkbox"/>解体工事に係る領収書 <input type="checkbox"/>解体工事に係るマニフェストの写し</p> <p>(5) 解体費用</p> <p style="text-align: center;">_____ 円</p>	契約日	令和	年	月	日	解体開始	令和	年	月	日	解体終了	令和	年	月	日
契約日	令和	年	月	日												
解体開始	令和	年	月	日												
解体終了	令和	年	月	日												

1-14 解体撤去工事仕様書のひな形

令和〇〇年度震災解体撤去工事仕様書

1 解体工事共通仕様

(1) 一般事項

ア. 適用範囲

- (ア) 本仕様書は、解体対象家屋の解体、撤去、解体材の仮置場への運搬に係る一連の工事に適用する。
- (イ) 本仕様書に規定する事項は、定めがあるものを除き、受注者の責任において履行すべきものとする。

イ. 適用基準

関係法令ほか以下の基準を適用する。

- (ア) 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）（以下「共通仕様書」という。国土交通省）
- (イ) 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）（以下「対策要綱」という。国土交通省）
- (ウ) 建設工事安全施工技術指針

ウ. 用語の定義

- (ア) 「監督職員」とは、契約に規定する監督職員をいい、監督員指定通知書により通知された監督員を総称していう。
- (イ) 「請負者等」とは、当該工事請負契約の請負者又は契約書の規定により定められた現場代理人をいう。
- (ウ) 「監督員の承諾」とは、協議事項について、請負者等が施工協議書で監督職員に対し申し出た事項について、監督職員が施工協議書をもって了解することをいう。
- (エ) 「監督員と協議」とは、協議事項について、監督職員と、請負者が結論を得るために合議し、その結果を施工協議書に残すことをいう。
- (オ) 施工協議書は、発行年月日が記載され、署名又は捺印されていること。
- (カ) 「解体工事」とは、解体対象家屋の解体及び撤去を目的とする。仮設物設置、取り壊し、解体材の分別・運搬及び整地等を総称していう。

エ. 官公庁その他への届出手続等

- (ア) 解体工事の着手、施工、完成にあたり、関係機関への必要な届出手続きを遅滞なく行う。
- (イ) 前項に規定する手続きを行うに当たっては、届出内容について、あらかじめ監督職員に報告する。

オ. 疑義に関する協議等

設計図書に定められた内容に疑義が生じたり、解体工事が困難又は不都合な場合が生じた時は、監督職員と協議する。

カ. 文化財その他の埋蔵物

解体工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。その後の処置については、監督職員の指示に従う。また、当該埋蔵物の発見者としての権利は、法律に定めるところにより、発注者が保有する。

(2) 工事関係図書

ア. 実施工程表

- (ア) 解体工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。
- (イ) 実施工程表の内容を変更する必要が生じた場合は、監督職員と協議するとともに、各種工程等に支障がないよう適切な処置を講ずる。
- (ウ) 監督職員の指示を受けた場合は、実施工程表の補足として、週間又は月間工程表、工種別工程表等を作成し、監督職員に提出する。

イ. 施工計画書

解体工事の着手に先立ち、次の内容を記載した施工計画書を作成し、監督職員の承諾を受ける。

(ア) 施工計画

- ・解体対象家屋の概要、範囲
- ・解体手順、作業時間、解体工法、使用機械類、及び作業人員
- ・現場組織図（担当者の連絡先電話番号記載）
- ・工法及び仮設計画図（施工図、器具図等、使用機械類）
- ・作業員名簿（下請け契約がある場合は、下請業者届として別途作成。また、施工業者においては許可証等の写し及び工事担当者においては、資格証等の写し添付）

(イ) 安全管理計画

- ・騒音、振動、粉塵等の防止対策
- ・重機、車両火災防止、墜落落下飛散防止及び防火対策
- ・工事関係車両に起因する混雑、交通渋滞の防止対策（周辺道路も含む）
- ・工事車両通行経路図及び駐車計画図
- ・工事関係車両誘導員の配置計画
- ・緊急連絡組織計画
- ・その他監督職員が安全対策上必要と認め、指示するもの

(ウ) その他の計画

- ・地上及び地下（周辺範囲も含む）の既設構造物、既設配管等に対する施工計画（防護等）

ウ. 工事の記録及び竣工書類

(ア) 施工協議書

(イ) 工事日誌

(ウ) 工事写真（詳細は後述）

(エ) 解体工事の竣工時には、上記アからウの他、以下の書類をまとめ提出する。

・施工計画書

・完成図（地下部分に残っているものがあれば、特に詳細に記録すること。）

エ. 工事写真

(ア) 工事写真

・解体工事着手前の現場全景、周辺及び対象建築物等の現況写真

・仮設物、安全措置状況及び工程写真

・使用機械類

・解体材収集運搬車輛への積込み時及び積み卸し時の写真

・整地後の全景写真（着手時と同一アングルとする。）

・その他監督職員の指示による

（3）解体工事現場管理

ア. 施工管理

解体工事全般で施工管理体制を確立し、工程、安全等の施工管理を行う。

イ. 施工条件

(ア) 作業時間

・原則、土曜日、日曜日及び祝日に解体工事を行わない。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合には、この限りではない。

・後述する作業時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。

(イ) 解体工事に当たっては、施工箇所及びその周辺にある地上、地下の既設構造物・配管等について、あらかじめ十分調査し、支障を来さないような施工方法を定める。

(ウ) 後片付け、清掃及び整地を行う。

(エ) 上記以外の工事は特記による。

ウ. 施工中の安全確保及び環境保全

(ア) 建築基準法、労働安全衛生法、環境基本法、騒音規制法、大気汚染防止法その他関係法令によるほか、「対策要綱」及び「推進要綱」に従い、解体工事の施工にともなう災害の防止及び環境の保全に努めること。

(イ) 施工中の安全確保に関しては、「建築工事安全施工技術指針」（平成27年1月27日国営整第216号）を参考に、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めること。

(ウ) 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法令に従ってこれを行う。

(エ) 気象予報又は警報等について、常に注意を払い、災害の防止に努める。

(オ) 火気の使用や溶断作業を行う場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに、適切な

消火設備、防火シート等を設ける等、火気の防止措置を行う。

- (カ) 火薬類を用いた取り壊し作業は行わないこと。
- (キ) 解体作業に使用する機械は低振動・低騒音型解体機種とする。また、同作業に当たっては騒音振動の低減に努める。下請けとする場合は、この旨を支持し遵守させること。
- (ク) 解体作業中は、散水等を十分に行い、粉塵等の飛散防止に努める。
- (ケ) 解体現場内及び進入口付近の路面清掃に努める。
- (コ) 現場内では解体材等の焼却は行わないこと。

エ. 近隣住民対応等

- (ア) 解体工事の施工にあたっての近隣等との折衝は次による。また、その経過について記録し、監督職員に遅滞なく報告すること。
 - ・近隣住民等と解体工事の施工上必要な事前説明（工事概要に関する）及び折衝を行うものとし、あらかじめその内容を監督職員に報告する。
 - ・解体工事に関して、近隣住民から説明の要求又は苦情があった場合は、直ちに誠意を持って対応する。
 - ・近隣家屋等には損傷を与えないよう十分注意し、損傷が発生した場合は監督職員と協議するとともに、速やかに誠意を持って対応する。
 - ・工事関係車輌の通行による道路の損傷には十分注意し、損傷が発生した場合は道路管理者と協議の上、速やかに修復する。
- (イ) 作業現場の改善、作業現場の美化に努める。

オ. 災害時の安全確保

災害時及び事故が発生した場合は、人命の安全確認を最優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を監督職員に報告する。

(4) その他

ア. 収集運搬車輌

解体工事の施工に伴う解体材、土砂及び工事用資材等（以下「解体材等」という。）を収集運搬する車輌の使用に当たっては、交通事故及び交通災害の防止に努めるとともに次の事項を遵守する。

- (ア) 運搬を委託する場合は許可を得た車輌を使用させ、許可証の写しを常備させる。
- (イ) 廃棄物の正常に応じ、飛散、流失しない適切な構造の運搬車輌を使用する。
- (ウ) 積載重量制限を超えないこと。
- (エ) さし枠装着車、不表示車等を使用しないこと。
- (オ) タイヤ又は車体に廃棄物を付着させたまま運搬しないよう、洗車、清掃を行うこと。
- (カ) 運搬経路の選定として運行上の安全と街路周辺環境に配慮する。

イ. 保険等

工事期間中請負者の責任において労災保険に加入し、その負担は請負者とする。

ウ. その他

本工事について、公共工事労務費調査、資材調査等県から調査依頼があった場合は、これに協力すること。

2 解体工事特記仕様

(1) 一般事項

ア. 適用基準

- (ア) 既存建築物の吹き付けアスベスト粉塵飛散防止処理技術指針（建設省住宅局建築指導課監修）
- (イ) 建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針（厚生省水道環境部産業廃棄物対策室監修）（通称アスベスト廃棄物処理ガイドライン）

イ. 用語の定義

- (ア) 「廃石膏ボード」とは、解体材となった石膏ボードをいい、特定廃石膏ボードを除く。
- (イ) 「特定廃石膏ボード」とは、石綿が混入した石膏ボードをいう。
- (ウ) 「飛散性廃アスベスト等」とは、吹き付け石綿（吹き付けロックウールの内、石綿を含むものを含む。）及び石綿を含む石綿保溫材、けいそう土保溫材、パーライ保溫材で飛散する恐れのあるもの並びに石綿が付着しているもの。
- (エ) 「非飛散性アスベスト含有建材」とは、アスベストを含有している成型板で、石綿セメント、ビニール床タイル、珪酸カルシウム板、ロックウール化粧吸音板、化粧石膏ボード等があり、切断及び粉碎により飛散する恐れのあるもの。

(2) 仮設工事

ア. 仮囲い

関係法令に従い、適切な構造とする。なお、支柱は地中に十分に打ち込んだ単管等に連結するとともに、控え及び筋違い等により、強風にも耐えられるようにすること。

イ. 工事掲示板

工事現場における掲示板について、監督職員の指示したものについて掲示すること。

(3) 解体工事

ア. 施工条件

- (ア) 作業時間 午前8時から午後5時の間
- (イ) 分別区分 解体材は別表に定める区分に分別して運搬すること
- (ウ) 整地 敷地内について地均しを行う

イ. 防塵対策

高压ポンプ等により、散水を行う等防塵対策を施すこと。

ウ. 交通対策

施工場所において、必要な場合は交通誘導員を配置し、歩行者等の安全を確保すること。
交通誘導員を配置した場合は、工事日誌に配置人員数を記入すること。

(4) その他

- ア. 現場で使用する機械は、低騒音、低排ガス、低振動型施工機械とする。
- イ. 夜間、早朝の稼働はしないこと。
- ウ. 汚水、汚濁、土砂の流出防止に努めること。

(別表)

解体材／分別区分

	廃棄物の種類	左記に含まれるもの例	その他留意事項
①	木くず（柱、梁材等）	柱、角材、樹木	
②	建具、家具等		
③	可燃物	紙くず、衣類、ふとん	
④	廃プラスチック	浴槽、衣装ケース等	
⑤	ソファー・ベッドマットレス類		
⑥	廃家電製品	TV、エアコン、冷蔵庫、洗濯機等	
⑦	廃瓦		
⑧	がれき類	コンクリートがら 土壁（土・わら）	
⑨	ガラス・陶器	ガラスくず、陶器類	
⑩	石膏ボード		
⑪	畳		
⑫	危険物、処理困難物	ガスボンベ、廃薬品（農薬等）、 PCB、消火器、タイヤ、バッテリー、 ライター、電池等	
⑬	蛍光灯		
⑭	金属くず		

※ 生ゴミは、仮置場に搬入しないこと。

1-15 クリーンプラザよこて運営事業災害廃棄物追加処理契約等のひな形

仕 様 書

1. 件名 ○月○日大雨災害に伴うクリーンプラザよこて運営事業
(災害廃棄物処理による追加発生費用) 業務委託

2. 業務目的

本委託業務は、令和〇〇年〇月〇日大雨災害に伴う横手市（以下「本市」という。）内で発生した災害廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）について、クリーンプラザよこてでその処理を行うことを目的とする。

3. 業務内容

受注者は、本市が指定する仮置き場及び被災者より本施設へ搬入された災害廃棄物を処理する。

4. 業務の実施

業務の実施に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、並びに横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の関係法令・規則を遵守し、効率的に安全かつ誠実に実施するものとする。

5. 委託期間

契約締結日から令和〇〇年〇月〇日までとする。

6. 作業基準及び遵守事項

原則として、契約締結済みの「クリーンプラザよこて整備及び運営事業運営・維持管理業務委託契約（仮契約締結日：平成25年5月31日、本契約締結日：平成25年6月10日）（以下、「運営・維持管理業務委託契約」という。）に準ずるものとする。

7. 有価物売扱い

(1) 本業務の遂行課程で生成される金属類の所有権は、本市に帰属するものとし、運営・維持管理業務委託契約に基づく取扱いとする。

(2) 金属類の売払いについては、破碎処理工程上、災害廃棄物以外の廃棄物と明確に区別することが困難であることから、次の計算式を用いて推計金額を算定することとする。なお、算定にあたり「燃やさないごみ」全量を破碎することを前提条件とする。

①破碎割合

- ・破碎鉄割合 (A)

破碎鉄総量／(破碎残さ総量^{※1} + 破碎鉄総量 + 破碎アルミ総量)

- ・破碎アルミ割合 (B)

破碎アルミ総量／(破碎残さ総量^{※1} + 破碎鉄総量 + 破碎アルミ総量)

※1 破碎残さ総量に災害畳が含まれる場合には、その量を減じて積算するものとする。

②災害廃棄物に含まれる金属量

- ・破碎鉄 (t) (C)

災害廃棄物 (燃やさないごみ) × (A)

- ・破碎アルミ (t) (D)

災害廃棄物 (燃やさないごみ) × (B)

③金額

- ・破碎鉄 (円) = (C) × 単価

- ・破碎アルミ (円) = (D) × 単価

(3) 上記で推計した有価物売払い費用については、業務報告書により報告する。

8. 業務報告

受注者は、業務実績を明らかにするため、次に掲げる内容を記載した業務報告書を1部作成し業務完了後に提出するものとする。

(1) 作業日報

(2) 災害廃棄物処理実績

(3) 有価物売払い実績 (推計値含む)

(4) 作業状況写真

(5) その他必要と認める書類

9. 事故等への対応

(1) 受注者は、業務中に事故等が発生した場合には人命救助を最優先するとともに、速やかに本市に報告すること。

(2) 業務中に発生した事故については、その原因が本市の責に帰すべき場合を除き、受注者がその責を負うものとする。

10. その他

本仕様書に定めのない事項については、本市と協議の上、決定するものとする。

合和年月日

業務委託契約書

契約権者 住 所 横 手 市 中 央 町 8 番 2 号
職 氏 名 横 手 市 長 ○ ○ ○ ○

契約者 住所 横手市柳田字中村126番地
商号又は名称 株式会社 よこてEサービス
氏名 代表取締役

下記の業務委託については、契約権者 横手市長〇〇〇〇を発注者とし、契約者 株式会社よこてEサービス 代表取締役〇〇〇〇を受注者として、発注者と受注者とはそれぞれ対等な立場における合意に基づいて、横手市契約規則を遵守のうえ契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとし、この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

1-16 隨意契約理由書のひな形

① 1者随意契約

1者随意契約理由書

業務名：○○災害廃棄物収集運搬業務委託

理 由： ○○災害発生後、被災した住宅等から災害廃棄物が大量に発生することが予想される。発生する災害廃棄物は、道路の通行の支障、廃棄物の腐敗等による悪臭など衛生上の問題などを発生させるおそれがあるため、発生後ただちに収集・運搬し、仮置場及び処理施設へ搬出する必要がある。

△△建設業協会とは「□□に関する応援協定」を締結しており、被災地域の実情を熟知していることから、協定書に基づき1者随意契約とするものである。

② 3者見積による随意契約

随意契約理由書

業務名：○○災害廃棄物運搬業務委託

理 由： ○○災害発生後、被災した住宅等から災害廃棄物が大量に発生することが予想され、衛生上の問題などを発生させるおそれがあるため、早急に集積された廃棄物を運搬し、処理施設に搬出する必要がある。

災害廃棄物の処理にあたり、◇◇市の一般廃棄物処理業の許可をもつ業者は限られている。

以上の理由により、3者見積による随意契約とする。

1-17 思い出の品・貴重品の取得記録様式例

取得物件一覧簿（参考例）						
番号	物件の種類及び特徴（現金の有無）	現金（有） 千円以上 千円未満	現金（有） 千円以上 千円未満	拾得日時 4月2日 13時30分	拾得場所 横手市△丁目 ××辺り	備考
1	財布（茶色）、キャッシュカード、 クレジットカード					
2		現金 有 千円以上 千円未満	無			
3		現金 有 千円以上 千円未満	無			
4		現金 有 千円以上 千円未満	無			
5		現金 有 千円以上 千円未満	無			
6		現金 有 千円以上 千円未満	無			
7		現金 有 千円以上 千円未満	無			
8		現金 有 千円以上 千円未満	無			

※遺失物法第7条第1項に掲げる事項（物件の種類・特徴、拾得の日時・場所）を掲載する。

2 県及び市が締結している災害協定（要請様式等含む）

2-1 大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定

（県、（一社）秋田県産業廃棄物協会）

大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と社団法人秋田県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県内において大規模災害が発生した場合に、甲が乙に災害廃棄物の処理等の協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害廃棄物」とは、大規模災害により倒壊、焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに災害に伴い発生し緊急に処理する必要が生じた廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、県内市町村が実施する次の事業について、市町村からの要請に基づいて、乙に協力を要請する。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処理・処分
- (4) その他必要な事項

（協力内容）

第4条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、市町村が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力する。

2 前条の協力要請に基づき、乙は速やかに市町村と具体的な処理の方法等について協議するものとする。

3 乙は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮する。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

（情報提供）

第5条 甲は、大規模災害時に災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるよう、乙に県内の被災、復旧状況等必要な情報を探する。

2 乙は、災害廃棄物の処理に関し、協力可能な会員の状況を甲に報告する。

（要請手続き）

第6条 甲は、協力要請に当たっては、次の事項を文書で乙に通知する。ただし、これにより難い場合は、口頭により要請し、事後速やかに文書で通知する。

- (1) 市町村名
- (2) 協力内容
- (3) その他の必要な事項

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の事項を文書で甲へ報告する。

- (1) 市町村名
- (2) 協力内容
- (3) その他の必要な事項

(費用負担)

第8条 第3条に規定する市町村の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、原則として当該市町村が負担するものとし、その額は乙と当該市町村で協議のうえ決定する。

(損害補償)

第9条 第3条に規定する市町村の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等により生じた損害等の補償については、乙と当該市町村で協議する。

(連絡窓口)

第10条 この協定の業務に関する連絡窓口については、甲においては生活環境文化部環境整備課（注）とし、乙においては協会事務局とする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成20年7月31日

甲 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県
秋田県知事 寺 田 典 城

乙 秋田市山王三丁目1番7号
社団法人秋田県産業廃棄物協会
会長 長崎 雄二

（注）「生活環境文化部環境整備課」を「生活環境部環境整備課」に読み替える。

【県に協力要請するときの参考様式】

文書番号

年 月 日

災害廃棄物の処理等に係る要請書（例）

秋田県知事 あて

横手市長 ○○ ○○（押印）

大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 要請する事業

※協定第3条に記載されている、災害廃棄物の撤去、災害廃棄物の収集・運搬、災害廃棄物の処理・処分、その他必要な事項の、該当する事業を記入。

2 要請する事業の内容

※災害廃棄物の種類、災害廃棄物の量、要請する概要等を記入。

3 要請期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

4 その他

担当者及び連絡先

（所属）

（役職・氏名）

（電話番号）

2-2 災害時におけるし尿等の収集運搬に係る協定

(県、秋田県環境整備事業共同組合)

災害時におけるし尿等の収集運搬に係る協定

秋田県（以下「甲」という。）と秋田県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この条例は、秋田県内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、秋田県災害対策本部が設置された場合の初期の段階におけるし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の収集運搬に関して、甲が乙に支援協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（支援の要請手続）

第2条 甲は、災害の被災地域の市町村（以下「被災市町村」という。）からし尿等の収集運搬について協力の要請があった場合には、当該協力の要請をした市町村に対する支援を乙に要請するものとする。

（被災市町村との協議）

第3条 乙が、前条の要請を受けた場合には、支援の内容、方法等について当該要請に係る被災市町村と協議の上、支援を行うものとする。

2 乙は、し尿等の収集運搬に係る支援の実績について、甲及び当該支援を受けた被災市町村に文書で報告するものとする。

（経費負担）

第4条 乙は甲に対し、この協定に係る支援に要する一切の経費負担を求めないものとする。

（連絡窓口）

第5条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては秋田県生活環境部環境整備課、乙においては秋田県環境整備事業協同組合事務局とする。

（有効期限）

第6条 この協定の期間は、平成23年11月14日から平成24年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了までに、甲若しくは乙のいずれかがこの協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙の合意により協定内容の変更をした場合を除き、この協定は、1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。
平成23年11月14日

甲 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 佐竹敬久

乙 能代市河戸川字西山下1番6号
秋田県環境整備事業協同組合
理事長 大塚勝栄

2-3 災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定

(県、市町村)

災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、秋田県内において大規模な災害が発生した場合等において、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）独自では被災者の救援等が十分に実施できない場合に、秋田県（以下「県」という。）及び市町村相互の応援による応急活動等を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定に基づく応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料、生活必需品等の備蓄物資の提供
- (2) 避難所の開設及び避難者の受け入れ
- (3) 廃棄物処理や火葬の実施等の応急活動に必要な施設や資機材の提供
- (4) 応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、被災市町村から特に要請のあったもの

(応援の要請)

第3条 被災市町村は、当該市町村の地域にかかる災害が発生した場合等において、応急活動等を実施するため必要があるときは、県に対して応援を要請することができる。

2 前項の規定による要請をしようとする被災市町村（以下「応援要請市町村」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、県に要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 要請する応援の内容
 - ア 前条第1号に掲げる応援の場合は、物資の品目、数量、搬入先等
 - イ 前条第2号に掲げる応援の場合は、避難者数、避難期間等
 - ウ 前条第3号に掲げる応援の場合は、応急活動の種類、数量、期間等
 - エ 前条第4号に掲げる応援の場合は、職種、人数、活動内容、派遣期間等
- (3) 前2号に掲げるもののほか必要な事項

3 第1項の規定にかかわらず、応援要請市町村は、県に要請するいとまがないときは、他の市町村に直接要請できるものとし、事後速やかに県に報告するものとする。

(要請を受けた県及び市町村の役割)

第4条 県は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、速やかに他の市町村に応援の要請を通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた市町村は、応援が可能な場合には、その内容を速やかに県に報告

するものとする。

- 3 前項の規定による報告を受けた県は、速やかに応援内容を調整し、その結果を前項の規定により報告した市町村及び応援要請市町村に通知するものとする。
- 4 前条第3項の規定による要請又は前項の規定による調整により応援を行う市町村は、直ちに応援を実施するものとする。
- 5 前4項の規定にかかわらず、県は、前条第2項の規定による要請の内容を踏まえ、県自ら実施することが適當と判断した場合には、直ちに応援を実施するものとし、その内容を応援要請市町村に通知するものとする。

(自主応援)

第5条 県及び市町村は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ、被災市町村が第3条第2項の規定による要請を行うことができない状況にあると判断した場合には、自主的に応援を実施することができるものとし、この場合には、同項の規定による要請があつたものとみなす。

- 2 前項の規定による応援を実施した市町村は、その内容を事後速やかに県に報告するものとする。

(要請等の手段)

第6条 第3条から前条までの規定による要請等は、電話等により行うことができるものとし、事後速やかに、次表に定める区分に従い、当該各号に規定する様式による文書を送付するものとする。

区分	様式
第3条第2項及び第3項に規定する応援要請	第1号
第3条第3項に規定する直接応援要請の報告	第2号
第4条第1項に規定する応援要請の通知	第3号
第4条第2項に規定する応援内容の報告	第4号
第4条第3項及び第5項に規定する応援実施の通知	第5号
第5条第2項に規定する自主応援の報告	第6号

(経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、災害救助法(昭和22年法律第118号)その他の法令の規定により国又は県が負担する部分を除き、応援要請市町村の負担とする。

(その他)

第8条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、県及び市町村がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書26通を作成し、県及び各市町村が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年1月20日

～市町村・県署名欄省略～

(様式第1号)

〇〇-〇〇〇
〇〇年〇月〇〇日

秋田県知事 〇〇 〇〇

横手市長 〇〇 〇〇 印

災害応急活動等の応援要請書

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」に基づき、次のとおり応援を要請します。

1 被害状況

2 要請内容

3 その他参考となる事項

(様式第2号)

〇〇-〇〇〇
〇〇年〇月〇〇日

秋田県知事 〇〇 〇〇

横手市長 〇〇 〇〇 印

災害応急活動等の直接応援要請報告書

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」に基づき、次のとおり直接応援要請したので報告します。

1 被害状況

2 要請先市町村

3 要請内容

別紙のとおり

4 その他参考となる事項

(様式第4号)

〇〇-〇〇〇
〇〇年〇月〇〇日

秋田県知事 〇〇 〇〇

横手市長 〇〇 〇〇 印

災害応急活動等の応援内容報告書

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」に基づく応援要請について、本市が可能な応援内容を次のとおり報告します。

1 要請市町村

2 本市が可能な応援内容

3 その他参考となる事項

(様式第6号)

〇〇-〇〇〇
〇〇年〇月〇〇日

秋田県知事 〇〇 〇〇

横手市長 〇〇 〇〇 印

災害応急活動等の自主応援報告書

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」に基づき、次のとおり自主応援したので報告します。

1 応援先市町村

2 応援内容

3 その他参考となる事項

2-4 災害時における家庭系一般廃棄物収集運搬に関する協定

(市、協同組合 横手環境協議会)

災害時における家庭系一般廃棄物収集運搬に関する協定書

横手市（以下「甲」という。）と 協同組合 横手環境協議会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が横手市内において発生した際に、家庭系一般廃棄物（以下「廃棄物」という。）の収集運搬業務を円滑に実施するために必要な事項を定め、災害に対し迅速に対応することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「廃棄物」とは、横手市内において災害が発生した際に、一般世帯及び避難所等から排出される一般廃棄物のうち、し尿・浄化槽汚泥を除くものをいい、災害により倒壊及び焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生するものを除くものとする。

2 「廃棄物収集運搬業務」とは、第1項に規定する廃棄物について、この協定に基づき甲が乙に対して協力を要請した場合に、甲が指定する日時及び場所において、乙が保有する車両を用いて実施する廃棄物収集運搬業務をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、横手市内において災害が発生し、廃棄物収集運搬業務が必要と認められる場合には、乙に対し、家庭系一般廃棄物収集運搬業務要請書（様式第1号）により当該業務を要請するものとする。

2 前項の規定に関わらず、甲は、特に緊急を要すると判断した場合には、口頭又は電話等により乙に対して当該業務を要請し、事後において速やかに家庭系一般廃棄物収集運搬業務要請書を乙に対し通知することができる。

（実施）

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、甲の指示に従い、当該業務を実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定による業務が完了したときは、家庭系一般廃棄物収集運搬業務報告書（様式第2号）を作成し、甲に提出するものとする。

（経費負担）

第6条 この協定に基づき、甲の協力要請に応じて乙が実施した当該業務に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項に規定する経費の負担額は、災害が発生する直前における適正な価格を基準とし、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平常時から情報の交換に努めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(補則)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年1月31日

甲 横手市中央町8番2号

横手市長 高橋 大

乙 横手市平鹿町浅舞字福田399番地1
協同組合 横手環境協議会
代表理事 後藤 薫

2-5 災害時におけるし尿収集運搬に関する協定

(市、横手環境保全振興会、有限会社 横手環境管理サービス)

災害時におけるし尿等収集運搬に関する協定書

横手市（以下「甲」という。）と 代表団体 横手環境保全振興会・協力企業 有限会社横手環境管理サービス（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が横手市内において発生した際に、し尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の収集運搬業務を円滑に実施するために必要な事項を定め、災害に対し迅速に対応することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「し尿等」とは、横手市内において災害が発生した際に、一般世帯及び避難所等から排出されるし尿及び浄化槽汚泥をいう。

2 「し尿等収集運搬業務」とは、第1項に規定するし尿等について、この協定に基づき甲が乙に対して協力を要請した場合に、甲が指定する日時及び場所において、乙が保有する車両を用いて実施するし尿等収集運搬業務をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、横手市内において災害が発生し、し尿等収集運搬業務が必要と認められる場合には、乙に対し、し尿等収集運搬業務要請書（様式第1号）により当該業務を要請するものとする。

2 前項の規定に関わらず、甲は、特に緊急を要すると判断した場合には、口頭又は電話等により乙に対して当該業務を要請し、事後において速やかにし尿等収集運搬業務要請書を乙に対し通知することができる。

（実施）

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、甲の指示に従い、当該業務を実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定による業務が完了したときは、し尿等収集運搬業務報告書（様式第2号）を作成し、甲に提出するものとする。

（経費負担）

第6条 この協定に基づき、甲の協力要請に応じて乙が実施した当該業務に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項に規定する経費の負担額は、災害が発生する直前における適正な価格を基準とし、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平常時から情報の交換に努めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(補則)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため本書3通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年1月31日

甲 横手市中央町8番2号

横手市長 高橋 大

乙

(代表団体)

横手市平鹿町浅舞字福田399番地3
横手環境保全振興会
会長 後藤 薫

(協力企業)

横手市睦成字閑根81番地
有限会社 横手環境管理サービス
代表取締役 佐藤 充子

様式第1号（第3条関係）

し尿等収集運搬業務要請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

横手環境保全振興会様

横手市 〇〇〇〇課

発信者 〇〇 〇〇

TEL

FAX

災害時におけるし尿等収集運搬業務に関する協定に基づき、次のとおりし尿等収集運搬業務について協力を要請します。

業務を実施する場所の住所	別紙リストの通り
業務を実施する場所の名称等	別紙リストの通り

実施する場所の地図 別添

し尿等の搬入先 横手衛生センター及び雄物川衛生センター

特記事項

横手市確認欄

協力要請 令和 年 月 日 午前・午後 時 分

(要請方法：手渡し・口頭・電話・メール・その他 ())

様式第2号（第5条関係）

し尿等収集運搬業務報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

横手市長

会社名 株式会社 〇〇〇〇

担当者名 〇〇〇〇

TEL

災害時におけるし尿等収集運搬業務に関する協定に基づき、実施したし尿等収集運搬業務について、次のとおり報告します。

実施日時	業務を実施した 場所の名称等	車両 台数	収集量 (kl)	搬入先	備考
令和 年 月 日 午前・午後 時 分					

横手市確認欄

業務報告 令和 年 月 日 午前・午後 時 分

特記事項

課長	課長代理	係長	担当

3 地震被害想定と災害廃棄物発生量の推計

3-1 推計方法

発災後の災害廃棄物発生量の推計は、原則として国対策指針に示される推計方法に準拠する。

なお、大規模災害発生時は、被害状況（全壊、半壊等の状況）が把握できるまで、日数を要することから、あらかじめ本計画において対象とする災害を設定し、種類別の災害廃棄物発生量を推計する。速やかな処理実行計画の策定を図るために、本推計値を基に、実際の被害状況（全壊、半壊等の状況）から災害廃棄物発生量をおおまかに推定することが望ましい。

（1）災害廃棄物発生量（全体量）の推計方法

災害廃棄物発生量の推計の流れ及び推計式に用いる係数については次のとおりとする。

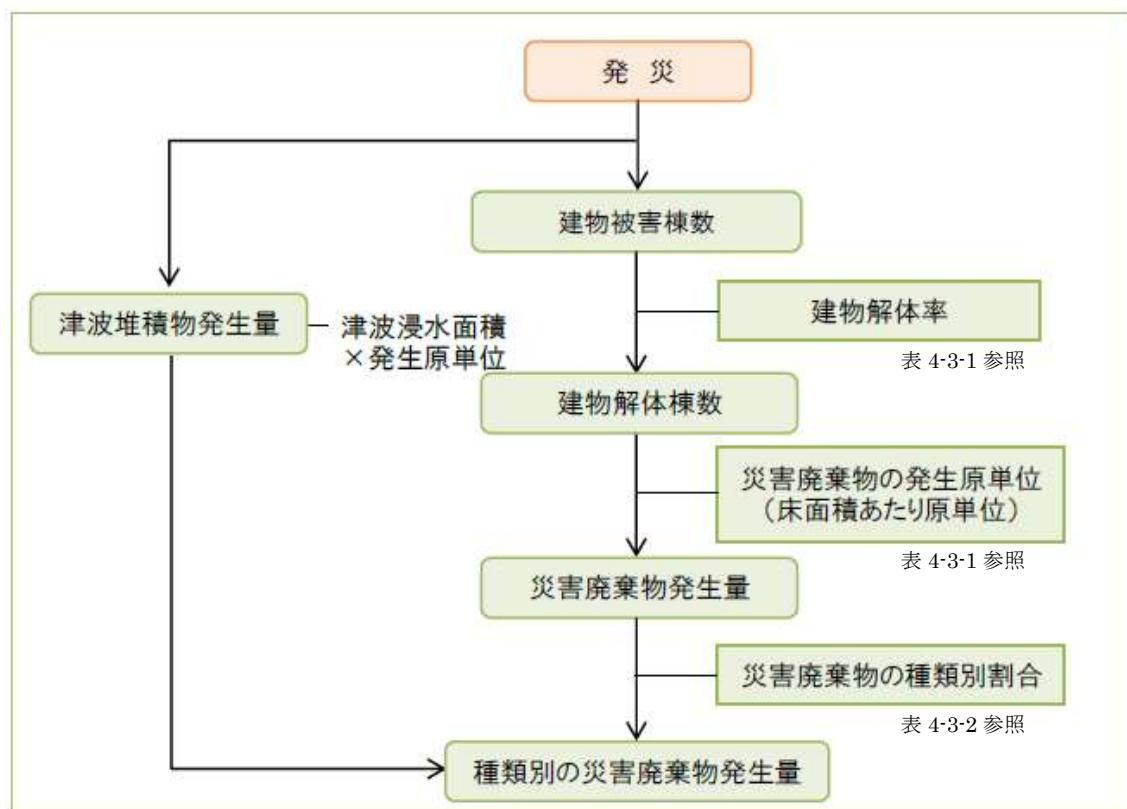


図 4-3-1 災害廃棄物発生量の推計手順

出典：県処理計画【本編】P19（令和7年3月改定、秋田県）

$$Y = Y_1 + Y_2$$

Y:災廃棄物全体量(t)

Y₁:建物解体に伴い発生する災害廃棄物量(t)

Y₂:建物解体以外に発生する災害廃棄物量(t)

$$Y_1 = (X_1 + X_2) \times a \times b_1 + (X_3 + X_4) \times a \times b_2$$

X₁、X₂、X₃、X₄:被災棟数(棟)

添え字 1:住家全壊, 2:非住家全壊, 3:住家半壊, 4:非住家半壊

a:災害廃棄物発生原単位(t/棟)

$$a = A_1 \times a_1 \times r_1 + A_2 \times a_2 \times r_2$$

A₁:木造床面積(m²/棟)

A₂:非木造床面積(m²/棟)

a₁:木造建物発生原単位(t/m²)

a₂:非木造建物発生原単位(t/m²)

r₁:解体棟数の構造内訳(木造)(-)

r₂:解体棟数の構造内訳(非木造)(-)

b₁:全壊建物解体率(-)

b₂:半壊建物解体率(-)※

$$Y_2 = (X_1 + X_2) \times CP$$

CP:片付けごみ及び公物等量発生原単位(t/棟)

※市町村が半壊建物の解体廃棄物を処理しない場合は半壊建物解体率をゼロに設定するなど実態に合わせて半壊建物解体率を修正することとする。

図 4-3-2 災害廃棄物発生量の推計方法

出典：国対策指針【技 14-2】

項目	細目	記号	単位	地震 (揺れ)	地震 (津波)	水害	土砂災害
建物発生原単位	木造建物	a ₁	t/m ²	0.5(火災焼失は 0.33※1)			
	非木造建物	a ₂		1.2(火災焼失は 1.01※1)			
延べ床面積	木造建物	A ₁	m ² /棟	市町村ごとあるいは都道府県ごとに固定資産の価格等の概要調書(総務省)より入手(市町村ごとの参考値を資料編に示す)			
	非木造建物	A ₂					
解体棟数の木造、 非木造の内訳	木造:非木造	r ₁ :r ₂	—	国対策指針の設定値より、木造:97.9%、非木造:2.1% (資料編の発生量推計では、地震及び水害の被害想定に基づく建物構造別の被害量を使用)			
解体率	全壊	b ₁	—	0.75	1.00	0.5	
	半壊※2	b ₂	—	0.25 (0)	0.25 (0)	0.1 (0)	
片付けごみを含む 公物等量	全壊棟数	CP	t/棟	53.5	82.5	30.3	164

表 4-3-1 推計に用いる各係数

※1 火災焼失による減量率(木造 34%および非木造 16%)を考慮した原単位

※2 市町村が半壊建物の解体廃棄物を処理しない場合は半壊建物解体率をゼロに設定するなど実態に合わせて半壊建物解体率を修正することとする。

出典：国対策指針【技 14-2】(一部編集)

(2) 片付けごみ発生量の推計方法

片付けごみ発生量の推計の流れ及び推計式については次のとおりとする。

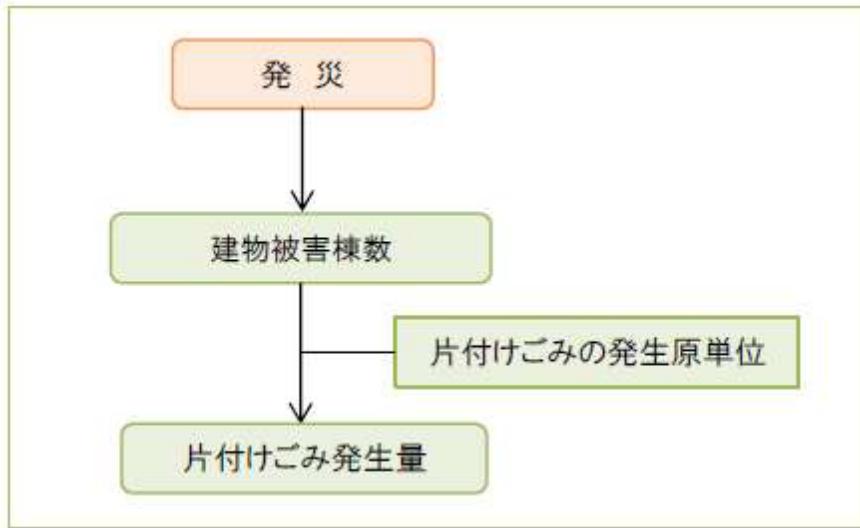


図 4-3-3 片付けごみ発生量の推計手順

出典：県処理計画【本編】P21（令和7年3月改定、秋田県）

$$C = (X_1 + X_2 + X_3 + X_4 + X_5 + X_6 + X_7) \times c$$

C:片付けごみ発生量(トン)

$X_1, X_2, X_3, X_4, X_5, X_6, X_7$:被災棟数(棟)

添え字 1:住家全壊、2:非住家全壊、3:住家半壊、4:非住家半壊、5:住家一部破損、

6:床上浸水、7:床下浸水

c:片付けごみ発生原単位 地震:1.7(t/棟)、水害:2.5(t/棟)

図 4-3-4 片付けごみ発生量の推計方法

出典：国対策指針【技14-2】

※ 横手市は内陸部に位置することから津波被害建物に関する式を省略している。

3-2 組成割合

災害廃棄物の組成は、過去の災害の処理実績（表 4-3-2）に基づく組成割合等を参考とする。

災害	柱材・角材 リサイクル	コンクリート 再生資材化	可燃物 焼却処理	金属くず リサイクル	不燃物 埋立処分	その他 埋立処分等	土砂 再生資材化
地 震 揺れ ^{※1}	15.3	48.5	5.4	0.8	30.0	0	0
津波 ^{※2}	4.6	41.2	17.0	2.5	30.2	4.5	0
水害 ^{※3}	8.6	30.0	8.5	1.4	21.3	1.2	29.0
火災 ^{※4}	2.3	54.4	0.4	4.1	38.9 ^{※4}	0	0

表 4-3-2 災害廃棄物の組成割合 (単位 : %)

※1 平成 30 年熊本地震の事例

※2 東日本大震災の事例

※3 平成 30 年 7 月豪雨の岡山県の事例。水害については、組成項目を変更し別途示す。(P141)

※4 平成 28 年新潟県糸魚川市大規模火災の事例 (燃えがらを不燃物とした)

出典：国対策指針【技 14-2】

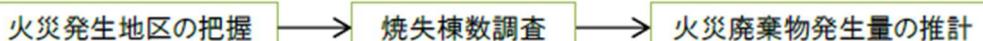
火災廃棄物への対応

市町村は、あらかじめ木造住宅が密集している地域を把握し、次の例を参考に火災廃棄物の発生量を推計できるようにしておく必要がある。

【初動における火災廃棄物の発生量推計方法】

発災直後に木造、非木造別の焼失棟数を把握することは困難であるが、焼失棟数の発表を待っていると災害廃棄物処理が停滞する可能性がある。したがって、市町村は、火災発生地区を把握した時点で、住宅地図等から当該地区の焼失棟数を大まかに把握して火災廃棄物発生量を推計する。

なお、具体的な焼失棟数が把握できたときは、その時点で火災廃棄物発生量を見直し、災害廃棄物処理実行計画を修正する。



火災現場の状況

出典：糸魚川市 HP

3-3 地震による災害廃棄物発生量の推計

(1) 秋田県災害廃棄物処理計画による対象地震

県処理計画による対象地震は表 4-3-3 に示すとおり、27 地震である。

表 4-3-3 秋田県災害廃棄物処理計画の対象地震

No.	想定地震	M	最大震度	最大震度の市町村	分類
1	能代断層帯	7.1	7	能代市、三種町	内陸型
2	花輪東断層帯	7.0	7	鹿角市	内陸型
3	男鹿地震	7.0	6強	男鹿市、潟上市	内陸型
4	天長地震	7.2	7	秋田市、潟上市	内陸型
5	秋田仙北地震震源北方	7.2	7	大仙市、仙北市	内陸型
6	北由利断層	7.3	7	秋田市、由利本荘市	内陸型
7	秋田仙北地震	7.3	7	大仙市、横手市	内陸型
8	横手盆地東縁断層帯北部	7.2	6強	横手市、大仙市 仙北市、美郷町	内陸型
9	横手盆地東縁断層帯南部	7.3	6強	横手市、湯沢市、大仙市 美郷町、東成瀬村	内陸型
10	真昼山地東縁断層帯北部	7.0	6弱	横手市、大仙市 仙北市、美郷町	内陸型
11	真昼山地東縁断層帯南部	6.9	6弱	横手市、大仙市、美郷町	内陸型
12	象潟地震	7.3	7	にかほ市	内陸型
13	横手盆地真昼山地連動	8.1	7	横手市、湯沢市、大仙市 仙北市、美郷町、東成瀬村	内陸型、 連動
14	秋田仙北地震 震源北方秋田仙北地震連動	7.7	7	横手市、大仙市、仙北市 美郷町、羽後町	内陸型、 連動
15	天長地震北由利断層連動	7.8	7	秋田市、由利本荘市 大仙市	内陸型、 連動
16	津軽山地西縁断層帯南部	7.1	6弱	小坂町	内陸型
17	折爪断層	7.6	6強	鹿角市、小坂町	内陸型
18	雫石盆地西縁断層帯	6.9	5強	大仙市、仙北市	内陸型
19	北上低地西縁断層帯	7.8	6弱	横手市、湯沢市、大仙市 仙北市、美郷町、東成瀬村	内陸型
20	庄内平野東縁断層帯	7.5	6強	にかほ市	内陸型
21	新庄盆地断層帯	7.1	5強	湯沢市	内陸型
22	海域A	7.9	6弱	能代市、男鹿市、潟上市 三種町、八峰町、井川町 大潟村	海域
23	海域B	7.9	6強	男鹿市	海域
24	海域C	7.5	5強	にかほ市	海域
25	海域A+B連動	8.5	6強	秋田市、能代市、男鹿市、潟上市 三種町、八峰町、五城目町 八郎潟町、井川町、大潟村	海域、 連動
26	海域B+C連動	8.3	6強	能代市、男鹿市、潟上市 三種町、井川町、大潟村	海域、 連動
27	海域A+B+C連動	8.7	7	男鹿市、三種町	海域、 連動

出典：秋田県地震被害想定調査報告書（平成 25 年 8 月、秋田県）

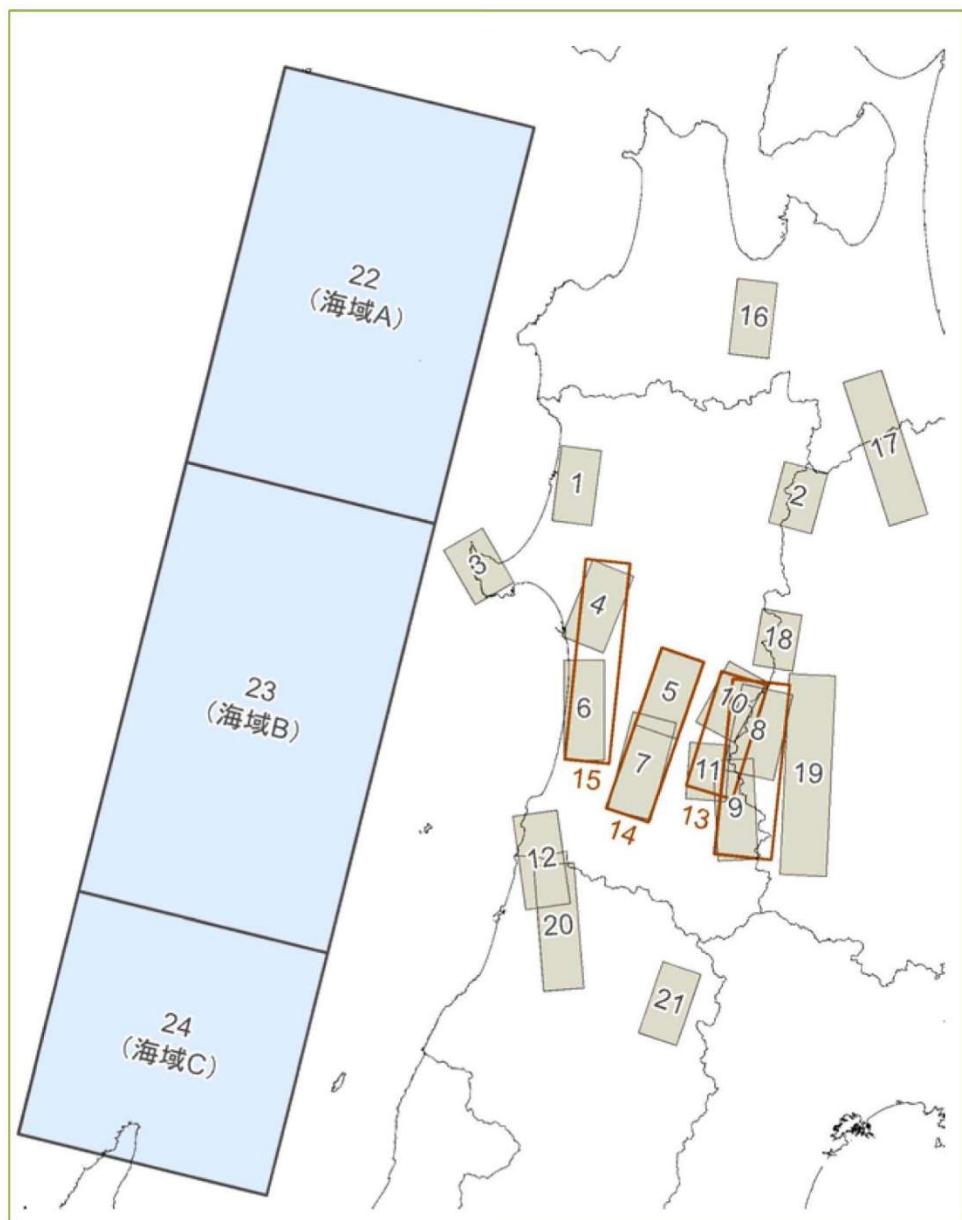


図 4-3-3 対象地震の震源域

出典：秋田県地震被害想定調査報告書（平成 25 年 8 月、秋田県）

（2） 横手市地域防災計画による対象地震

市地域防災計画による対象地震は、「秋田県地震被害想定調査（平成 25 年 8 月、秋田県）」に記載されている「横手盆地真昼山地連動地震」（表 4-3-3 における No.13）であり、同一のデータを使用している。

以上から、被害想定及び災害廃棄物発生量（推計）は、県処理計画に記載された対象地震毎の推計値を使用する。

(3) 秋田県災害廃棄物処理計画における地域区分

県処理計画において、横手市は第2ブロックに区分されている。

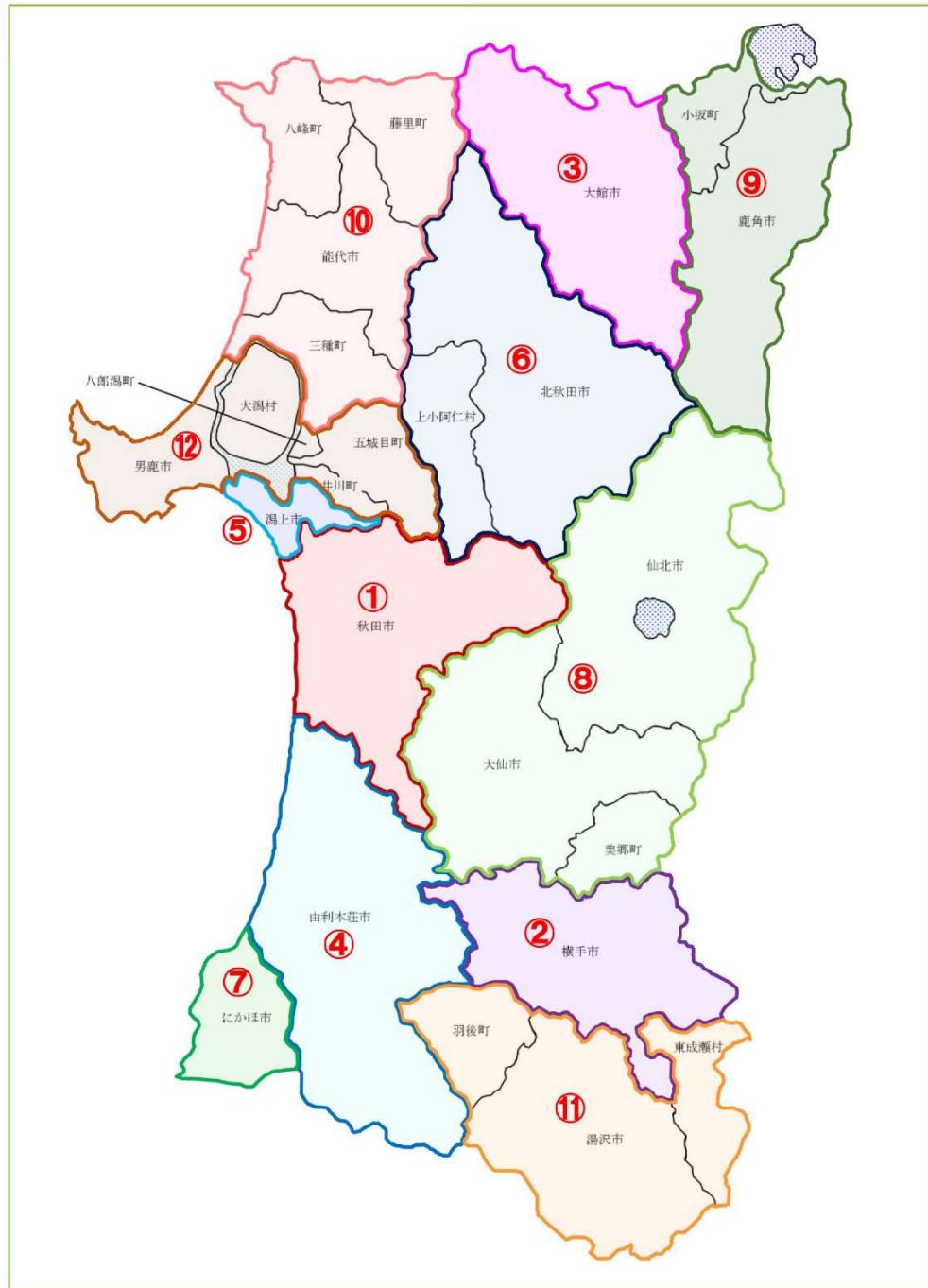


図 4-3-4 秋田県地域区分

出典：県処理計画【資料編】P79（令和7年3月改定、秋田県）

(4) 対象地震における横手市の全壊・半壊棟数

対象地震における横手市の全壊・半壊棟数の予測値を表 4-3-4 に示す。

横手市内の被害が最大と予測される地震は、市地域防災計画にも記載されており、「No.13 横手盆地真昼山地連動地震」である。

表 4-3-4 対象地震における全壊・半壊棟数（予測）

No.	想定地震	全壊棟数	半壊棟数
1	能代断層帯	0	0
2	花輪東断層帯	0	0
3	男鹿地震	0	0
4	天長地震	4	1
5	秋田仙北地震震源北方	356	2,729
6	北由利断層	76	281
7	秋田仙北地震	7,477	13,686
8	横手盆地東縁断層帯北部	444	4,365
9	横手盆地東縁断層帯南部	4,983	17,107
10	真昼山地東縁断層帯北部	71	440
11	真昼山地東縁断層帯南部	251	3,528
12	象潟地震	24	41
13	横手盆地真昼山地連動	27,405	21,868
14	秋田仙北地震震源北方秋田仙北地震連動	23,022	16,164
15	天長地震北由利断層連動	673	4,841
16	津軽山地西縁断層帯南部	0	0
17	折爪断層	1	0
18	雫石盆地西縁断層帯	1	0
19	北上低地西縁断層帯	92	2,083
20	庄内平野東縁断層帯	35	64
21	新庄盆地断層帯	1	0
22	海域A	17	1
23	海域B	23	17
24	海域C	1	0
25	海域A+B連動	85	720
26	海域B+C連動	105	300
27	海域A+B+C連動	133	1,788

※秋田県地震被害想定における、全壊・半壊棟数が最大となる冬の条件を採用している。

出典：県処理計画【資料編】P80～82（令和7年3月改定、秋田県）

(5) 想定地震別の災害廃棄物発生量

表 4-3-5 想定地震別の災害廃棄物発生量

No.	想定地震	災害廃棄物発生量 (t)		秋田県全体に横手市の発生量が占める割合(%)
		①横手市	②秋田県全体	
1	能代断層帯	24	2,002,372	0
2	花輪東断層帯	0	171,544	0
3	男鹿地震	9	527,823	0
4	天長地震	431	3,601,465	0
5	秋田仙北地震震源北方	73,455	2,311,044	3
6	北由利断層	14,474	3,981,068	0
7	秋田仙北地震	944,172	3,049,052	31
8	横手盆地東縁断層帯北部	110,906	599,313	19
9	横手盆地東縁断層帯南部	765,575	1,556,641	49
10	真昼山地東縁断層帯北部	14,015	335,226	4
11	真昼山地東縁断層帯南部	80,169	224,951	36
12	象潟地震	2,960	1,014,639	0
13	横手盆地真昼山地連動	3,076,502	8,286,351	37
14	秋田仙北地震 震源北方秋田仙北地震連動	2,523,476	6,438,455	39
15	天長地震北由利断層連動	133,792	5,727,208	2
16	津軽山地西縁断層帯南部	0	7,052	0
17	折爪断層	60	35,301	0
18	雫石盆地西縁断層帯	51	17,771	0
19	北上低地西縁断層帯	41,969	364,245	12
20	庄内平野東縁断層帯	4,356	225,703	2
21	新庄盆地断層帯	64	3,220	2
22	海域A	2,375	2,016,657	0
23	海域B	3,509	2,221,284	0
24	海域C	131	84,914	0
25	海域A+B連動	25,210	8,458,845	0
26	海域B+C連動	19,665	4,536,211	0
27	海域A+B+C連動	45,153	16,028,060	0

出典：県処理計画【資料編】P83～87（令和7年3月改定、秋田県）

(6) 想定地震別の選別後の組成別災害廃棄物発生量

表 4-3-6 想定地震別の選別後の組成別災害廃棄物発生量（横手市）

No.	選別後の組成別災害廃棄物（t）						
	柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	その他	合計
1	4	12	1	0	7	0	24
2	0	0	0	0	0	0	0
3	1	4	0	0	3	0	9
4	66	209	23	3	129	0	431
5	11,072	35,700	3,903	630	22,150	0	73,455
6	1,802	7,205	623	220	4,623	0	14,474
7	140,858	459,542	49,601	8,466	285,705	0	944,172
8	16,201	54,135	5,694	1,082	33,795	0	110,906
9	112,540	373,369	39,575	7,289	232,803	0	765,575
10	2,037	6,846	716	139	4,278	0	14,015
11	11,562	39,198	4,058	820	24,530	0	80,169
12	453	1,435	160	24	888	0	2,960
13	461,170	1,496,390	162,464	27,029	929,449	0	3,076,502
14	381,998	1,225,727	134,693	21,226	759,833	0	2,523,476
15	20,297	64,967	7,158	1,114	40,256	0	133,792
16	0	0	0	0	0	0	0
17	9	29	3	0	18	0	60
18	8	25	3	0	15	0	51
19	6,009	20,540	2,108	440	12,872	0	41,969
20	667	2,113	235	35	1,307	0	4,356
21	10	31	3	1	19	0	64
22	108	971	401	59	712	106	2,357
23	161	1,446	597	88	1,060	158	3,509
24	6	54	22	3	40	6	131
25	1,087	10,804	3,759	681	7,888	992	25,210
26	886	8,207	3,211	504	6,008	849	19,665
27	2,046	18,779	7,454	1,150	13,752	1,972	45,153

出典：県処理計画【資料編】P89～115（令和7年3月改定、秋田県）

4 水害想定と災害廃棄物発生量の推計

4-1 想定する水害の情報

想定する風水害は平成24年度国土数値情報をもとに、雄物川（一級河川）・雄物川水系（一級河川）における河川が氾濫すると想定した。平成24年度国土数値情報における想定する風水害の情報を表4-4-1、浸水想定区域図を図4-4-1～2に示す。

表 4-4-1 想定する風水害の情報

水系	河川名	関係市町村	想定降雨
一級河川 雄物川	雄物川	秋田市、大仙市 美郷町、横手市 羽後町、湯沢市	椿川地点上流 雄物川流域の2日間総雨量241mm 椿川地点下流 雄物川流域の2日間総雨量259mm
一級河川 雄物川水系	横手川	横手市、大仙市 美郷町	横手川流域の2日間総雨量503mm
	上溝川	横手市	上溝川流域の24時間総雨量523mm
	横手大戸川	大仙市、美郷町 横手市	横手大戸川流域の24時間総雨量545.5mm
	頭無川	横手市	頭無川流域の24時間総雨量545.5mm
	皆瀬川	横手市、湯沢市	皆瀬川流域の1時間総雨量50mm
	成瀬川	横手市、東成瀬村	成瀬川流域の1時間総雨量51mm

出典：平成24年度国土数値情報（浸水想定域）

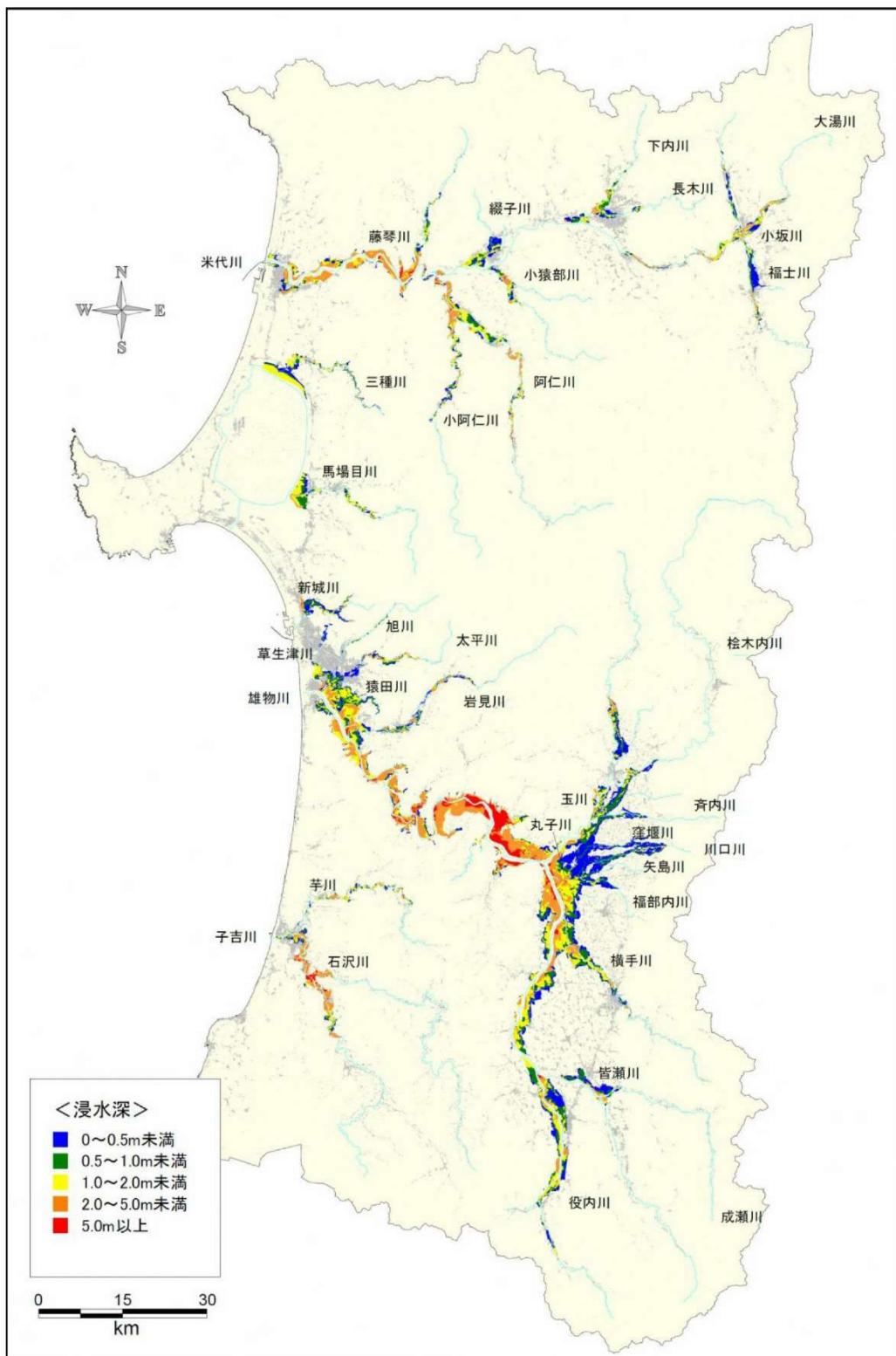


図 4-4-1 浸水想定域図

出典：平成 24 年度国土数値情報（浸水想定域）

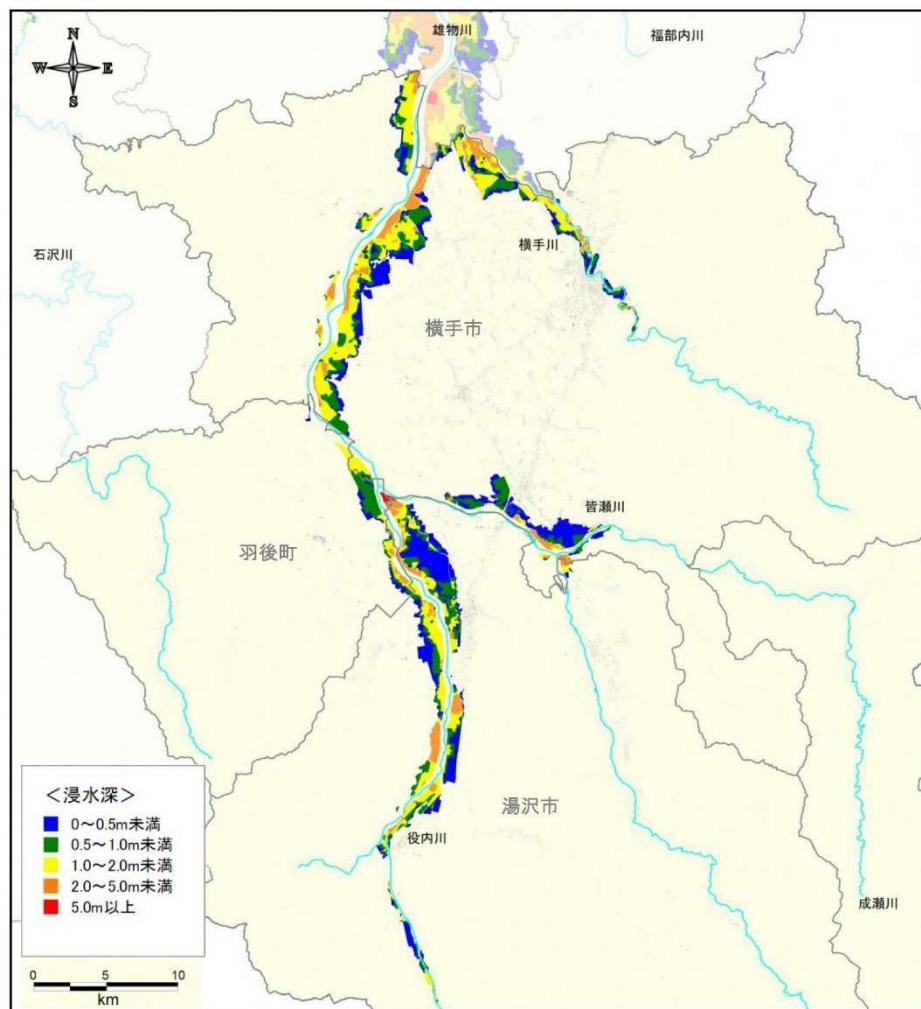


図 4-4-2 雄物川上流域の氾濫による浸水想定区域

4-2 組成別の災害廃棄物発生割合

過去の大規模水害における組成割合は表4-4-2のとおりである。

表 4-4-2 過去の大規模水害における組成割合 (%)

	可燃物	不燃物	金属くず	廃家電	混合廃棄物	危険物・処理困難廃棄物	合計
組成割合	10.9	32.1	0.6	0.4	25.9	30.1	100.0

出典：県処理計画【資料編】P179（令和7年3月改定、秋田県）（一部編集）

平成30年7月豪雨に伴う岡山県倉敷市の災害廃棄物処理の記録

（令和3年3月、環境省中国四国地方環境事務所、倉敷市）（一部編集）

可燃物：可燃廃棄物、木くず等

不燃物：不燃廃棄物、瓦等

混合廃棄物：混合廃棄物、廃畳等

危険物・処理困難廃棄物：コンクリートがら、土砂混じりがれき類、その他等

4-3 水害廃棄物発生量の推計

水害廃棄物発生量の推計を表4-4-3に示す。

表 4-4-3 横手市における水害廃棄物発生量の推計

水系	河川名	建物被害棟数（棟）			水害廃棄物発生量（t）
		全壊	半壊	床下浸水	
一級河川 雄物川	雄物川	2,417	6,421	3,907	171,888
一級河川 雄物川水系	横手川	2,515	5,491	3,385	176,871
	上溝川	496	797	234	32,561
	横手大戸川	20	380	285	3,151
	頭無川	3	1,768	2,440	10,017
	皿川	0	90	291	477
	皆瀬川	11	26	1	763
	成瀬川	28	80	16	2,015

出典：県処理計画【資料編】P172～175（令和7年3月改定、秋田県）

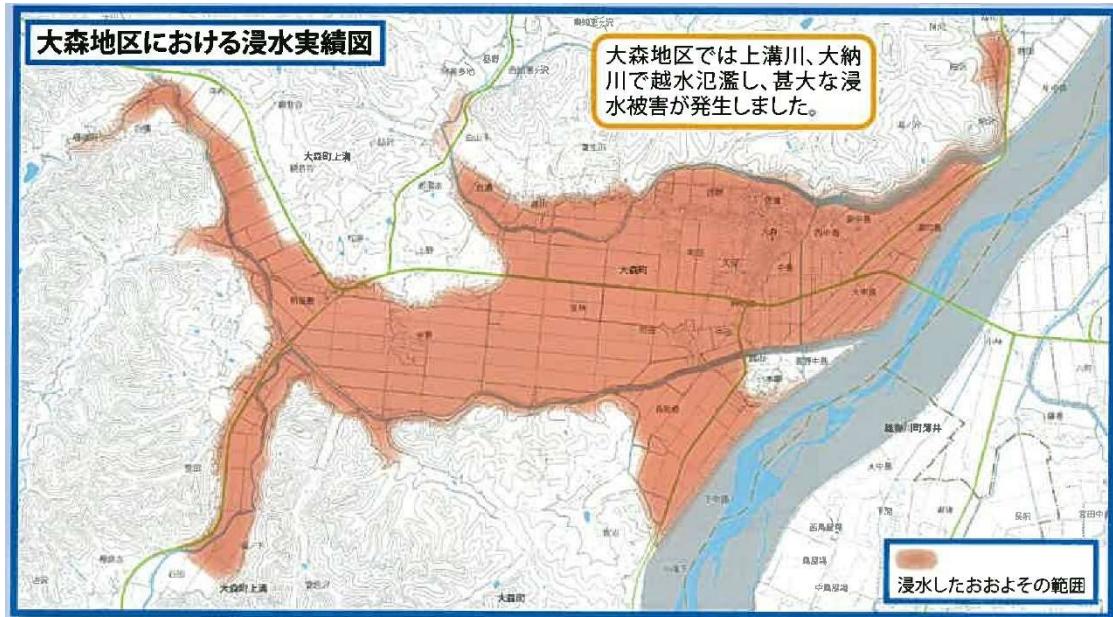
4-4 平成29年大雨による横手市の被害状況及び災害廃棄物処理状況

（1）災害による被害状況

平成29年7月22日から23日にかけて、東北地方及び北陸地方付近に停滞する梅雨前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、前線の活動が活発になり、東北地方や北陸地方を中心に大雨となり、横手市では1時間あたりの最大雨量が7月22日20時に66.5mm、24時間最大雨量は310mmを記録した。この雨により雄物川や中小河川で氾濫が発生し、住家の浸水や道路の冠水、農作物の被害、停電などの被害が発生した。

横手市の被害としては、大森地区を中心に負傷者3名の人的被害をはじめ住宅の半壊4戸、床上浸水211戸、床下浸水442戸の住居被害と、道路冠水34箇所、土砂崩れ74箇所の被害があった。

図4-4-3 大森地区における浸水実績図



出典：横手市防災マップ（平成30年3月）

表4-4-4 平成29年大雨による横手市の被害状況

項目	件数			備考
人的被害		3		
	人的死者	0		
	行方不明	0		
	重傷	0		
	軽傷	3		<ul style="list-style-type: none"> 大森町（80代女性、自宅の排水作業中左足を負傷したもの） 大森町（60代女性、自宅付近の冠水した道路を歩行中右足を負傷したもの） 大森町（60代女性、床上浸水した自宅で床下収納スペースに誤って転落し、両足と腕を負傷したもの）
道路冠水	34			
土砂崩れ	74			
家屋被害	床上浸水	211	住家	162
			非住家	49
	床下浸水	442	住家	-
			非住家	-
	一部損壊	0	住家	0
			非住家	0
	半壊	4	住家	3
			非住家	1
	全壊	0	住家	0
			非住家	0
その他	92			・用水池決壊7、農地等冠水11、水路崩落18、その他56

※床上浸水以上は住家、非住家に分類。非住家には住家でも災害発生時点で居住実態内のものを含む。

(2) 災害廃棄物の仮置場受入搬出及び処理状況

平成29年7月23日13時より横手市大森町上溝字松原地内山村広場(通称おまつり広場)を災害廃棄物仮置場に指定し、一般の災害廃棄物搬入を8月10日まで受け入れを行った。また、自己搬入が困難な住民に対して、間口収集を7月26日より8月10日まで実施し仮置場に集積した。

仮置場の災害廃棄物は、7月26日よりクリーンプラザよこてや産業廃棄物処理許可業者等への搬出を開始したが、約2,500枚の畳は仮置場でロードカッターを用いて裁断してからクリーンプラザよこてへ搬出した。9月5日をもって家電4品目以外の災害廃棄物の搬出が完了し、家電4品目も10月31日で搬出が完了し、仮置場を閉鎖した。また、クリーンプラザよこてに搬出された災害廃棄物の処理は、平成30年1月15日をもって完了した。

表4-4-5に災害廃棄物の総量と、クリーンプラザよこて及び業者受け入れ量を示す。

表4-4-5 平成29年大雨水害による災害廃棄物の総量

災害廃棄物(総量)	1,193.25 t	
* クリーンプラザよこて搬入	858.68	t
* 業者受け入れ分	334.57	t
* 個数換算分(総量に含まず)	テレビ	278 台
	冷蔵庫	233 台
	洗濯機	108 台
	エアコン	26 台
	マットレス	50 枚
	畳	54 枚
	タイヤ	1,455 本
	消火器	65 本
	廃油	850 ℥

表 4-4-6 平成 29 年大雨水害により発生した災害廃棄物と処分先

災害廃棄物の種類	処分量	処分先（取り扱い先）
可燃性混合ごみ	744.2 t	クリーンプラザよこて
ガラスせともの	1.41 t	クリーンプラザよこて
小型家電	6.58 t	クリーンプラザよこて
燃やさないごみ	6.18 t	クリーンプラザよこて
畳（仮置場で切断分）	100.31 t	クリーンプラザよこて
木くず	189.06 t	羽後環境
草類	54.30 t	羽後環境
石膏ボード	1.61 t	羽後環境
混合廃棄物	52.34 t	羽後環境
廃プラスチック	0.23 t	羽後環境
混合廃棄物（金属類）	33.68 t	山本産業
混合廃棄物（非金属）	3.35 t	山本産業
マットレス	50 枚	羽後環境
畳	54 枚	羽後環境
タイヤ	1,455 本	（株）サユウ、青森通運（株）（ホール無しタイヤ）
消火器	65 本	株式会社タカギ
廃油	850 ℥	今野石油
テレビ	278 台	日本通運株式会社
冷蔵庫	233 台	日本通運株式会社
洗濯機	108 台	日本通運株式会社
エアコン	26 台	日本通運株式会社

5 仮設トイレの想定必要数とレンタル業者一覧

(1) 避難所し尿発生量及び仮設トイレ基数の推計方法

県処理計画による避難所におけるし尿発生量及び仮設トイレ必要基数の推計条件は表 4-5-1 のとおりである。

表 4-5-1 推計条件

仮設トイレの平均的容量	400 L/基
し尿の1人1日平均排出量	1.7 L/人・日
収集計画	3日（3日に1回収集）
仮設トイレ設置目安	仮設トイレの平均的容量/し尿の1人1日平均排出量/収集計画=78.4（人/基）
仮設トイレ必要基数	仮設トイレ必要人数（避難者数）/仮設トイレ設置目安

出典：国対策指針【技 14-3】

(2) 避難所のし尿発生量及び仮設トイレ必要基数

想定災害の避難所におけるし尿発生量及び仮設トイレ必要基数の推計条件は表 4-5-2 のとおりである。

表 4-5-2 (1) 想定地震別の避難所におけるし尿発生量及び仮設トイレ必要基数

No.	想定地震	し尿発生量（L/日）	仮設トイレ必要設置数（基）
1	能代断層帯	0	0
2	花輪東断層帯	0	0
3	男鹿地震	0	0
4	天長地震	15	1
5	秋田仙北地震震源北方	8,888	67
6	北由利断層	2,093	16
7	秋田仙北地震	36,108	271
8	横手盆地東縁断層帯北部	13,889	105
9	横手盆地東縁断層帯南部	43,404	326
10	真昼山地東縁断層帯北部	2,927	22
11	真昼山地東縁断層帯南部	11,711	88
12	象潟地震	85	1
13	横手盆地真昼山地運動	77,595	582
14	秋田仙北地震震源北方秋田仙北地震運動	62,028	466
15	天長地震北由利断層運動	10,037	76
16	津軽山地西縁断層帯南部	0	1
17	折爪断層	1	1
18	雫石盆地西縁断層帯	1	1
19	北上低地西縁断層帯	7,953	60
20	庄内平野東縁断層帯	704	6
21	新庄盆地断層帯	1	1
22	海域A	32	1
23	海域B	54	1
24	海域C	1	1
25	海域A+B運動	1,379	11
26	海域B+C運動	0	0
27	海域A+B+C運動	2,382	18

出典：県処理計画【資料編】P116～118（令和7月3月改定、秋田県）

表 4-5-2 (2) 想定水害の避難所におけるし尿発生量及び仮設トイレ必要基数

水系	河川名	し尿発生量 (L/日)	仮設トイレ必要設置数 (基)
一級河川 雄物川水系	雄物川	36,661	276
	横手川	33,210	250
	上溝川	5,364	41
	横手大戸川	1,659	13
	頭無川	7,347	56
	皿川	374	3
	皆瀬川	155	2
	成瀬川	449	4

※し尿発生量は、床下・床上浸水棟数に1棟当たりの居住者数を乗じて算出した。

※1 棟当たりの居住者数は令和5年 住宅・土地統計調査（令和6年9月、総務省）から、世帯人員を世帯数で除して算出した。 $(912,700/373,700=2.44)$

(3) 仮設トイレレンタル業者一覧 令和7年9月末現在

横手市内の仮設トイレレンタル業者と仮設トイレの保有数は表 4-4-3 のとおりである。

保有数についてはレンタル中や、横手市以外の事業所へ移動している場合が想定されることから、災害時には各レンタル業者へ直接聞き取りを行うなどして保有実数を把握する。

また、常時の保有数についても、災害発生当初における仮設トイレ手配の目安となることから適宜、レンタル業者へ確認を行う。

表 4-5-3 横手市内の仮設トイレレンタル業者一覧

名称	住所	電話番号	保有数
(株) アクティオ 横手営業所	横手市柳田字笛崎 156-1	0182-32-8577	100 基 ^{※2}
(株) 大曲産業機械 横手支店	横手市朝日が丘3丁目1-60	0182-36-0012	231 基 ^{※2}
(株) カナモト 横手営業所	横手市柳田字新藤 268	0182-33-6333	85 基 ^{※1}
日東レンタル (株) 横手営業所	横手市前郷字上在家 67-1	0182-33-1511	50 基 ^{※2}
日本パイオニア (株) 横手営業所	横手市平鹿町下吉田字吉田 31	0182-38-7080	14 基 ^{※2}
(株) ほくとう 横手営業所	横手市柳田字五大尊 71-7	0182-33-5351	1,000 基 ^{※2}

※1：支店・営業所保有台数、※2：拠点からの取り寄せによる最大確保可能台数（聞き取り調査による）

6 広報用チラシ作成例

災害がれき分別のお願い

被災した家屋の整理・清掃をされる際、さまざまなごみが発生しますが、のちのちのごみ処理に支障がありますので、次のように分別されるよう御協力をお願いします。 ※災害がれきの搬入場所は○○○○です。

分別の区分

- ①可燃系の混合物
- ②不燃系の混合物
- ③ガラス、瀬戸物
- ④家電4品目 (TV、冷蔵庫、洗濯機、エアコン)
- ⑤畳
- ⑥スプリングマットレス等
- ⑦コンクリートくず
- ⑧木くず
- ⑨金属くず

- ※ 通常の可燃ごみ、不燃ごみ等は、ごみステーションへお出し下さい。
- ※ ごみステーションに、災害がれきを出さないでください。
- ※ その他、取り扱えないもの
 - ・ガソリンや石油など危険物
 - ・農薬など取扱困難物
 - ・土砂
 - ・石綿含有物
 - ・太陽光パネル
 - ・解体業者による解体ごみなどの事業系ごみ
- ※ 請負による解体ごみは、基本的には産業廃棄物となり、建設リサイクル法又は産業廃棄物の処理ルートで処理願います。
- ※ 場内は徐行運転でお願いします。
- ※ 事故が起きた場合の責任は一切負えません。

このチラシに関する問い合わせ先：
横手市市民生活部生活環境課
TEL 0182-35-2184
(生活環境課直通)

7 連絡先一覧

名称	部局名	電話番号	FAX	備考
クリーンプラザ よこて	市民福祉部	0182-23-6146	0182-23-6147	
南東地区 最終処分場	市民福祉部	0182-36-8050	0182-36-8050	
横手 衛生センター	市民福祉部	0182-32-1974	0182-32-1977	
雄物川 衛生センター	市民福祉部	0182-22-5346	0182-22-5318	
協同組合 横手環境協議会		0182-38-8005	0182-38-8006	一般廃棄物収集運搬協定
横手環境保全振興会		0182-38-7035	0182-38-8006	し尿収集運搬協定
有限会社 横手環境管理サービス		0182-33-4006	0182-33-4025	し尿収集運搬協定
国	関東東北産業保安監督部東北支部保安課	022-221-4956	022-261-1376	都市ガス
秋田県	総合防災課	018-860-4563	018-824-1190	危険物、 高圧ガス、 LPガス
秋田県	クリーンエネルギー 産業振興課	018-860-2281	018-860-3869	火薬類
秋田県	医務薬事課	018-860-1401	018-860-3883	毒物・劇物
秋田県	環境整備課	018-860-1622	018-860-3835	災害廃棄物
平鹿地域振興局	福祉環境部	0182-32-4005	0182-32-3389	
	農林部	0182-32-9501	0182-33-2352	
	建設部	0182-32-6205	0182-32-0246	
国土交通省東北地方整備局 湯沢河川国道事務所		0183-73-3174	0183-73-3179	
一般社団 法人秋田県産業資源循環協会		018-863-7107	018-863-6977	
秋田県環境整備事業協同組合		0187-73-7701	0187-73-7710	
一般社団法人秋田県 LPガス協会		018-862-4918	018-862-4469	
秋田県高圧ガス協会		018-833-8236	018-835-2231	
一般社団法人日本消火器工業会		03-3866-6258	03-3864-5265	
廃家電指定 取引場所	(株)阪東商店	018-862-5734	018-862-5737	
	(株)県南 プレスセンター	0187-62-1439	0187-63-6053	
	日本通運(株) 秋田指定引取場所	018-816-0202	018-816-0055	
	日本通運(株) 横手指定引取場所	0182-35-4151	0182-32-9566	
	DOWA通運(株) 大館営業所	0186-49-3388	0186-49-7212	
	本荘運輸倉庫(株)	0184-22-1432	0184-24-3735	